

畑作物共済損害評価要綱

制定：平成30年 9 月25日付け30経営第1289号農林水産省経営局長通知
改正：平成31年 1 月17日付け30経営第2285号農林水産省経営局長通知
改正：令和元年 5 月24日付け元経営第194号農林水産省経営局長通知
改正：令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第3122号農林水産省経営局長通知
改正：令和 2 年12月25日付け 2 経営第2427号農林水産省経営局長通知
改正：令和 3 年 3 月18日付け 2 経営第3260号農林水産省経営局長通知
改正：令和 4 年 6 月24日付け 4 経営第951号農林水産省経営局長通知
改正：令和 6 年 8 月14日付け 6 経営第1152号農林水産省経営局長通知
改正：令和 7 年 5 月 9 日付け 7 経営第395号農林水産省経営局長通知

【 略語とその定義一覧 】

略語	定義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
損害認定準則	畑作物共済損害認定準則（平成30年 3 月28日農林水産省告示第652号）
引受要綱	畑作物共済引受要綱（平成30年 7 月27日付け30経営第1044号農林水産省経営局長通知）
現地調査要領	畑作物共済損害評価現地調査要領（平成30年 9 月25日付け30経営第1289号農林水産省経営局長通知）
事業規程等	事業規程又は共済事業の実施に関する条例
類区分	法第153条第 1 項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて農林水産大臣が定める区分
引受方式	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び地域インデックス方式
全相殺方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における収穫量を差し引いて減収量を算定するもの
半相殺方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、耕地（茶にあっては園地。以下同じ。）ごとに、その年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して減収量を算定するもの
災害収入共済方式	茶について、基準生産金額に補償限度割合を乗じて得た金額（共済限度額）の範囲内で申込者が申し出た金額を

	共済金額とする共済関係であつて、組合員等ごとに、共済事故によりその年産における価格の程度により調整を加えた収穫量が基準収穫量を下回る場合に、共済限度額からその年産における生産金額を差し引いて生産金額の減少額を算定するもの
地域インデックス方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であつて、統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準単収を下回る場合におけるその差に相当する10アール当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて減収量を算定するもの
支払開始損害割合	全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式において、共済金の支払が開始することになる損害割合
共済限度額割合	災害収入共済方式における共済限度額を算出するために基準生産金額に乗ずる割合として申込者が選択する割合
単位当たり共済金額	規則第144条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める二以上の金額
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は共済事業を行う全国連合会
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
地方農政局統計部等	地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部
出荷団体等	農業協同組合、製糖工場、でん粉加工工場、製糸業者等
出荷資料等	出荷数量及び自家用、贈答用等に供した数量（てん菜及びさとうきびにあっては当該数量及び糖分、茶にあっては当該数量及び価格）に関する資料等
畑作物連合会保険区分	共済目的の種類別の別、引受方式の別及び支払開始損害割合若しくは共済限度額割合の別の区分
畑作物政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分（災害収入共済方式及びその他の引受方式の区分）
畑作物再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分（災害収入共済方式及びその他の引受方式の区分）
連合会認定区分	畑作物連合会保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等以外の組合等が定める区分
政府保険認定区分	畑作物政府保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等が定める区分
政府再保険認定区分	畑作物再保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分

青色申告書等	青色申告書及び受払帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類
確定申告関係書類	規則第140条第6項第3号に規定する書類及び同号に規定する帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類
統計単収	作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第4条第3項の収穫量調査に基づく10アール当たりの作物の種類別収穫量
基準統計単収	規則第96条第1項第3号に規定する基準統計単収
基準単収	10アール当たり基準収穫量
全筆調査単収	全筆調査に基づく10アール当たり収量
農家申告抜取調査単収	農家申告抜取調査に基づく10アール当たり収量（当該筆の修正申告収穫量／当該筆の引受面積）
損害評価地区等ごと	損害評価地区ごと、類区分ごと及び引受方式ごと
地域等階層	地域又は熟期による階層
面積払	経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（2）の①の面積払
面積払交付農業者	面積払の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者
面積払交付単価	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の③のエの交付単価
免税交付農業者	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①に規定する畑作物について、同要綱Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「数量払交付農業者」という。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除されるものに対する数量払単価が適用されるもの
課税交付農業者	数量払交付農業者のうち、免税交付農業者以外のもの

目 次

第1章 通則

第1節	目的	1
第2節	共済事故	1
第3節	共済責任期間	3
第4節	損害	4
第5節	事故発生通知及び損害通知	8
第6節	損害防止	13
第7節	立入調査	14
第8節	分割評価	14
第9節	損害評価会の委員及び損害評価員	14
第10節	地方農政局統計部等に対する連絡等	15
第11節	支払責任のない損害	16
第12節	第三者に対する権利の取得	16
第13節	共済金支払等の免責	17

第2章 農作物の損害評価

第1節	損害評価の時期	19
第2節	損害評価の準備	19
第3節	現地評価	22
第4節	損害評価高の取りまとめ	34
第5節	損害評価高の決定	49
第6節	特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会が共済金及び保険金の仮渡し を行う場合の損害評価	51
第7節	特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	54
第8節	損害評価の特例	55

第3章 蚕繭の損害評価

第1節	桑葉被害に係る損害評価	56
第2節	蚕児の被害に係る損害評価	59
第3節	収繭期における損害評価	61
第4節	損害評価高の決定	68
第5節	特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会が共済金及び保険金の仮渡し を行う場合の損害評価	70

第6節 特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	72
第4章 請求の手續	
第1節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会による保険金又は再保険金の請求の手續	74
第2節 特定組合等による保険金の請求の手續等	75
第3節 共済金又は保険金の支払	75
第4節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会の保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求を行う場合の手續等	76
第5節 特定組合等による共済金の仮渡し及び保険金の概算払請求を行う場合の手續き	77
第6節 共済金の支払いに関する留意事項	77
(別紙) 面積払交付農業者が耕作する畑作物の収穫量の扱い	80
畑作物共済損害評価関係書類様式目録	86

第 1 章 通則

第 1 節 目的

この要綱は、法、施行令、規則及び損害認定準則に準拠して定めたものであり、畑作物共済の損害評価の業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第 2 節 共済事故

第 1 農作物に係る畑作物共済の共済事故

農作物に係る畑作物共済の共済事故は、次に掲げる災害による農作物の減収である。

ただし、てん菜及びさとうきびにあつては、次に掲げる災害による農作物の減収及び糖度の低下、茶の災害収入共済方式にあつては、次に掲げる災害による茶の減収を伴う生産金額の減少である。

- (1) 風水害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没、浸潮等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- (2) 干害 干ばつ等による災害（干ばつによる塩害、河川水の流量減少のため生じた海水の逆流による塩害及び干ばつに伴う用水の統制等による用水不足によって一部に発生した干害現象を含む。）
- (3) 冷害 低温及びこれに附随する異常気象（例えば、日照不足）のため生じた災害
- (4) ひょう害 降ひょうによる災害
- (5) 凍霜害 気温の急激な低下による災害
- (6) 寒害 冬期間の寒冷による災害
- (7) 雪害 積雪による災害
- (8) 雨害湿潤害 長雨その他雨そのものによる災害及び濃霧その他大気の湿潤による災害
- (9) 冷湿害 低温と大気及び土壌の湿潤が重複して起こる災害
- (10) 土壌湿潤害 土壌の湿潤による災害
- (11) 地震害 地震による災害（地震による津波、水害、干害等の災害を含む。）
- (12) 噴火の害 火山の噴火による溶岩の流出及び降灰等による災害
- (13) 地すべりの害
- (14) その他気象上の原因による災害
- (15) 火災
- (16) 病害
- (17) 虫害

- (18) 鳥 害
- (19) 獣 害

第2 蚕繭に係る畑作物共済の共済事故

1 蚕児に係る共済事故は、次に掲げる災害による蚕繭の減収である。

- (1) 風水害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没、浸潮等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- (2) 地震害 地震による災害（地震によって生じる津波の害、水害等を含む。）
- (3) 噴火の害 火山の噴火による溶岩の流出又は降灰等による災害
- (4) 火 災
- (5) 病 害
- (6) 虫 害
- (7) 鳥 害
- (8) 獣 害

2 桑葉に係る共済事故は、次に掲げる災害による蚕繭の減収である。

- (1) 風水害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没、浸潮等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- (2) 干 害 干ばつ等による災害（干ばつによる塩害、河川水の流量減少のため生じた海水の逆流による塩害及び干ばつに伴う用水の統制等による用水不足によって一部に発生した干害現象を含む。）
- (3) 凍霜害 気温の急激な低下により桑の内部組織の破壊現象によって発生する災害
- (4) ひょう害 降ひょうによる災害
- (5) 雪 害 積雪による災害
- (6) 冷 害 低温及びこれに附随する異常気象（例えば、日照不足）のため生じた災害
- (7) 冷湿害 低温と大気及び土壌の湿潤が重複して起こる災害
- (8) 地震害 地震による災害（地震による津波、水害、干害等の災害を含む。）
- (9) 噴火の害 火山の噴火による溶岩の流出及び降灰等による災害
- (10) 雷 害 落雷による災害
- (11) その他気象上の原因による災害
- (12) 火 災
- (13) 病 害

- (14) 虫 害
- (15) 獣 害

第3節 共済責任期間

共済責任期間とは、その期間中に共済事故が発生し、それにより第4節第1に規定する損害が生じた場合において、組合等の組合員等に対する共済金の支払責任が生ずることとなる期間である。

第1 農作物（茶を除く。）に係る共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。

この場合の発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る播種期間において播種されたものが通常発芽する時期をいい、移植期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る移植期間をいう。

なお、さとうきびにおける発芽期とは、新植するものにあってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、株出しをするものにあっては収穫適期に収穫された株から通常発芽する時期をいい、ホップにおける発芽期とは、新植するものにあってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、新植するもの以外のものであってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常発芽する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、又は掘り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中又はほ場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第2 茶に係る共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、冬芽の生長停止期である。この場合の冬芽の生長停止期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常冬芽の生長が停止する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、一番茶の収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は摘み取り、園地より搬出することである。

第3 蚕繭に係る共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、桑の発芽期である。この場合の発芽期とは、春蚕繭については春蚕用桑の発芽期であり、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭については、夏秋蚕専用桑を使用する場合にはその桑、春夏秋蚕兼用桑を使用する場合には夏秋蚕用桑の発芽期である。

ただし、農林水産大臣が特定の類区分（春蚕繭）について桑の発芽期前の日を定めた地域のその類区分（春蚕繭）の共済責任期間の始期は、その農林水産大臣が定めた日である。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収繭をする時である。この場合の収繭とは、類区分ごとに、繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭をすることをいう。

第4節 損害

第1 損害認定の対象となる損害

1 全相殺方式（ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭）

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式を満たす場合の損害（以下「全相殺方式超過被害」という。）とする。

共済責任期間中に共済事故が発生したことによる減収量（てん菜及びさとうきびにあつては、糖度の低下による一定の調整を加えた減収量）＞基準収穫量（基準収繭量）×支払開始損害割合

支払開始損害割合は次のとおりとする。

ばれいしょ、大豆、てん菜：100分の10、100分の20又は100分の30

その他：100分の20、100分の30又は100分の40

2 半相殺方式（大豆、小豆、いんげん及び茶）

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式を満たす場合の損害（以下「半相殺方式超過被害」という。）とする。

共済責任期間中に共済事故が発生したことによる耕地ごとの減収量の合計＞基準

収穫量×支払開始損害割合

支払開始損害割合は次のとおりとする。

大豆：100分の20、100分の30又は100分の40

その他：100分の30、100分の40又は100分の50

3 地域インデックス方式（ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃ）

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、共済責任期間中に共済事故による損害が発生した場合であって、次式を満たすときの損害（以下「地域インデックス方式超過被害」という。）とする。

$$(\text{基準単収} - \text{当該年産の統計単収}) \times \Sigma (\text{引受面積}) > \text{基準単収} \times \Sigma (\text{引受面積})$$

×支払開始損害割合

支払開始損害割合は、100分の10、100分の20又は100分の30とする。

※統計単位地域

市町村の区域：大豆（乾燥子実）、てん菜、そば

都道府県の区域：大豆（未成熟子実）、小豆、いんげん、さとうきび、茶、スイートコーン、かぼちゃ

市町村又は都道府県の区域：ばれいしょ、たまねぎ

4 災害収入共済方式（茶）

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故による損害が発生したことにより、その年における当該組合員等の当該類区分に係る茶の収穫量が減少した場合であって、次式を満たすときの損害（以下「災害収入共済方式超過被害」という。）とする。

当該年産の価格を加味した収穫量 < 基準収穫量

当該年産の生産金額 < 基準生産金額 × 共済限度額割合

共済限度額割合は、100分の80、100分の70又は100分の60とする。

5 特例

(1) さとうきびについては、次のア又はイを損害の対象とする。

ア さとうきびについて、共済責任期間中に共済事故が発生し、これにより収穫皆無となった耕地（第2の1の（2）の発芽不能等耕地を含む。以下「さとうきび全損耕地」という。）については、その耕地の損害（以下「さとうきび一

筆全損被害」という。)

イ 植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において、当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地（以下「さとうきび特定被害耕地」という。）については、その植え付けたことによる損害（被害を受けた部分につきすき返し又は畝立て（以下「すき返し等」という。）をして植え付けた部分の面積（以下「特定春植え面積」という。）が当該耕地の全面積の100分の50以上又は30アール以上である場合に限る。以下「さとうきび特定被害」という。)

(2) てん菜について、播種又は移植をしたてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着をしなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において、再び播種又は移植をした耕地（以下「てん菜風害等耕地」という。）については、その再播種又は再移植をしたことによる損害（被害を受けた部分につきすき返し等をして再播種又は再移植をした部分の面積と農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得た方法により再播種又は再移植をしたと確認された部分の面積とを合計して得た面積が、当該耕地の全面積の100分の50以上又は50アール以上である場合に限る。以下「てん菜特定被害」という。）を損害認定の対象とする。

第2 発芽不能及び移植不能並びに掃立不能

1 農作物（茶を除く。）に係る畑作物共済の発芽不能及び移植不能

(1) 発芽不能及び移植不能とは、発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかった、又は移植できなかった場合をいうものとし、次のように客観的にみて移植が不可能と認められ、又は発芽しないと認められた場合を含むものとする。

ア 適期に播種したものが共済事故により通常の出芽期に出芽しなかった場合又は移植準備中に共済事故により苗が被害を受けて苗が不足したため移植できなかった場合

イ 共済事故によって通常移植する時期に移植できなかった場合又は移植しても生育が明らかに不可能と認められる場合

(2) 発芽不能又は移植不能の耕地（以下「発芽不能等耕地」という。）は、発芽不能又は移植不能が生じた耕地のうち、共済事故により発芽しなかった、又は移植できなかった部分の面積が、当該耕地の全面積の100分の70以上であるもの（発芽しなかった程度がこれと同等と認められる耕地を含む。）をいうものとする。

2 蚕繭に係る畑作物共済の掃立不能

蚕種の掃立不能とは、桑葉に共済事故が発生し、それにより蚕種の掃立てが全く行えなくなったことをいうものとし、次に該当する場合を含むものとする。

- (1) 当該共済事故による掃立減少箱数の共済箱数に対する割合が7割以上である場合
- (2) (1)の割合が6割以上7割未満であり、かつ、当該掃立減少に伴い当該蚕繭につき掃立てを全く行わなかった場合

第3 蚕繭に係る畑作物共済における買桑の取扱い

共済事故により桑葉が減収した場合において、その減収分を買桑によって補充して蚕児を飼育したときには、その買桑分に相当する収繭量は、共済事故による共済目的の減収量とみなして取り扱うものとする。

第4 共済金の支払額

1 全相殺方式

共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝基準収穫量（基準収繭量）－当年産の収穫量（収繭量）

支払開始減収量＝基準収穫量（基準収繭量）×支払開始損害割合

2 半相殺方式

共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝耕地ごとの減収量の合計

耕地ごとの減収量＝耕地別基準収穫量－耕地の収穫量

支払開始減収量＝基準収穫量×支払開始損害割合

3 地域インデックス方式

共済金の支払額は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次のとおり算出する。

共済金＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝（基準単収－当年産の統計単収）×Σ（引受面積）

支払開始減収量＝基準単収×Σ（引受面積）×支払開始損害割合

4 災害収入共済方式

共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{当年産の生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$
$$\text{共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \text{共済限度額割合}$$

5 さとうきび一筆全損被害

さとうきび一筆全損被害がある場合は、次により算出される金額と1の規定に基づき算出した金額のいずれか大きい額を共済金の支払額とする。

$$\text{共済金} = \text{さとうきび全損耕地の共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$
$$\text{共済減収量} = \text{全損耕地減収量の合計} - \text{支払開始減収量}$$

全損耕地減収量＝さとうきび全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、発芽不能等耕地にあっては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算出される数量

$$\text{支払開始減収量} = \text{さとうきび全損耕地の耕地別基準収穫量の合計} \times \text{全損耕地支払開始割合}$$

全損耕地支払開始割合＝次の表の左欄に掲げる支払開始損害割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

支払開始損害割合	全損耕地支払開始割合
20%	30/100
30%	40/100
40%	50/100

第5節 事故発生通知及び損害通知

第1 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的に共済事故が発生したことを、遅滞なく報告する通知であり、次により行う。

- (1) 組合等は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合等に通知させる。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、都道府県連合会にその旨を通知する。
- (3) 特定組合等は、組合員から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、経営局長にその旨を通知する。

- (4) 都道府県連合会は、組合員たる組合等から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、経営局長にその旨を通知する。

第2 農作物に係る畑作物共済の損害通知

損害通知は、共済金の支払対象となる被害が発生したと認める場合に行う通知であり、農作物に係るものは次により行う。

1 組合員等の行う通知

- (1) 組合等は、引受方式に応じて次に定める場合において、組合員等に対し、収穫期において、組合等の指定する時期までに被害を受けた耕地の全てにつき、災害の種類、発生年月日及び発生した場所その他災害の状況等を組合等に通知させる。(様式例第1号の1、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の7)。

ア 全相殺方式

全相殺方式超過被害があったと認めるとき。

イ 半相殺方式

半相殺方式超過被害があったと認めるとき。

ウ 地域インデックス方式

共済事故による農作物の減収があったと認めるとき。

エ 災害収入共済方式

共済事故による茶の減収（価格を加味した収穫量が基準収穫量に達しないものに限る。）があったと認めるとき。

- (2) 組合等は、組合員等に対して(1)の通知を行わせる場合、次に掲げる事項も併せて通知させる。

ア 全相殺方式

(ア) 被害のあった耕地及び被害のなかった耕地の別

(イ) 収穫開始予定年月日及び出荷先（損害認定準則第1第6項に規定する組合員等の栽培する農作物については収穫開始予定年月日）

(ウ) さとうきびについて、被害耕地のうち、さとうきび全損耕地の該当の有無

イ 半相殺方式

全ての被害耕地に係る見込み収量（以下「申告収穫量」という。）

ウ 災害収入共済方式

(ア) 被害のあった園地及び被害のなかった園地の別

(イ) 収穫開始予定年月日及び出荷先

- (3) 組合等は、(1)に定めるもののほか、組合員等に対し、発芽不能等耕地、さとうきび全損耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地、転作等耕地（共済事故が発生したため、収穫期前に転作、青刈り若しくはすき込み（刈取り

又はすき込みをした後に休閑する場合のすき込みを含み、同一の類区分である農作物を再播種又は再移植する場合のすき込みを除く。）をする耕地をいう。以下同じ。）又は転作等園地（共済事故が発生したため収穫期前に転作又はせん枝をする園地をいう。以下同じ。）につき、災害の発生都度、災害の種類、発生年月日及び発生した場所その他災害の状況等を組合等に通知させる。（様式例第1号の1、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の7）。

- （4）組合員等が、同一の類区分に属する農作物で収穫期の著しく異なる種類のものを栽培している場合において、収穫期の早い種類に係る耕地が被害を受けたときは、損害の程度にかかわらず、その被害耕地については全て損害通知を行わせる。

ただし、収穫期の遅い種類に係る栽培面積が極めて小さく、その被害を見込んでも共済金の支払対象とならないと見込まれる場合は、収穫期の早い種類に係る耕地の被害についての損害通知は行わせなくても差し支えない。

2 特定組合等以外の組合等の行う通知

（1）速報

特定組合等以外の組合等は、共済金の支払対象となる被害が発生したと認めたときは、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、連合会認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びに被害面積その他必要な事項を、災害の都度、都道府県連合会に通知する（様式第7号の1、第7号の2）。

（2）定期報告（当初評価高報告）

特定組合等以外の組合等は、収穫期において、組合員等から損害通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びに被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を、連合会認定区分ごとに取りまとめ、都道府県連合会の指定する期日までに、都道府県連合会に通知する（様式第8号の1、第8号の2、第8号の3）。

3 特定組合等の行う通知

（1）速報

特定組合等は、特定組合等以外の組合等の行う速報の場合に準じて被害の概況を調査し、政府保険認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びに被害面積その他必要な事項を、災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第16号の1、第16号の2、第16号の3）。

(2) 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等は、収穫期において、組合員から損害通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びに被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を、政府保険認定区分ごとにとりまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第17号の1、第17号の2、第17号の3、第17号の4）。

4 都道府県連合会の行う通知

(1) 速報

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等の行う速報に準じて、被害の概況を調査し、政府再保険認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、保険金支払見込額、当該保険金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びに被害面積その他必要な事項を、災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第12号の1、第12号の2、第12号の3）。

(2) 定期報告（当初評価高報告）

都道府県連合会は、収穫期において、第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、保険金支払見込額、当該保険金支払見込額に係る減収量及び生産金額の減少額並びに被害面積その他再保険金の額の決定に必要な事項を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第13号の1、第13号の2、第13号の3、第13号の4）。

第3 蚕繭に係る畑作物共済の損害通知

蚕繭に係る損害通知は、次により行う。

1 組合員等の損害通知

(1) 組合等は、全相殺方式超過被害があったと認める場合において、組合員等に対し、収穫期において組合等の指定する時期までに、類区分の全てにつき、被害の状況、収穫予定月日及び出荷先等を通知させる（様式例第20号の1、例第20号の2、例第20号の3、例第28号の1、例第28号の2、例第28号の3、組合等の定める方法）。

(2) 組合等は、(1)に定めるもののほか、組合員等に対し、桑葉の共済事故により蚕種の掃立量の減少、棄蚕又は買桑を行ったときは、その都度、災害の種類、発生月日及び場所その他災害の状況を組合等に通知させる。なお、買桑をした組合員等については、売渡人から売渡月日、売渡桑葉量等を明記した証明書（以下「買桑証明書」という。様式例第22号）を、買桑の都度、提出させる。

- (3) (2) による収繭期以前の損害通知等により、掃立不能と認定された者は、(1) の収繭期における損害通知は不要とする。

2 特定組合等以外の組合等の行う通知

(1) 速報

特定組合等以外の組合等は、全相殺方式超過被害が発生したと認めたときは、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、連合会認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び被害箱数その他必要な事項を、災害の都度、都道府県連合会に通知する（様式第7号の1）。

(2) 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等以外の組合等は、収繭期において、組合員等から通知のあった蚕繭について第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定し、都道府県連合会の指定する期日までに、災害の種類、発生年月日及び災害の状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び被害箱数その他保険金の額の決定に必要な事項を、連合会認定区分ごとにとりまとめ、その結果を都道府県連合会に通知する（様式第8号の1、第24号）。

なお、特定組合等以外の組合等にあつては、都道府県連合会から損害評価取りまとめ表の提出を求められたときは、これを添付する（様式例第23号）。

3 特定組合等の行う通知

(1) 速報

特定組合等は、特定組合等以外の組合等の行う速報の場合に準じて被害の概況を調査し、政府保険認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び被害箱数その他必要な事項を、災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第16号の1、第16号の3）。

(2) 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等は、収繭期において、組合員から通知のあった蚕繭について第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定し、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量及び被害箱数その他保険金の額の決定に必要な事項を、政府保険認定区分ごとにとりまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第17号の1、第17号の4、第29号）。

4 都道府県連合会の行う通知

(1) 速報

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等の行う速報に準じて、被害の概況を調査し、政府再保険認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、保険金支払見込額、当該保険金支払見込額に係る減収量及び被害面積その他必要な事項を、災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第12号の1、第12号の3）。

（2）定期報告（当初評価高報告）

都道府県連合会は、収穫期において、第2章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定し、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、保険金支払見込額、当該保険金に係る減収量及びその被害箱数その他再保険金の額の決定に必要な事項を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第13号の1、第13号の4、第27号）。

第6節 損害防止

共済目的について、通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であり、組合等及び都道府県連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

第1 予防措置

1 通常すべき管理の基準の設定とその普及指導

防災の基本は共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び都道府県連合会は、必要に応じ「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

2 気象通報と防災措置

組合等及び都道府県連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに、必要な防災措置を講ずるものとする。

3 発生予察の実行と予防駆除等の指導

組合等及び都道府県連合会は、病虫害発生予察機関その他の関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

4 防除態勢の整備

組合等及び都道府県連合会は、独自に、又は他の関係機関と協力して災害防除機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

第2 善後処置

組合等及び都道府県連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。また、この点に関して、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図るものとする。

第7節 立入調査

組合等及び都道府県連合会は、損害の防止又は損害評価のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

第8節 分割評価

肥培管理（蚕繭にあっては、蚕児の飼育及び桑葉の肥培管理）の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適當その他第2節に掲げる共済事故以外の原因（例えば、農作物にあっては、栽培方法の変更、農薬の使用不適當又は剤質不適當、土壌管理の不適當、連作障害等。蚕繭にあっては、蚕室等の消毒薬の使用不適當、湿温度管理の不適當、桑園の農薬の使用不適當又は土壌管理の不適當等）による減収があると認められる場合には、共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量との分割（以下「分割評価」という。）を行い、共済事故以外の原因による減収量（以下「分割減収量」という。）は、減収として取り扱わないものとする。

第9節 損害評価会の委員及び損害評価員

第1 組合等

1 損害評価会の委員の任務

損害評価会の委員は、損害評価会を構成して組合等の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

- ア 災害が発生した場合に損害を調査すること。
- イ 災害が発生した場合にはその防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。
- ウ その他損害評価に関し必要な事項につき組合等に協力すること。

2 損害評価員の任務

損害評価員は、組合等の指示により、次に掲げる事項を行う。

- ア 災害が発生した場合に、損害を調査すること。
- イ 災害が発生した場合に、その防止及び善後処置等につき現地において組合員等の指導に当たること。

ウ その他損害評価に関し必要な事務に従事すること。

第2 都道府県連合会

1 損害評価会の委員の任務

組合等の損害評価会の委員の任務に準ずる。なお、このほか、必要がある場合は、見回り調査を行う。

2 損害評価員の任務

組合等の損害評価員の任務に準ずる。なお、このほか、必要がある場合には、見回り調査を行う。

第10節 地方農政局統計部等に対する連絡等

第1 地方農政局統計部等に対する連絡

1 必要資料の提示

組合等は、地方農政局統計部等からその調査に必要な基準収穫量、引受収量等について報告を求められたときは、地方農政局統計部等が都道府県及び都道府県連合会と協議して定める期日までに、直接又は都道府県連合会を通じて必要な資料を提出するものとする。

なお、都道府県は、定められた期日までに組合等がその資料を提出するよう組合等を指導するものとする。

2 損害の通報

災害が発生したときは、速やかに第5節の「事故発生通知」及び「損害通知」に準じて、特定組合等以外の組合等にあつては直接又は都道府県連合会を通じて、特定組合等にあつては直接、地方農政局統計部等に通報するものとする。

3 指導及び助言の要請

組合等及び都道府県連合会は、損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関して、その指導及び助言を要請することができる。

4 出荷団体等への協力要請等

(1) 組合等及び都道府県連合会は、損害の額の認定に関し、必要があるときは、出荷団体等に対し資料の提示等につき、協力を要請することができる。

(2) 都道府県知事は、組合等及び都道府県連合会が出荷団体等から出荷数量等の資料の提示等を円滑に受けられるよう配慮するものとする。

第11節 支払責任のない損害

畑作物共済の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、組合等は、共済金を支払わないこととする。

ア 戦争その他の変乱によって生じた損害

イ 組合員等又はその法定代理人（組合員等以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ 組合員等と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

第12節 第三者に対する権利の取得

1 組合等

（1）組合等は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員等が取得する債権（以下「組合員等債権」という。）について当然に組合員等に代位する。

ア 組合等が支払った共済金の額

イ 組合員等債権の額（アの額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等債権の額から当該不足額を控除した残額）

（2）（1）の場合において、アの額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等は、組合員等債権のうち組合等が（1）により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合等の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 都道府県連合会

（1）都道府県連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合等が取得する債権（以下「組合等債権」という。）について当然に組合等に代位する。

ア 都道府県連合会が支払った保険金の額

イ 組合等債権の額（アの額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合等債権の額から当該不足額を控除した残額）

（2）（1）の場合において、アの額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合等は、組合等債権のうち都道府県連合会が（1）により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る都道府県連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第13節 共済金支払等の免責

1 組合等

(1) 組合等は、次の場合には、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

ア 組合員等が、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき。

イ 組合員等が、損害防止のため特に必要な処置をすべきことについての組合等からの指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が次に掲げる通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(ア) 次に掲げる異動を生じた場合に組合等に対して行う共済目的の異動通知（農作物にあっては①、②及び④、蚕繭にあっては③に掲げる異動）

① 共済目的の譲渡し、収穫適期前の堀取り、刈取り、抜取り又はすき込み

② 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

③ 共済目的の譲渡し又は収穫期前の棄蚕

④ 茶の共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る茶の出荷計画の変更

(イ) 事故発生通知

(ウ) 損害通知

エ 畑作物共済の申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物又は蚕繭に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合等がこれを知っていたとき、及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(ア) 農作物

① 共済目的の種類

② 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

③ 作付けする農作物の作物基準に適合していることを明らかにする事項

④ 災害収入共済方式にあっては、収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びにその申込みに係る茶の出荷計画

(イ) 蚕繭

① 類区分

② 掃立時期、掃立箱数及び見込収穫量

③ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の当該蚕児の飼育期別の所在地及びその面積（当該組合員等が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあっては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量等その他の当該契約の内容を明らかにする事項を含む。）

④ 蚕児の飼育場所

⑤ 組合等が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあつては、その旨

- (2) 組合等は、類区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員等がその栽培方法を当該類区分に係る農作物に適用される栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。
- (3) 組合等は、組合員等が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。
- (4) 組合員等が正当な理由がないのに事業規程等の規定に違反して第2回目の組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき及び引受要綱第1章第12節第1の(4)の増額された組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合等は、当該組合員等に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

2 都道府県連合会

- (1) 都道府県連合会は、次の場合には、保険金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。
- ア 組合等が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払ったとき。
 - イ 組合等が損害の額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
 - ウ 組合等がその事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
 - エ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
 - オ 組合等が引受通知書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - カ 組合等が事故発生通知又は損害通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - キ 組合等が、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止に係る組合員等に対する指導を怠ったとき。
 - ク 組合等が損害防止のため特に必要な処置をすべきことについての都道府県連合会からの指示に従わなかったとき。
- (2) 都道府県連合会は、組合等が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、組合等に対して保険金の支払の義務を有しない。

第2章 農作物の損害評価

第1節 損害評価の時期

損害評価は、収穫期（出荷数量等調査については出荷終了後の適当な時期、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査については組合員等が確定申告書を税務署に提出した後の適当な時期）に行う。

ただし、損害が判然としている場合又は損害に係る耕地が転作等耕地若しくは転作等園地である場合には、収穫期に至らなくとも災害発生後適当な時期に行う。

第2節 損害評価の準備

第1 組合等

1 損害評価地区の設定

組合等は、農家申告抜取調査又は全筆調査を行うため、損害評価を開始する時までに、損害評価地区を以下により設定し、通し番号を付するものとする。

(1) 損害評価地区の設定単位は、類区分ごと及び引受方式ごととする。

ただし、被害の発生状況等から、損害評価地区の設定単位を、類区分ごと及び引受方式ごととする必要がないと認められる場合は、類区分ごととして差し支えないものとする。

(2) 損害評価地区の設定単位ごとに組合等の区域を属地的に区分して損害評価地区を設定する。

ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又はその損害が僅少である場合であって、区域を区分する必要がないと認めるときは、損害評価地区を設定しなくてもよい。

(3) 損害評価地区の規模は、おおむね1～2日で調査が終了できる規模とするが、一つの小字の区域が2つ以上に分割されることを努めて避けるものとする。

組合員等が隣接する組合等の区域に出作している場合には、その耕地はその組合員等の属する組合等の最寄りの損害評価地区に含めるものとし、組合員等が遠隔地の組合等の区域に出作している場合には、独立した損害評価地区を設定することとする。

2 評価班等の編成

組合等は、損害評価を開始する時までに、第3節第1に規定する各種調査について、次により評価班を編成し、各班には班長を置く。

ア 農家申告抜取調査及び全筆調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから3名を標準として評価担当者を指定して評価班を編成する。なお、損害評価地区を設定した場合は、損害評価地区ごとに評価班を編成する。

また、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、評価班に都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから1名以上を加えるものとする。

イ 出荷数量等調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査、共済事故確認調査及び収穫量検証調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を評価担当者として指定して評価班を編成する。なお、出荷数量等調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査にあつては、評価担当者の指定に当たり、組合等の職員又は損害評価会の委員のいずれかを必ず指定するものとする。

ウ さとうきび一筆全損被害確認調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を評価担当者として指定して評価班を編成する。

エ 抜取調査

組合等の職員及び損害評価会の委員3名（実測調査のみの場合は2名）以上を評価担当者として指定して抜取調査班を編成する。なお、組合等が必要があると認める場合にあっては、損害評価員をこれに加えるものとする。

ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）に限る。以下同じ。）における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができるものとする。

3 現地評価の日程の通知

組合等は、現地において行う損害評価（以下「現地評価」という。）の日程を定め、現地評価前に共済連絡員等を通じて所定の様式例に基づき作成した用紙を組合員等に配布するとともに、損害評価会の委員、損害評価員及び出荷団体等に日程を通知する。

なお、特定組合等以外の組合等が現地評価の日程を定めるときは、都道府県連合会と連絡の上、行うものとする。

4 損害評価野帳の準備

組合等は、組合員等から損害通知書が提出された場合には、現地評価の道順又は地番順等に損害評価野帳（以下「野帳」という。）に通し番号を付するものとする（様式例第1号の1、例第1号の2、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の6、例第1号の7）。

5 立札の表示

組合等は、損害通知を行った組合員等に対し、現地評価までに損害を示すための立札を該当耕地（全相殺方式及び災害収入共済方式にあつては、被害を受けなかった耕地を含む。）に立てさせる（様式例第2号）。

ただし、耕地図等が整備されている組合等において、当該耕地図等により現地評価を行う耕地の確認を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第2 都道府県連合会

1 連合会抜取調査単位の設定

都道府県連合会は、第3節第2の1の（1）に規定する連合会抜取調査の調査単位（以下「連合会抜取調査単位」という。）を、類区分ごと及び引受方式ごとに設定し、各組合等に一律に適用する。

ただし、被害の発生状況等から、類区分ごと及び引受方式ごとに設定する必要がないと認められるときは、連合会抜取調査単位を類区分ごととして差し支えない。

2 損害評価区域の設定

都道府県連合会は、損害評価を開始する時までに、連合会抜取調査単位ごとに、郡（市）の区域等を基準として都道府県連合会の区域内を区分して、損害評価区域を設定する。

ただし、共済目的が僅少等のため、損害評価区域を設定する必要がないと認める場合には、損害評価区域を設定しなくても差し支えない。

3 評価班の編成

（1）都道府県連合会は、損害評価を開始する時までに、第3節第2の1の（1）に規定する連合会抜取調査について、損害評価区域ごとに、都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから2名以上の担当者を指定して評価班を編成し、各班には班長を置く。

（2）都道府県連合会は、組合等の農家申告抜取調査又は全筆調査に参加する場合は、都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから1名以上を担当者として指定するものとする。

4 現地評価の日程の通知

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等と連絡して現地評価の日程を定め、損害評価会の委員、損害評価員及び特定組合等以外の組合等に通知する。

なお、組合等の農家申告抜取調査又は全筆調査に都道府県連合会が参加する場合は、農家申告抜取調査又は全筆調査の実施時期につき、連合会抜取調査を実施する

こととした場合に設定される調査時期と同時期となるよう、組合等と調整を行うものとする。

第3節 現地評価

第1 組合等

組合等は、引受方式ごとに次のとおり現地評価を行う。

1 全相殺方式

- (1) 組合等は、(2)の規定に基づく出荷数量等調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査の対象組合員等について、収穫期において、損害通知のあった組合員等の被害耕地の全て及び次表の対象筆数に応じて定める抜取筆数に基づき任意に抽出した無被害耕地の一部について、共済事故による損害の発生状況を確認するとともに、共済事故以外の原因による減収があると認められた場合には分割評価を行うことにより共済事故確認調査を行う。

対象筆数	抜取筆数
1～3	対象筆数と同数
4～9	3
10～12	4
13～15	5
16～18	6
19～21	7
22～24	8
25～27	9
28～30	10
31～33	11
34～36	12
37～39	13
40～42	14
43～45	15
46～48	16
49～51	17
52以上	18

- (2) 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、アからウまでのいずれかの調査を行う。

ただし、組合等は、やむを得ない理由により、アからウまでの方法により収穫量を調査することが困難となったと認めるときは、組合員等の耕地の全てにつき

収穫前にエの調査を行うものとする。

ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準収穫量を出荷資料等を基礎として設定している場合に行うものとし、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与えた後、野帳を配布する。

(イ) 出荷団体等の協力を得て、出荷団体等において記録・保管されている出荷資料等から出荷数量その他必要な事項を調査する。

この場合、組合員等が、あらかじめ出荷を予定していた出荷団体等を変更して他の出荷団体等に出荷した場合にあっては、当該変更後の出荷団体等において出荷数量等調査を行うものとする。

(ウ) 出荷団体等から出荷資料等の写し及びその内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該出荷団体等が証明するものをいう。以下同じ。）が得られる場合には、野帳への記入を省略することができるものとする。

この場合において当該出荷資料等の写しを野帳と一緒に保管するものとする。

(エ) 出荷団体等に出荷したもののほか、自家用、贈答用等に供した数量が見込まれるときは、その調査を行い、（イ）の調査の結果にその数量を加える。

イ 青色申告書等調査

青色申告書等調査は、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、損害通知のあった組合員等に対して、青色申告書の税務署への提出後速やかに、青色申告書等を組合等に提出させて収穫量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

なお、この場合の収穫量は、青色申告書等に記載されている数量の全てとする。

(イ) 組合員等から組合等に提出させる青色申告書等及び収穫量の調査方法等は次のとおりとする。

① 個人の場合

a 農産物受払帳に基づく方法

農産物受払帳に基づき収穫量を調査する場合は、次のとおり行う。

(a) 組合員等の提出書類

- ・ 農産物受払帳の写し
- ・ 本年収穫量の類区分別内訳書（様式例第1号の7）

(b) 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、農産物受払帳の写しに記載された収穫量を集計する。

(c) 留意事項

農産物受払帳に記載された数量と収穫量の類区分別内訳に記載された数量が一致しているか確認する。

b 所得税青色申告決算書等に基づく方法

所得税青色申告決算書等に基づき、収穫量を調査する場合は、次のとおりとする。

(a) 組合員等の提出書類

- ・ 所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し
- ・ 所得税の確定申告書（第一表）の写し
- ・ 販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

(b) 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳から本年収穫量を推計し、販売金額等の品目別内訳書と整合していることを確認した上で、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量を用いて、本年収穫量を以下のとおり算出する。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量（家事消費数量）＋廃棄・亡失数量＋期末棚卸数量－期首棚卸数量

(c) 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同資料の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合は、組合員等が保存する売上伝票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と青色申告決算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

② 法人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・ 損益計算書
- ・ 法人税の確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し
- ・ 販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）
- ・ てん菜及びさとうきびについては、本年産の糖度に関する資料

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、損益計算書及び法人税の確定申告書（別表一（一）、別表四）から本年収穫量を推計し、販売金額等の品目別内訳書と整合していることを確認した上で、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量を用いて、本年収穫量を以下のとおり算出する。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量＋廃棄・亡失数量＋期末棚卸数量
－期首棚卸数量

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同資料の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と損益計算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

ウ 確定申告関係書類調査

確定申告関係書類調査は、次に基づき行う。

（ア）組合等は、損害通知のあった組合員等に対して、確定申告書を税務署へ提出後、速やかに確定申告関係書類を組合等に提出させて収穫量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

なお、この場合の収穫量は、確定申告関係書類に記載されている数量の全てとする。

（イ）組合員等から組合等に提出させる確定申告関係書類及び収穫量の調査方法等は次のとおりとする。

① 個人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・収支内訳書（農業所得用）の写し
- ・農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿（農産物を収穫したときにその年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。以下同じ。）の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿に記載された本年収穫量を集計する。

なお、当該収穫量は、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量に基づき、以下のとおり算出した本年収穫量と一致しているか確認を行う。

本年収穫量＝売上数量＋事業消費数量（家事消費数量）＋廃棄・亡失数量
－期首棚卸数量

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同資料の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合など、組合員等の提出書類に疑義が生じた場合は、組合員等が

保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額（期首・期末棚卸高は数量を含む。）と収支内訳書に記載された金額（期首・期末棚卸高は数量を含む。）が一致しているか確認する。

② 法人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し
- ・損益計算書
- ・棚卸表（当事業年度及び前事業年度に係るもの）
- ・農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（様式例第1号の8）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、棚卸表及び農産物の売上げに関する事項を記載した帳簿の数量（事業消費数量及び廃棄又は亡失の数量については、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量）に基づき、本年収穫量を以下のとおり算出する。

$$\text{本年収穫量} = \text{売上数量} + \text{事業消費数量} + \text{廃棄・亡失数量} + \text{期末棚卸数量} - \text{期首棚卸数量}$$

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同内訳書の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合など、組合員等の提出書類に疑義が生じた場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と損益計算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

エ 現地における収穫量把握調査

現地における収穫量把握調査は、次のとおり行う。

（ア）全筆調査

全筆調査は、損害通知のあった耕地について、収穫期において、次のとおり行う。

- ① 組合等は、全筆調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当の損害評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて実測を行う等により評価眼の統

一を図ることとする。

- ② 全筆調査においては、耕地一筆ごとに検見又は実測により全筆調査単収を見積るものとする。収穫量は、検見による場合は評価担当者の合議又は投票により決定するものとし、実測による場合は実測値とする。ただし、実測による場合には、収穫量決定の基礎を野帳の裏面又は別紙に記録するものとする。なお、当該基礎を別紙に記録した場合は、別紙を野帳と一緒に保管する。

また、全筆調査に当たって共済事故以外の原因による減収があると認められる場合には、必ず分割評価を行うものとする。

- ③ 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と単当の分割割合を記録する。

- ④ 全筆調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

- ⑤ 特定組合等以外の組合等は、全筆調査が終了したときは、2日以内に損害評価地区等ごとに全筆調査筆（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、さとうきび特定被害耕地、てん菜風害等耕地及び転作等耕地を除く。）の総数及び転作等耕地の総数を都道府県連合会に報告する。

なお、組合等内において共済目的の熟期が相当異なる等の理由により全筆調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の全筆調査の終了ごとに行う。

- ⑥ 損害評価地区を設定しない場合の全筆調査は①から⑤までに準じて行うものとする。ただし、⑤の報告は省略することができるものとする。

（イ）抜取調査

半相殺方式における抜取調査に準じて調査を行う。

- （3）組合等は、さとうきび一筆全損被害の該当筆を決定するため、一筆全損被害確認調査を収穫期において次のとおり行う。

ア 組合等は、一筆全損被害確認調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれが担当する耕地の野帳を配布する。

イ 組合等は、さとうきび一筆全損被害に係る損害通知のあった耕地の全てについて、目視の方法によりさとうきび全損耕地に該当するか否かにつき確認を行う。

ウ 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と単位面積当たりの分割割合を記録する。

エ 一筆全損被害確認調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に

提出する。

- (4) 組合等は、必要があると認めるときは、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量を検証するため、収穫期において、収穫量検証調査を次のとおり行うものとする。

ア 調査対象者

当該調査の対象者は、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査の対象組合員等であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 青色申告書等又は確定申告関係書類に基づき、当該組合員等の収穫量を調査することとなつて以降、初めて損害通知を行った者
(イ) 同一市町村内の他の組合員等からの損害通知が僅少な場合に損害通知を行った者

イ 調査方法

- (ア) アの調査対象者の全ての耕地を見回って、共済事故による損害の程度（損害率）を調査し、当該耕地を次表の左欄に掲げる判定区分に基づき、全損・甚・中・軽・無・増の6つの区分に分類する。
(イ) 次表の左欄に掲げる判定区分に対応する同表の右欄に掲げる見込収穫量に基づき、当該対象者の当年の収穫量を見積もり、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量と比較し、当該調査に基づく収穫量につき検証を行う。

判定区分	見込収穫量
全損（損害率100%）	耕地別基準収穫量× 0 %
甚（損害率67%～99%）	耕地別基準収穫量× 1 %
中（損害率34%～66%）	耕地別基準収穫量× 34 %
軽（損害率1 %～33%）	耕地別基準収穫量× 67 %
無（無被害～増収率33%）	耕地別基準収穫量
増（増収率34%以上）	耕地別基準収穫量× 134 %

- (5) 発芽不能等耕地の取扱いについては、次により行うものとする。

ア 発芽不能等耕地については、発芽期又は移植期の直後に当該耕地の全てにつき調査するものとする。

イ 調査に当たっては、移植できなかった又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地の面積に対する割合又は発芽しなかった程度を野帳の空欄に記入するとともに、発芽不能等耕地に該当するものについては、野帳の全筆調査単収欄に「不能」と記入するものとする。

なお、発芽しなかった又は移植できなかった部分の面積のうち、共済事故以外の原因によるものが含まれる場合には、分割評価を行い、分割割合を当該耕

地の引受面積に乗じて得た面積を勘案して、発芽不能等耕地に該当するか否か判定を行う。

- (6) さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地については、その損害発生の都度、当該耕地の全てにつき調査するものとする。

なお、当該耕地の被害を受けた部分の面積のうち、共済事故以外の原因によるものが含まれる場合には分割評価を行い、分割割合を当該耕地の引受面積に乗じて得た面積を勘案して当該被害耕地に該当するか否か判定を行う。

- (7) 転作等耕地の取扱いについては、次により行うものとする。

ア 転作等耕地については、転作、青刈り又はすき込みの直前に当該耕地の全てにつき調査するものとする。

イ 調査に当たっては、転作、青刈り又はすき込みをした時以後の天候が平年並であるとした場合に収穫を見込み得る量をもってその収量とするものとする。

- (8) 土砂流入等により、当該地域で一般的に行われている栽培管理・収穫方法等を勘案して栽培管理・収穫を行わないことが合理的と判断される耕地（例えば、株が耕地に少量分散して残っている場合、土中に株の大半が埋まり株の上部のみが一部土中から出ている場合など、栽培管理・収穫等の対応が困難な場合における耕地）又は汚泥の流入等に伴い異臭によって出荷できない耕地については、収穫皆無（被害を受けなかった部分について収穫することが合理的と判断される場合は、当該部分を除き土砂流入等を受けた部分について収穫量0）として取り扱って差し支えない。

- (9) 組合等は、損害評価会の審議の参考とするため、必要に応じ、損害評価会の委員に見回り調査を行わせるものとする。

2 半相殺方式

- (1) 組合等は、収穫期において、農家申告抜取調査を次により行うものとする。

ア 組合等は、農家申告抜取調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当する損害評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて検見調査又は実測調査を行って評価眼の統一を図るものとする。

検見調査及び実測調査は、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県及び都道府県連合会が指導する方法により、特定組合等にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び都道府県連合会は、講習会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

イ 農家申告抜取調査は、損害評価地区内の被害組合員等（第1章第5節第2の1の通知を行った組合員等をいう。以下同じ。）ごとに、1の（1）の表に基

づき、農家申告抜取調査対象筆（農家申告抜取調査に係る損害通知のあった耕地のうち収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地を除く。以下同じ。）の一部を被害発生状況等を勘案して任意に抽出して行うものとする。ただし、農家申告抜取調査を2回以上に分けて行う場合は、農家申告抜取調査対象筆の一部を各回ごとに1の（1）の表に基づき任意に抽出して行うものとする。なお、収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地については、全て調査を行うこととする。

ウ 農家申告抜取調査においては、耕地一筆ごとに検見又は実測により収穫量を見積もるものとする。収穫量は、検見による場合は評価担当者の合議又は投票により決定するものとし、実測による場合は実測値とする。ただし、実測による場合には、収穫量決定の基礎を野帳の裏面又は別紙に記録するものとし、当該基礎を別紙に記録した場合は、別紙を野帳と一緒に保管する。

エ 農家申告抜取調査筆（農家申告抜取調査対象筆のうち検見又は実測により調査を行った耕地をいう。以下同じ。）について、共済事故以外の原因による減収がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

オ 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と分割割合を記録する。

カ 農家申告抜取調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

キ 特定組合等以外の組合等は、農家申告抜取調査が終了したときは、2日以内に損害評価地区等ごとに農家申告抜取調査筆の総数及び転作等耕地又は転作等園地の総数を都道府県連合会に報告する。

（2）組合等は、損害評価地区を設定して農家申告抜取調査を行った場合において、抜取調査を次のとおり行う。ただし、組合等が農家申告抜取調査を実測の方法により行った場合は、抜取調査を省略することができる。

ア 組合等は、農家申告抜取調査終了後、損害評価地区ごとに、農家申告抜取調査筆のうちから調査筆を抽出して抜取調査を行う。

イ 抜取調査は、1損害評価地区当たり10筆以上を任意に抽出して検見又は実測（特定組合等は実測）の方法により行うものとする。ただし、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は対象耕地の被害程度又は災害の種類等により階層分けを行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。

なお、特定組合等の抜取調査の方法及びその取りまとめは、現地調査要領により行うものとする。ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りでない。

ウ 抜取調査の結果、農家申告抜取調査において耕地間の均衡がとれていない又は分割評価が適切に行われていないと認められる損害評価地区については、損

害評価会の委員は、直ちにその旨を組合等に通知する。

エ 組合等は、この通知を受けた損害評価地区について評価担当者に改めて農家申告抜取調査を行わせるものとする。この場合、原則として当該損害評価地区につき、更に抜取調査を行うものとする。

- (3) 発芽不能等耕地の取扱いについては、全相殺方式における発芽不能等耕地の取扱いに準じて調査を行う。
- (4) 転作等耕地及び転作等園地の取扱いについては、全相殺方式における転作等耕地の取扱いに準じて取り扱う。
- (5) 土砂流入等により被害が発生した場合の取扱いについては、全相殺方式における取扱いに準じて取り扱う。
- (6) 見回り調査は、全相殺方式における見回り調査に準じて調査を行う。

3 地域インデックス方式

- (1) 組合等は、共済事故確認調査を収穫期において、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった組合員等の被害耕地のうち1筆について、共済事故による損害の発生状況を確認することにより行う。

なお、調査を行った耕地について損害の発生が確認できなかった場合は、別の被害耕地につき確認を行う。

また、共済事故以外の原因による減収があると認められた場合には、分割評価を行い、分割割合を勘案して共済事故による損害が発生しているか否か判定する。

- (2) 地域インデックス方式における減収量の算定に用いる統計単収は、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった耕地が属する市町村又は都道府県別の統計単収とする。

なお、当年産の当該市町村の統計単収が公表されていない場合は、当該市町村が属する都道府県の統計単収を用いることとし、都道府県の統計単収が公表されていない場合は全国の統計単収を用いることとする。

4 災害収入共済方式

- (1) 共済事故確認調査は、全相殺方式における共済事故確認調査に準じて行う。
- (2) 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次のア又はイの調査を行う。

ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を出荷数量等を基礎として設定している場合において行うものとし、次のとおり行う。

- (ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与えた後、野帳を配布する。

(イ) 出荷数量等調査においては、出荷団体等が記録、保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は出荷団体等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに出荷数量及び価格又は生産金額を野帳に記録する。

なお、荒茶出荷組合員等に係る出荷数量等調査においては荒茶の出荷数量及び生産金額を記録するものとする。

(ウ) 評価担当者は、(イ)による記録と併せて、出荷団体等が控除した経費の費目が引受時の基準生産金額算定の際の控除費目と同様であるか否かを確認する。

(エ) 出荷団体等から(イ)の出荷資料等の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明が得られるときには、(イ)の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができる。

なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合には、当該出荷資料等の写しを野帳と一緒に保管するものとする。

(オ) 評価担当者は、出荷団体等に出荷したもののほか、自家用又は贈答用等に供した数量が見込まれるときは当該数量等の調査を行い、出荷数量等の補正を行う。

(カ) 評価担当者は、出荷計画の変更をした組合員等については、組合等の指示を受けて、当該変更に係る出荷仕向先において出荷数量等調査を行うものとする。

(キ) 荒茶出荷組合員等について、荒茶加工の工程に付された生葉のうち荒茶加工の過程で市場等における取引に供されない数量の発生が見込まれるときは、当該数量は共済責任期間内に発生した減収ではないことから、収穫量とすべきものであるため、出荷団体等に記録、保管されている出荷資料、当該組合員等の生産記録等から当該数量等の調査を行い、荒茶の出荷数量等の補正を行うものとする。

(ク) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

イ 青色申告書等調査

青色申告書等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を青色申告書等を基礎として設定している場合において、全相殺方式における青色申告書等調査に準じて行う。この場合において、生産金額の調査及び算出に当たっては、「収穫量」とあるのは「生産金額」と、「数量」とあるのは「金額」とする。

また、青色申告書等調査に基づく生産金額に、出荷団体等が控除する必要経費が含まれる場合には、当該経費を別途調査し、生産金額から控除するものとする。

(3) 収穫量検証調査は、全相殺方式における収穫量検証調査に準じて調査を行う。

(4) 転作等園地の取扱いについては、全相殺方式における転作等耕地の取扱いに準

じて取り扱う。

(5) 見回り調査は、全相殺方式における見回り調査に準じて調査を行う。

第2 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり現地評価を行う。

1 全相殺方式（全筆調査を実施した場合）及び半相殺方式

(1) 連合会抜取調査

都道府県連合会は、組合等の農家申告抜取調査筆又は全筆調査筆を対象として、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに、次のとおり現地で実測の方法により抜取調査（以下「連合会抜取調査」という。）を行うものとする。

ア 連合会抜取調査は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに、地域、熟期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層に区分し、各階層ごとに連合会抜取調査筆を任意に抽出して行うものとする。

ただし、被害の程度が比較的均一な組合等の連合会抜取調査単位については、階層区分を行わなくても差し支えない。

イ 連合会抜取調査の階層数及び筆数は、次のとおりとする。

(ア) 階層数は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとにおおむね2～6程度とする。

(イ) 連合会抜取調査筆数の基準は、現地調査要領によるものとする。

(ウ) 各階層ごとの連合会抜取調査筆数は3筆以上とする。ただし、地域等階層ごとに単当修正量を算定する場合は、その階層ごとの連合会抜取調査筆数は10筆以上（その階層ごとの被害申告筆数の2割が10筆を下回るときは、当該申告筆数の2割（その数が3筆未満となるときは3筆）を下限）とする。

ウ 連合会抜取調査筆の抽出は、おおむね次の要領により行う。

(ア) 都道府県連合会は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに階層区分の基準及び各階層ごとの連合会抜取調査筆数を定める。

(イ) (ア)の階層区分は、農家申告抜取調査又は全筆調査の結果によって行うものとし、都道府県連合会はあらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会抜取調査の前日までに野帳及び損害通知書を区分して整備するよう指示するものとする。

(ウ) 都道府県連合会は、(イ)によって区分された各階層ごとの野帳の中から(ア)によって定めた数の連合会抜取調査筆を任意抽出法（任意系統抽出法を含む。）により抽出する。

(エ) 連合会抜取調査筆の抽出は、都道府県連合会の職員又は都道府県連合会の損害評価員が行わなければならない。

エ 連合会抜取調査筆の調査及びその取りまとめは、現地調査要領により行うものとする。ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合は、

この限りでない。

オ 組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行った場合には、連合会抜取調査を省略しても差し支えない。

カ 組合等が農家申告抜取調査又は全筆調査（収穫期において実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、当該調査をもって連合会抜取調査に代えることができるものとする。

- （２）転作等耕地及び転作等園地については、組合等の現地評価終了後、都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により、その全ての耕地について調査を行い、又は一部の耕地を抜き取って調査を行うものとするが、抜き取って調査を行った場合に、組合等の調査が適切でない認められたときは、組合等に再調査させ、又は都道府県連合会が全ての耕地について調査を行うものとする。

なお、転作等耕地及び転作等園地の調査に当たっては、農業試験場、地方農政局統計部等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。

- （３）都道府県連合会は、損害評価会の審議の参考にするために、都道府県連合会の職員及び損害評価員に見回り調査を行わせることができる。また、都道府県連合会が必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも見回り調査を行わせることができる。

見回り調査は、損害評価区域ごとに、被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる耕地を任意に抽出して、検見の方法等により単当収量等の調査を行うものとし、その記録を明確にしておくものとする。

２ 災害収入共済方式

- （１）転作等園地の取扱いについては、１の（２）の転作等園地の取扱いに準じて取り扱う。
- （２）見回り調査は、１の（３）の見回り調査に準じて調査を行う。

第４節 損害評価高の取りまとめ

第１ 組合等

組合等は、現地評価が終了したときは、全相殺方式、半相殺方式及び災害収入共済方式にあつては類区分ごと及び組合員等ごと、地域インデックス方式にあつては類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごと、次のとおり損害評価会の意見を聴いて共済減収量及び生産金額の減少額を算定し、これに基づき損害の額の認定を行う。

ただし、ばれいしょ（でん粉加工用）について、共済事故により都道府県連合会

又は特定組合等管内で広範囲にわたり品質低下の被害が発生した場合は、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により共済減収量を算定することができる。

1 共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額の算出

(1) 全相殺方式

ア 組合員等の共済減収量

共済減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する農作物にあっては、別紙の1に定めるところにより算定するものとする。

組合員等の共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝組合員等の基準収穫量－組合員等の収穫量

支払開始減収量＝組合員等の基準収穫量×支払開始損害割合

組合員等の収穫量＝出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく組合員等の収穫量※1又は全筆調査に基づく収穫量※2＋Σ（発芽不能等耕地の収穫量）＋Σ（転作等耕地の収穫量）＋当該組合員等の分割減収量

※1 発芽不能等耕地から収穫量がある場合は、当該収穫量を差し引くものとする。

※2 てん菜及びさとうきびにおいては、出荷数量等調査、青色申告書等調査又は全筆調査に基づく組合員等の収穫量に次式により算出した換算係数を乗じることとする。

換算係数＝当該年産の糖度に対応する農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の最高額／基準糖度に対応する農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の最高額

全筆調査に基づく収穫量＝Σ（全筆調査を行った耕地（発芽不能等耕地及び転作等耕地を除く。）の引受面積×組合等当初評価単収）

組合等当初評価単収＝全筆調査単収＋損害評価地区別の単当修正量※

※ 損害評価地区を定めなかった場合又は収穫皆無耕地は、当該修正量は0とする。

損害評価地区別の単当修正量＝2の（1）の平均単収差を基礎として組合等が定めた数量

発芽不能等耕地の収穫量は次のとおりとする。

- a 全相殺方式の支払開始損害割合が100分の10の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×45/100
- b 全相殺方式の支払開始損害割合が100分の20の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×40/100
- c 全相殺方式の支払開始損害割合が100分の30の場合

その耕地の耕地別基準収穫量の35/100

- d 全相殺方式の支払開始損害割合が100分の40の場合

その耕地の耕地別基準収穫量の30/100

転作等耕地の収穫量は、現地評価において見込んだ数量とする。

分割減収量＝ Σ （耕地別基準収穫量×分割割合）

分割割合は次のとおりとする。

- a 共済事故確認調査を行った耕地：

共済事故確認調査における当該耕地の分割割合

- b 共済事故確認調査を行っていない耕地：

分割割合＝ Σ （共済事故確認調査を行った無被害耕地に係る分割割合×当該耕地に係る耕地別基準収穫量）÷ Σ （共済事故確認調査を行った無被害耕地に係る耕地別基準収穫量）

※ 共済事故確認調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

イ さとうきび特定被害耕地がある場合の共済減収量

第3節第1の1の（6）の調査により、さとうきび特定被害耕地があると確認された場合は、アにより算定される共済減収量に、次式によるさとうきび特定被害耕地の共済減収量に相当する数量を加えて当該組合員等の共済減収量とする。

さとうきび特定被害耕地の耕地別基準収穫量×（特定春植え面積÷さとうきび特定被害耕地の面積）×100分の25×A

Aは、次のとおりとする。

- a 支払開始損害割合が100分の20の場合：1
b 支払開始損害割合が100分の30の場合：8分の7
c 支払開始損害割合が100分の40の場合：8分の6

ウ てん菜風害等耕地がある場合の共済減収量

第3節第1の1の（6）の調査により、てん菜風害等耕地があると確認された場合は、アにより算定される共済減収量に、次式によるてん菜風害等耕地の共済減収量に相当する数量を加えて当該組合員等の共済減収量とする。

てん菜風害等耕地の耕地別基準収穫量×（再播種耕地又は再移植耕地の面積÷てん菜風害等耕地の面積）×A×B

Aは、次のとおりとする。

- a 再播種耕地の場合：100分の10
b 再移植耕地の場合：100分の20

Bは、次のとおりとする。

- a 支払開始損害割合が100分の10の場合：1
b 支払開始損害割合が100分の20の場合：9分の8

c 支払開始損害割合が100分の30の場合：9分の7

エ さとうきび全損耕地がある場合

1の(3)の一筆全損被害確認調査により、さとうきび全損耕地があると確認された場合は、次の算式により算定した当該耕地の共済減収量とア又はイにより算定した組合員等の共済減収量とを比較して、いずれか大きい方をもって当該組合員等の共済減収量とする。

共済減収量＝全損耕地減収量の合計－支払開始減収量

全損耕地減収量の合計＝ Σ （全損耕地の耕地別基準収穫量）

ただし、全損耕地減収量について、発芽不能等耕地にあっては、当該耕地の耕地別基準収穫量に、次のaからcまでの割合を乗じて得た数量を合計したものとする。

a 支払開始損害割合が100分の20の場合：100分の65

b 支払開始損害割合が100分の30の場合：100分の70

c 支払開始損害割合が100分の40の場合：100分の75

支払開始減収量＝さとうきび全損耕地の耕地別基準収穫量×全損耕地支払開始割合

全損耕地支払開始割合は次のとおりとする。

a 支払開始損害割合が100分の20の場合：100分の30

b 支払開始損害割合が100分の30の場合：100分の40

c 支払開始損害割合が100分の40の場合：100分の50

(2) 半相殺方式の共済減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する大豆にあっては、別紙の1に定めるところにより、組合員等の共済減収量を算定するものとする。

組合員等の共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝ Σ （当該組合員等の被害耕地に係る耕地別基準収穫量－当該被害耕地に係る収穫量）

支払開始減収量＝組合員等の基準収穫量×支払開始損害割合

被害耕地に係る収穫量は次のとおりとする。

ア 発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地以外の被害耕地

収穫量＝被害耕地の組合等当初評価収量＋分割減収量

組合等当初評価収量＝修正申告収穫量＋当該耕地の引受面積×損害評価地区別の単当修正量※

※ 損害評価地区を定めなかった場合又は収穫皆無耕地は、当該修正量は

0とする。

修正申告収穫量は次のとおりとする。

- a 農家申告抜取調査を行った耕地
当該調査による当該耕地の収穫量
- b 農家申告抜取調査を行った耕地以外の耕地
組合員等の申告収穫量×修正率
修正率＝ Σ （当該調査による耕地ごとの収穫量）／ Σ （耕地ごとの申告収穫量）
※ 農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合、修正率は各回ごとに作成する。
損害評価地区別の単当修正量＝2の（1）の平均単収差を基礎として組合等が定めた数量

イ 発芽不能等耕地

収穫量は次のとおりとする。

- a 支払開始損害割合が100分の20の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×40/100
- b 支払開始損害割合が100分の30の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×35/100
- c 支払開始損害割合が100分の40の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×30/100
- d 支払開始損害割合が100分の50の場合
その耕地の耕地別基準収穫量×25/100

ウ 転作等耕地及び転作等園地

収穫量＝現地評価において見込んだ数量＋分割減収量

エ 分割減収量

分割減収量＝当該耕地の耕地別基準収穫量×分割割合
分割割合は次のとおりとする。

- a 農家申告抜取調査を行った耕地
当該調査による当該耕地の分割割合
- b 農家申告抜取調査を行った耕地以外の耕地
分割割合＝ Σ （当該調査による耕地ごとの分割割合×耕地別基準収穫量）
÷ Σ （耕地別基準収穫量）
※ 農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

（3）地域インデックス方式の共済減収量は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式に基づき算出する。ただし、面積払交付農業者が耕作する農作物にあっては、別紙の2に定めるところにより、類区分ごと、組合員等ごと及

び統計単位地域ごとの共済減収量を算定するものとする。

共済減収量＝減収量－支払開始減収量

減収量＝（基準単収－当年の統計単収）× Σ （引受面積）

支払開始減収量＝基準単収× Σ （引受面積）×支払開始損害割合

（４）災害収入共済方式については、次のア又はイについて行うものとする。

ア 減収量

減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。

組合員等の減収量＝組合員等の基準収穫量－当該組合員等の価格を加味した収穫量

なお、価格を加味した収穫量及びその算定の基礎となる価格指数は、類区分ごと及び組合員等ごとに次式により算出する。

（ア）価格を加味した収穫量

① 生葉出荷の場合

価格を加味した収穫量＝（出荷数量等調査又は青色申告書等調査により把握した収穫量（生葉）＋分割減収量）×価格指数

② 荒茶出荷の場合

価格を加味した収穫量＝（出荷数量等調査又は青色申告書等調査により把握した荒茶数量×評価年に係る生葉換算係数（引受要綱第１章第９節第２の（１）に規定する「生葉換算係数」をいう。以下同じ。）＋（分割減収量×生葉換算係数））×価格指数

分割減収量＝ Σ （配分基準収穫量※×分割割合）

※ 配分基準収穫量は、組合員等の基準収穫量（引受価格指数を乗じる前の推定収穫量）を園地ごとの引受面積等に基づき配分して設定する。以下同じ。

分割割合は次のとおりとする。

a 共済事故確認調査を行った園地

共済事故確認調査における当該園地の分割割合

b 共済事故確認調査を行っていない園地

分割割合＝ Σ （共済事故確認調査を行った無被害園地に係る分割割合×当該園地に係る配分基準収穫量）÷ Σ （共済事故確認調査を行った無被害園地に係る配分基準収穫量）

※ 共済事故確認調査を２回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

（イ）価格指数

価格指数＝評価年の組合員等の１キログラム当たり（生葉）平均評点数／基準年次の出荷団体等の１キログラム当たり（生葉）平均評点数＋分割

価格指数

評価年の組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、損害評価年産の出荷日別の出荷実績等を用いて次式により算出する。ただし、出荷団体等の出荷初日に出荷した場合は、その日の出荷数量は除くものとする。

① 生葉出荷の場合

評価年の組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数＝ Σ （当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数×評価年の組合員等の出荷日別総出荷数量（生葉））／評価年の組合員等の総出荷数量（生葉）

② 荒茶出荷の場合

評価年の組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数＝ Σ （当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数×当該荒茶出荷組合員等の評価年の出荷日別荒茶総出荷数量×当該出荷団体等の評価年に係る生葉換算係数）／（当該荒茶出荷組合員等の評価年の荒茶総出荷数量×当該出荷団体等の評価年に係る生葉換算係数）

※ 当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数は、引受要綱第1章第9節第2の（5）のイの出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数の算定のために算出された当該出荷団体等の基準年次の出荷日別の1キログラム当たり（生葉）点数である。

なお、特定組合等以外の組合等にあつては、当該出荷団体等の評価年の評点数が、当該出荷団体等の基準年次の評点数と著しく異なる等適切でないと認められるときは、都道府県連合会の指導する方法により評価年の評点数を修正することができる。この場合、都道府県連合会は、指導する方法についてはあらかじめ経営局長と協議するものとする。

また、特定組合等にあつては、当該出荷団体等の評価年の評点数が、当該出荷団体等の基準年次の評点数と著しく異なる等適切でないと認められるときは、評価年の評点数を修正することができる。この場合、修正の方法については、あらかじめ経営局長と協議するものとする。

（エ）基準年次の出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数は、引受要綱第1章第9節第2の（5）のイによって算出された当該出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数である。

ただし、「評価年の組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数」に対応する「基準年次の当該出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数」がない場合は、基準年次の当該出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数の最終日とその前3日の各伸び率の平均を最終日の1キ

ログラム当たり（生葉）平均評点数に乗じて算出した数を最終日の評点数とし、以下同様に伸び率の平均に乗じて算出した数を「基準年次の出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数」とする。

（オ）分割価格指数は、分割価格低下割合（損害がないとした場合の価格の程度に対する分割事由による価格の低下をもたらす程度の割合をいう。以下同じ。）に引受要綱第1章第9節第2の（5）のアの規定に基づく組合員等ごとの引受価格指数を乗じて得た指数をいう。

〔例〕

- 分割価格低下割合（A） 20%（共済事故確認調査において分割価格低下割合を20%とみた。）
- 引受価格指数 （B） 0.70
- 分割価格指数 （C） = （A） × （B）
= 0.20 × 0.70 = 0.14

イ 生産金額の減少額

生産金額の減少額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。

組合員等の生産金額の減少額＝共済限度額－組合員等の当年産の生産金額

組合員等の当年産の生産金額は、次のとおりとする。

- （ア）出荷数量等調査又は青色申告書等調査による生産金額（自家用、贈答用等
に供した数量がある場合は、当該数量に係る価格（価格が不明の場合は、相
当するものとして推定した価格）を加算した額）
- （イ）荒茶出荷組合員等にあつては、出荷数量等調査又は青色申告書等調査によ
り把握した荒茶の販売金額（荒茶加工の工程に付された生葉のうち荒茶加工
の過程で市場等における取引に供されない数量がある場合は、当該数量に荒
茶加工の工程に付された日の翌日の当該出荷団体等における荒茶取引の平均
価格を乗じて算定した額を加算した額）から荒茶加工経費を控除した額
- （ウ）共済事故確認調査により分割評価を行った組合員等については、（ア）又
は（イ）による生産金額に次により算定した分割減収金額を加えた額

分割減収金額＝当年産の1キログラム当たり生産金額×分割減収量

当年産の1キログラム当たり生産金額＝当年産の生産金額÷当年産の出荷
数量

分割減収量＝Σ（配分基準収穫量×分割割合）

分割割合は次のとおりとする。

a 共済事故確認調査を行った園地

共済事故確認調査における当該園地の分割割合

b 共済事故確認調査を行っていない園地

分割割合 = Σ (共済事故確認調査を行った無被害園地に係る分割割合
× 当該園地に係る配分基準収穫量) ÷ Σ (共済事故確認調査を行った
無被害園地に係る配分基準収穫量)

※ 共済事故確認調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は
各回ごとに作成する。

(エ) 出荷計画を変更して他の出荷仕向先に出荷した場合の組合員等の当年産の
生産金額は、出荷計画どおりに出荷された茶の生産金額に、当該変更された
出荷先に係る販売金額が判明しているものはその額を、判明していない場合
は、当年産の1キログラム当たり生産金額に当該変更された出荷先に出荷さ
れた数量を乗じて得た金額を加えた額

2 単当修正量案の設定

(1) 組合等は、抜取調査の結果に基づき、損害評価地区ごとに、単当修正量の算定
基礎となる平均単収差を次の算式により算定する。

$$\text{平均単収差} = \frac{\begin{array}{c} \text{抜取調査筆の検見} \\ \text{又は実測単収の計} \end{array} - \begin{array}{c} \text{抜取調査筆の農家申告抜取調査} \\ \text{又は全筆調査単収の計} \end{array}}{\text{抜取調査筆数}}$$

なお、特定組合等において、地域等階層ごとに抜取調査を行った場合は、地域
等階層ごとに平均単収差を算定する。

(2) 単当修正量案は、損害評価地区ごとの平均単収差を基準とし、被害面積及び共
済減収量を勘案して定めるものとする。

ただし、アの組合等における損害評価地区の設定単位ごとの単当修正量案の平
均は、イの組合等における損害評価地区の設定単位ごとの平均単収差の平均を下
回ってはならないものとする。

なお、次式中、超過被害面積とは、全相殺方式にあつては全相殺方式超過被害
組合員等（全相殺方式の加入者で、第3節の現地評価の結果、共済減収量が認め
られる組合員等をいう。）の全筆調査の耕地面積、半相殺方式にあつては半相殺
方式超過被害組合員等（半相殺方式の加入者で、第3節の現地評価の結果、共済
減収量が認められる組合員等をいう。）の被害面積をいうものとし、これらの面
積が0の損害評価地区等があった組合等及び損害評価地区の設定単位を類区分ご
とに設定した組合等にあつては、該当する各損害評価地区等の農家申告抜取調査
対象筆又は全筆調査筆の耕地面積をいうものとする。

ア 組合等における損害評価地区の設定単位ごとの単当修正量案の平均

Σ （損害評価地区等ごとの単当修正量案×損害評価地区等ごとの超過被害面積（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地に係る面積は除く。））÷ Σ （損害評価地区等ごとの超過被害面積（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地に係る面積は除く。））

イ 組合等における損害評価地区の設定単位ごとの平均単収差の平均

Σ （損害評価地区等ごとの平均単収差×損害評価地区等ごとの超過被害面積（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地に係る面積は除く。））÷ Σ （損害評価地区等ごとの超過被害面積（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地に係る面積は除く。））

（3）抜取調査を2回以上に分けて行った場合又は階層分けを行った場合には、損害評価地区ごとに、各回ごと又は階層ごとの単当修正量案を作成して差し支えない。

また、この場合における（2）のア及びイの算定に当たっては、該当する損害評価地区ごとの、各回ごと又は階層ごとの超過被害面積を用いて算出するものとする。

（4）ただし、損害評価地区別の抜取調査による単収の平均が当該評価地区別の抜取調査筆に係る農家申告抜取調査又は全筆調査による単収の平均に対して97パーセントから103パーセントまでの範囲内にある場合には、農家申告抜取調査又は全筆調査のとおり共済減収量を定めても差し支えない。

3 損害の額の算定

1により算定した共済減収量及び生産金額の減少額に基づき、共済金の支払見込額である損害の額を次のとおり算定する。

（1）全相殺方式及び半相殺方式にあっては類区分ごと及び組合員等ごとに、地域インデックス方式にあっては類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により算出する。

損害の額＝共済減収量 × 単位当たり共済金額

（2）災害収入共済方式にあっては、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算出する。

損害の額＝生産金額の減少額×共済金額／共済限度額

生産金額の減少額＝共済限度額－当年産の生産金額

4 損害評価会に対する諮問

組合等は、3により算定した共済金の支払見込額である損害の額を認定するため、次の事項について損害評価会に諮問を行う。

ア 全相殺方式

(ア) 全相殺方式超過被害に係る組合員等数、引受面積、共済減収量及び分割減収量の組合等の合計

(イ) 全筆調査についての次に掲げる事項

- ① 損害評価地区ごとの全筆調査の面積、単当修正量案を適用する前と後の増減収量及び分割減収量
- ② 単当修正量案及びその算出経緯
- ③ 損害評価地区ごとの類区分、引受方式及び支払開始損害割合の別の一覧表

(ウ) さとうきび一筆全損被害に係るものについての次に掲げる事項

- ① 一筆全損被害を受けた組合員等数とその被害面積及び共済減収量の総数
- ② 一筆全損被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、被害面積及び共済減収量
- ③ 全相殺方式超過被害により共済金支払対象となるものに係る組合員等数、引受面積及び共済減収量

(エ) さとうきび特定被害に係るものについて次に掲げる事項

さとうきび特定被害を受けた組合員等数と、その被害面積及び共済減収量の総数

(オ) てん菜特定被害に係るものについて次に掲げる事項

てん菜特定被害を受けた組合員等数とその被害面積及び共済減収量の総数

(カ) 損害の額（共済金支払見込額）

(キ) その他必要な事項

イ 半相殺方式

(ア) 半相殺方式超過被害に係る組合員等数、被害面積、共済減収量及び分割減収量の組合等の合計

(イ) 農家申告抜取調査についての次に掲げる事項

- ① 損害評価地区ごとの半相殺方式超過被害に係る組合員等数、被害面積、共済減収量及び分割減収量
- ② 単当修正量案及びその算出経緯
- ③ 損害評価地区ごとの類区分、引受方式及び支払開始損害割合の別の一覧表

(ウ) 損害の額（共済金支払見込額）

(エ) その他必要な事項

ウ 地域インデックス方式

(ア) 地域インデックス方式超過被害に係る組合員等数、引受面積及び共済減収量

の組合等の合計

(イ) 損害の額（共済金支払見込額）

(ウ) その他必要な事項

エ 災害収入共済方式

(ア) 災害収入共済方式超過被害に係る組合員等数、引受面積、減収量、生産金額の減少額及び分割減収量の組合等の合計並びに価格指数（平均）

(イ) 損害の額（共済金支払見込額）

(ウ) その他必要な事項

5 損害評価会の答申

損害評価会は、4のアからエまでに掲げる事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

6 特定組合等以外の組合等における損害の額の当初認定及び当初評価高の報告

- (1) 特定組合等以外の組合等は、5の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、損害評価地区ごとの単当修正量を決定し、これにより全相殺方式及び半相殺方式にあっては組合員等ごとの共済減収量、地域インデックス方式にあっては組合員等ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量、災害収入共済方式にあっては組合員等ごとの生産金額の減少額を算定し、当該共済減収量又は生産金額の減少額に基づき、共済金支払見込額である損害の額を認定する。
- (2) 当該組合等は、当該認定した損害の額（以下「組合等当初評価高」という。）を連合会認定区分ごとに合計し、都道府県連合会に報告するとともに、損害の額の認定を申請するものとする（様式第8号の1、第8号の2、第8号の3）。
- (3) 連合会認定区分を特定組合等以外の組合等が定める場合には、都道府県連合会と協議を行うこととする。

7 特定組合等における損害の額の当初認定

特定組合等は、5の答申があった場合は、その内容について検討参酌の上、損害評価地区ごとの単当修正量を決定し、これにより全相殺方式及び半相殺方式にあっては組合員ごとの共済減収量、地域インデックス方式にあっては組合員ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量、災害収入共済方式にあっては組合員ごとの生産金額の減少額を算定し、当該共済減収量又は生産金額の減少額に基づき、共済金支払見込額である損害の額を認定する。

8 特定組合等の農林水産大臣に対する特定組合等当初評価高の報告及び損害の額の認定申請

- (1) 特定組合等は、政府保険認定区分ごとに、共済金の総額が当該区分に係る通常

責任共済金額を超える区分（以下「異常災害政府保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、7により認定した損害の額（以下「特定組合等当初評価高」という。）を報告するとともに、損害の額の認定を申請し、異常災害政府保険認定区分以外の政府保険認定区分（以下「通常災害政府保険認定区分」という。）については、通常災害政府保険認定区分ごとの認定に係る特定組合等当初評価高について、農林水産大臣に報告する。（様式第17号の1、第17号の2、第17号の3、第17号の4）

- (2) 特定組合等は、政府保険認定区分を定めた場合には、経営局長に報告するものとする。
- (3) 政府保険認定区分に係る通常責任共済金額は、政府保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

政府保険認定区分に係る通常責任共済金額＝ Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額×危険段階別畑作物通常標準被害率）

- (4) 異常災害政府保険認定区分の農林水産大臣に対する認定申請の特例

特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該畑作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、当該畑作物政府保険区分に属する異常災害政府保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請を省略し、農林水産大臣への報告のみとして差し支えない。

第2 都道府県連合会

組合等ごとの共済金支払見込額となる損害の額を、連合会認定区分ごとに、次のとおり取りまとめ、組合等ごと及び連合会認定区分ごとに認定する。

1 組合等の単当修正量の算定及び損害の額の取りまとめ

- (1) 全相殺方式及び半相殺方式については、都道府県連合会は、連合会抜取調査単位ごとに連合会抜取調査結果から、次により組合等ごとの単当修正量を算定するとともに、共済金支払見込額である損害の額を取りまとめる。

ア 単当修正量の算定

(ア) 階層区分をして連合会抜取調査を行った場合

組合等の単当修正量（単収差）

$$= \frac{\Sigma \left(\begin{array}{c} \text{階層別単純平均} \\ \text{単当修正量} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{組合等当初評価高における} \\ \text{階層別共済金支払対象組合} \\ \text{等に係る引受面積の計} \end{array} \right)}{\begin{array}{c} \text{組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等} \\ \text{（一筆方式にあっては共済金支払対象耕地）に係る} \\ \text{引受面積の計} \end{array}}$$

上式中「共済金支払対象組合員等に係る引受面積」とは、全相殺方式であって損害認定準則第1第6項に規定する組合員等に係るものにあつては当該組合員等に係る引受面積を、半相殺方式にあつては当該組合員等に係る被害耕地の引受面積をいう。

階層別単純平均単当修正量

$$= \frac{\text{階層別の抜取調査筆の単収の計} - \text{階層別の抜取調査筆の組合等当初評価単収の計}}{\text{階層別抜取調査筆数}}$$

(イ) 階層区分をしないで連合会全筆抜取調査を行った場合

$$\text{組合等の均単当修正量（単収差）} = \frac{\text{抜取調査筆の単収の計} - \text{抜取調査筆の組合等当初評価単収の計}}{\text{抜取調査筆数}}$$

(ウ) 組合等別の単当修正量を見回り調査結果に基づき修正する場合

組合等の単当修正量（単収差）＝

$$\begin{aligned} & \left\{ \begin{array}{l} + \quad \text{見回り調査による組合等の調整単収差} \\ \text{又は} \\ \times \quad \text{見回り調査による組合等の単当修正率} \end{array} \right. \\ & \text{(ア) 又は (イ) の組合等の単当修正量} \end{aligned}$$

この場合において、組合等別の単当修正量の、全相殺方式にあつては組合等別の全相殺方式超過被害があつた組合員等であつて損害認定準則第1第6項に規定するものに係る引受面積（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地及び転作等耕地の引受面積を除く。）を、半相殺方式にあつては組合等別の半相殺方式超過被害があつた組合員等に係る被害耕地（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地及び転作等耕地又は転作等園地を除く。）の引受面積を重みとする加重平均値は、（ア）又は（イ）の組合等の単当修正量をこれと同様の方法により加重平均した値を下回ってはならないものとする。

(エ) 組合等別の連合会抜取調査による単収の平均が当該組合等別の抜取調査筆に係る組合等当初評価単収の平均に対して97パーセントから103パーセントまでの範囲内にある場合は、組合等当初評価単収をもって連合会評価単収と

しても差し支えないものとする。

(オ) 単当修正量案を作成する場合、必要に応じ地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

イ 共済減収量及び損害の額の算定

都道府県連合会は、アの当該単当修正量案を農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地は除く。）ごとに一律に適用して共済減収量を修正するとともに、当該共済減収量に基づき損害の額を算定する。

ただし、上記の方法で共済減収量を修正することが適当でないと認められるときは、当該単当修正量案を適用して修正した組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量を超えないよう、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて共済減収量を修正することができることとする。また、全相殺方式において、全筆調査に基づき組合員等の収穫量の調査を行った場合において、当該組合員等の収穫物の大部分が売り渡されており、かつ、その数量が的確に把握できる場合には、その売渡数量及び自家保有数量等を参酌して当該単当修正量を適用後の全筆調査に係る共済減収量を修正して差し支えない。

(2) 地域インデックス方式及び災害収入共済方式については、組合等から提出のあった組合等当初評価高報告に基づき、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済金支払見込額である損害の額（災害収入共済方式にあつては生産金額の減少額及び損害の額）を取りまとめる。

2 損害評価会に対する諮問

都道府県連合会は、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を認定するため、1により取りまとめた共済減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を、その資料とともに損害評価会に提出して、その意見を求める。

3 損害評価会の答申

損害評価会は、2により提出された資料を基礎とし、見回り調査を行った場合はその結果も参考として、都道府県連合会案について審議し、その結果を都道府県連合会に答申する。

4 損害の額の当初認定

都道府県連合会は、損害評価会の答申があつた場合には、その内容について検討、参酌の上、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を認定する。

なお、2により諮問した都道府県連合会案を修正して認定する場合は、共済減収量又は生産金額の減少額の都道府県合計は、1により算定した共済減収量又は生産金額の減少額の合計を上回ってはならないものとする。

5 農林水産大臣への連合会当初評価高の報告及び損害の額の認定申請

- (1) 都道府県連合会は、政府再保険認定区分ごとに、当該区分ごとの保険金支払見込額の合計が政府再保険認定区分別の通常責任保険金額を超えると認める政府再保険認定区分（以下「異常災害政府再保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、4において認定した損害の額（以下「連合会当初評価高」という。）の認定を申請し、異常災害政府再保険認定区分以外の政府再保険認定区分（以下「通常災害政府再保険認定区分」という。）ごとの連合会当初評価高について、農林水産大臣に報告する（様式第13号の1、第13号の2、第13号の3、第13号の4）。
- (2) 都道府県連合会は、政府再保険認定区分を定めた場合には経営局長に報告するものとする。
- (3) 政府再保険認定区分別の通常責任保険金額は、政府再保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

政府再保険認定区分別の通常責任保険金額＝ Σ （共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額×危険段階別畑作物通常標準被害率）

- (4) 都道府県連合会は、畑作物再保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該畑作物再保険区分に係る再保険金が支払われないことが見込まれるときは、当該畑作物再保険区分に属する異常災害政府再保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告のみとして差し支えない。

第5節 損害評価高の決定

第1 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

なお、この場合、必要に応じて、地域等階層ごとの内訳を示すことができるものとする。

1 通常災害政府再保険認定区分に係る損害の額

連合会当初評価高どおり組合等ごと及び連合会認定区分ごとにその損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに当該認定に係る共済減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を組合等に通知する。

2 異常災害政府再保険認定区分に係る損害の額

異常災害政府再保険認定区分に属する組合等ごとの連合会認定区分については、次のとおり損害の額を認定し、これを損害評価会に報告するとともに、当該認定に係る共済減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を組合等に通知する。

- (1) 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、組合等ごと及び連合会認定区分ごとにその損害の額を認定する。
- (2) 農林水産大臣の認定を受けられなかった場合は、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

第2 特定組合等以外の組合等

特定組合等以外の組合は、次のとおり損害の額を最終的に認定する。

1 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要があるときは、そのまま損害の額を認定し、損害評価会に報告する。

2 組合等当初評価高を修正してする最終認定

特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要があるときは、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額を超えないよう、都道府県連合会から提示された単当修正量を農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆（収穫皆無耕地、発芽不能等耕地、転作等耕地及び転作等園地は除く。）ごとに一律に適用して組合等当初評価高における共済減収量を修正し、損害の額を認定する。

また、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて共済減収量又は生産金額の減少額を修正することができることとする。

第3 特定組合等

特定組合等は、次のとおり政府保険認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

1 通常災害政府保険認定区分に係る損害の額

組合等当初評価高どおりその損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告する。

2 異常災害政府保険認定区分に係る損害の額

次のとおり損害の額を認定し、これを損害評価会に報告する。

- (1) 組合等当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、政府保険認定区分ごとにその損害の額を認定する。
- (2) 農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、

組合等ごと及び政府保険認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

第6節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

1 再保険金の概算払を受けない場合

(1) 組合等は、以下により共済金の仮渡しを行う。

ア 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする類区分、引受方式及び支払開始損害割合若しくは共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合（組合等が共済金の仮渡しの対象となる割合を任意に定めたものをいう。以下同じ。）を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の2、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の6、例第1号の7）。

当該通知書の提出を受けた後、組合等は、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下この節において同じ。）を行う。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りでない。

イ 組合等は、全相殺方式又は災害収入共済方式において、次の（ア）又は（イ）の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ都道府県連合会が経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

（ア）全相殺方式

組合等が現地評価を出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査により行うことが困難である場合は、次のa又はbにより現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 全筆調査及び抜取調査

b 農産物受払帳等を組合員等から提出させることにより収穫量を把握する方法による調査

（イ）災害収入共済方式

組合等が現地評価を出荷数量等調査又は青色申告書等調査により行うことが困難である場合は、次のa又はbの方法により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 全筆調査（類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の農作物の収穫が皆無となった場合に限る。）

ｂ 農産物受払帳等を組合員等から提出させることにより収穫量及び生産金額を把握する方法による調査

(2) 都道府県連合会は、以下により保険金の仮渡しを行う。

ア 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、(1)のアの損害通知のあった組合員等について第3節第2に準じて現地評価を行い、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下この節において同じ。）を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

イ 都道府県連合会は、全相殺方式又は災害収入共済方式について、次の(ア)又は(イ)の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

(ア) 全相殺方式

組合等が現地評価を出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査により行うことが困難である場合は、連合会抜取調査により現地評価を行い（組合等が全筆調査及び抜取調査の方法により現地評価を行ったときに限る。）、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

(イ) 災害収入共済方式

組合等が現地評価を出荷数量等調査又は青色申告書等調査により行うことが困難である場合は、組合等の現地評価結果に基づき、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

2 再保険金の概算払を受ける場合

(1) 都道府県連合会は、畑作物再保険区分ごとに、次のアからウまでの損害が見込まれる場合に再保険金の概算払を受けることができる。

ア 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）以上の損害

イ 半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の6割（大豆にあっては5割）以上の損害

ウ 災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の茶の収穫が皆無となった損害

(2) 都道府県連合会が保険金の仮渡しをするため、再保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次のとおり損害評価を行う。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われてい

る場合はこの限りでない。

ア 組合等における損害評価

(ア) 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に通知し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする類区分、引受方式及び支払開始損害割合又は共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の2、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の6、例第1号の7）。

(イ) 当該通知書の提出を受けた後、組合等は、第3節第1に準じて現地評価を行うとともに、その他の第1章第4節の1に定める損害があったと認められる組合員等についてその被害の概況を調査し、第4節第1に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめ、都道府県連合会に提出する（様式第11号の2、第11号の3）。

(ウ) 全相殺方式又は災害収入共済方式において組合等が現地評価を出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査により行うことが困難である場合は、全筆調査及び抜取調査（災害収入共済方式にあつては全筆調査（類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の農作物の収穫が皆無となった場合に限る。））により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ都道府県連合会が経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

イ 都道府県連合会

(ア) 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、アの（ア）の損害通知のあった組合員等について、第3節第2に準じて現地評価を行うとともに、その他の第1章第4節の1に定める損害があったと認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第2に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる（様式第15号の2、第15号の3）。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書に準じて被害の状況を取りまとめる（様式第15号の2、第15号の3）。

(イ) 都道府県連合会は、全相殺方式又は災害収入共済方式において、組合等が現地評価を出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査により行うことが困難である場合は、連合会抜取調査により現地評価を行い（全相殺方式に限る。）、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第7節 特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合等は、保険金の概算払を受けずに共済金の仮渡しをしようとするときは、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

ア 特定組合等は、組合員に、仮渡しの対象とする類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合又は共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる（様式例第1号の1、例第1号の2、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の6、例第1号の7）。

当該通知書の提出を受けた後、特定組合等は、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下この節において同じ。）を行う。

イ 特定組合等は、全相殺方式又は災害収入共済方式について、次の（ア）又は（イ）の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

（ア）全相殺方式

特定組合等が現地評価を出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査により行うことが困難である場合は、次のa又はbの方法により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 全筆調査及び抜取調査

b 農産物受払帳等を組合員から提出させて収穫量を把握する方法による調査

（イ）災害収入共済方式

a 全筆調査（類区分ごと及び組合員ごとに、その年産の農作物の収穫が皆無となった場合に限る。）

b 農産物受払帳等を組合員から提出させて収穫量及び生産金額を把握する方法による調査

2 保険金の概算払を受ける場合

（1）特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、次の損害が見込まれる場合に保険金の概算払を受けることができる。

ア 全相殺方式

類区分ごと及び組合員ごとに、その組合員の基準収穫量の5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては、4割）以上の損害

イ 半相殺方式

類区分ごと及び組合員ごとに、その組合員の基準収穫量の6割（大豆にあつては、5割）以上の損害

ウ 災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員ごとに、その年産の茶の収穫が皆無となった損害

(2) 特定組合等が共済金の仮渡しをするため、保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次により損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

ア 特定組合等は、組合員に仮渡しの対象とする類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合又は共済限度額割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる。（様式例第1号の1、例第1号の2、例第1号の3、例第1号の4、例第1号の5、例第1号の6、例第1号の7）

イ 当該通知書の提出を受けた後、特定組合等は、第3節第1に準じて現地評価を行うとともに、その他の第1章第4節第1に定める損害があったと認められる組合員について、その被害の概況を調査し、第4節第1に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる。（様式第19号の2、第19号の3）

ウ 特定組合等は、全相殺方式又は災害収入共済方式において出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難である場合は、全筆調査及び抜取調査（災害収入共済方式においては全筆調査（類区分ごと及び組合員ごとに、その年産の農作物の収穫が皆無となった場合に限る。））により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第8節 損害評価の特例

共済事故により、この要綱に規定する方法により損害評価を行うことができない特異な損害が広範囲に、かつ、多数発生した場合は、損害認定準則第3第1項に基づき経営局長の承認を得た方法により損害評価を行うことができる。

第3章 蚕繭の損害評価

第1節 桑葉被害に係る損害評価

第1 損害評価の時期

- (1) 桑葉被害に係る損害評価の時期は、通常、被害の発生の都度、その災害の終了直後とする。ただし、被害が判然としているときは、適当な時期としてもよい。
- (2) 掃立期以前に災害が発生した場合は、実掃立共済箱数の調査は確認のできる適当な時期（掃立期）に行う。

第2 損害評価の準備

1 組合等

- (1) 組合等は、現地評価を開始する時までに、組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから評価担当者を指定して評価班を編成し（1班2名を標準とする。）、これに班長を置く。
- (2) 組合等は、現地評価日程の通知について、第2章第2節第1の3の現地評価の日程の通知に準じて行う。
- (3) 組合等は、損害評価野帳の準備について、第2章第2節第1の4の損害評価野帳の準備に準じて行う。

2 都道府県連合会

- (1) 都道府県連合会は、現地評価を開始する時までに、必要に応じて都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を担当者として指定して評価班を編成し、これに班長を置く。
- (2) 都道府県連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、見回り調査等の現地評価の日程を定め、評価担当者に通知する。

第3 現地評価

1 組合等

- (1) 桑園の現地評価については、次のアからエまでに基づき行うものとする。
 - ア 組合等は、現地評価に先立って、評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与え、評価方法及び検見眼の統一を図ってから、野帳を配布する。
 - イ 現地評価は各桑園について10アール当たり基準収桑量（被害発生直前において当該被害がなかったとした場合において収穫期に収穫が見込まれる数量とする。）及び被害（共済事故以外の原因による被害は含めない。）の割合を評価者全員による合議又は投票の方法により決めて野帳に記録し、減収桑量及び収桑見込量を算出して記入する。被害の割合の調査に当たっては、現

地調査要領に定める「桑葉の被害減収推定尺度」を標準とする。

ウ 班長は、その日の現地評価が終了したときは、野帳を速やかに組合等に提出する。

エ 特定組合等以外の組合等は、現地評価が終了したときは、速やかに、被害に係る組合員等数及び桑園数を都道府県連合会に報告する。

- (2) 組合等は、災害の発生した時期が掃立て前の場合は引受要綱において定める実掃立箱数等報告書をもとに実掃立共済箱数を、災害の発生した時期が掃立て後の場合は(1)の現地評価に並行して、被害発生後における当該組合員等の飼育継続箱数をそれぞれ調査する。

2 都道府県連合会

都道府県連合会は、その組合員たる組合等ごとに被害桑園についての見回り調査（都道府県連合会が必要があると認める場合には、連合会全戸抜取調査（組合等が行った収繭量の調査の対象となった組合員等の一部につき組合等が行う抜取調査に準じて実測の方法により組合等の区域ごとに行う調査をいう。以下同じ。））及び実掃立共済箱数又は飼育継続箱数及び分割減収量の調査を行う。

第4 損害評価高の取りまとめ

1 特定組合等以外の組合等

特定組合等以外の組合等は、各評価班から提出された野帳を審査し、都道府県連合会が行った調査結果の通知を受けた場合にはその通知を参考として類区分ごと及び組合員等ごとに次の事項を取りまとめ野帳に記録するとともに、連合会認定区分ごとに損害通知書を作成し、遅滞なく都道府県連合会に通知する（様式第7号の1）。

- (1) 特定組合等以外の組合等は、次のアからケまでの事項について取りまとめ事項を行うものとする。

ア 被害発生直前の必要桑量：共済箱数に被害発生時の令期から上簇までに必要とする箱当たり基準給桑量を乗じて求める。

この場合の箱当たり基準給桑量は現地調査要領に定める「箱当たり基準給桑量」によって算出する。

イ 収桑見込量（総量）：当該組合員等の被害発生直後の桑園全部（当該組合員等が養蚕計画の一環として被害発生前において桑園単位に桑葉を購入する契約を締結しており、かつ、当該桑園を自ら肥培管理している場合における桑園を含む。以下同じ。）の収桑見込量及び当該組合員等の被害発生直前において予定していた購入桑量の合計値とする。

ウ 掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数：収桑見込量（総量）から算出される被害発生後の掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数とする。

掃立可能箱数は、収桑見込量（総量）を箱当たり基準給桑量で除して求めたものとする。この場合において算出された掃立可能箱数が当該組合員等の居住する地区等での蚕種又は蚕児の購入又は配布の申込みに当たっての最小取引単位を下回る部分があるときはその部分を切り捨てて整理した数値とする。

飼育継続可能箱数は、収桑見込量（総量）を被害発生時の令期から上簇までに必要とする箱当たり基準給桑量で除して求める。

エ 掃立減少割合：共済箱数から掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数を差し引いて得た箱数を共済箱数で除して得た割合とする。

オ 分割箱数：共済事故以外の原因により掃立て又は飼育を減少したと認められる箱数とし、掃立前は掃立可能箱数と共済箱数のうちいずれか少ない方から実掃立共済箱数を差し引いて得た箱数、掃立以後は飼育継続可能箱数と共済箱数のうちいずれか少ない方から飼育継続箱数を差し引いて得た箱数とする。

カ 飼育必要桑量：被害発生後の実掃立共済箱数又は飼育継続箱数に要する飼育必要桑量とし、実掃立共済箱数又は飼育継続箱数に箱当たり基準給桑量（飼育継続箱数に係るものにあつては、被害発生時の令期から上簇までに必要なもの。）を乗じて求める。

キ 必要買桑量：飼育必要桑量から収桑見込量（総量）を差し引いて得た総量とする。

ク 買桑量：実買桑量（買桑証明書に記載された全芽量換算をした桑量）と必要買桑量とを比較しいずれか少ない方の数量を買桑量とする。ただし、買桑をした組合員等が売桑をした場合には、その売桑をした数量を実買桑量から差し引いて得た数量を実買桑量とする。

ケ 分割買桑量：共済事故以外の原因により購入したと認められる桑量とする。

（２）（１）による取りまとめに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 桑葉に係る数量の取りまとめは全芽量に統一して行うものとし、調査が全芽量以外で行われた場合には次の換算率によって換算する。

条桑の全芽量換算率 50%

正葉の全芽量換算率 115%

ただし、換算率は、桑の品種、蚕期等によって異なることがあるので、この換算率を適用できない場合は、都道府県連合会が農業試験場等の関係機関の意見を聴いて定める換算率による。

イ 組合員等が当初から養蚕計画の一環として買桑契約を行い買桑を予定していた場合において当該契約者の桑葉に共済事故が発生し当該契約者から買桑を行うことができず、他の者から購入したときでも当初から予定していた数

量に相当する収繭量は、共済事故による共済目的の減収量として認めない。
ただし、桑園に共済事故が発生し、他の者から購入した場合はこの限りでない。

ウ 買桑の葉質等が原因となって蚕病が発生し、繭が減収したことが明らかである場合には、その買桑は第1章第4節第3の買桑としては取り扱わない。

エ 共同経営の構成員が個々に桑葉の生産を行い、共同経営体はその桑葉の買上げを行っている場合の桑葉の被害については、その売買の実態により次のように扱う。

(ア) 桑葉の売買が、構成員に対する収益配分の方法の擬制として単に売買の形式をとっているに過ぎない場合は、その桑葉の共済事故により他から桑葉を購入したときの当該購入量は、第1章第4節第3の買桑として扱う。

(イ) 桑葉の売買が、共同経営体と構成員が完全に独立した形で行われている場合には、その桑葉の共済事故により他から桑葉を購入したときの当該購入量は、第1章第4節第3の買桑として取り扱わない。

オ 桑葉の食込み（例えば、春蚕用の桑葉が被害を受け、初秋蚕用の桑葉を春蚕に使用したため、初秋蚕用の桑葉が不足した場合）については、当該桑葉について損害評価を行っている場合に限り、桑葉の被害が生じたものとして扱うことができる。なお、具体的な取扱いについては都道府県連合会の指導を受ける。

2 特定組合等

特定組合等は、各評価班から提出された野帳を審査し、類区分ごと及び組合員ごとに、1に準じて1の（1）のアからケまでの事項を取りまとめ野帳に記録するとともに、政府保険認定区分ごとに損害通知書（速報）を作成し、遅滞なく農林水産大臣に通知する（様式第16号の1、第16号の3）。

3 都道府県連合会

都道府県連合会は、第3の2による現地評価結果により、その組合員たる組合等の損害評価結果を検討し、必要に応じて被害面積の概数等を当該組合等に通知する。

第2節 蚕児の被害に係る損害評価

第1 損害評価の時期

蚕児の被害に係る損害評価は、通常、その被害発生の都度、その被害が判然とする適当な時期に行う。

第2 現地評価

1 損害評価の準備

(1) 組合等は、次により損害評価の準備を行うものとする。

ア 評価班の編成

組合等は、現地評価を開始する時までに、組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから担当者を指定して評価班を編成（1班2名を標準とする。）し、これに班長を置く。

イ 現地評価の日程の通知

組合等は、現地評価の日程の通知について、第2章第2節第1の3の現地評価の日程の通知に準じて行う。

ウ 損害評価野帳の準備

組合等は、損害評価野帳の準備について、第2章第2節第1の4の損害評価野帳の準備に準じて行う。

(2) 都道府県連合会は、次により損害評価の準備を行うものとする。

ア 評価班の編成

都道府県連合会は、現地評価を開始する時までに、必要に応じて都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を担当者として指定して評価班を編成し、これに班長を置く。

イ 現地評価の日程の通知

都道府県連合会は、その組合員たる組合等と連絡の上、見回り調査又は連合会全戸抜取調査の現地評価の日程を定め、評価担当者に通知する。

2 現地評価

(1) 組合等は、次により現地評価を行うものとする。

ア 組合等は、現地評価に先立って、評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図った後、野帳を配布する。

イ 現地評価は、組合員等ごとに検見の方法によって災害の種類、り病割合、棄蚕割合等の被害状況及び飼育中の管理状況並びに分割減収量を調査する。

ウ 班長は、その日の現地評価が終了したときは、野帳を速やかに組合等に提出する。

(2) 都道府県連合会は、必要に応じてその組合員たる組合等ごとに被害組合員等について見回り調査又は連合会全戸抜取調査を行う。

第3 損害評価高の取りまとめ

1 特定組合等以外の組合等

組合等は、現地評価の結果により連合会認定区分ごとに減収量を取りまとめ、損害通知書（速報）によって遅滞なく都道府県連合会に通知する（様式第7号の

1)。

2 特定組合等

特定組合等は、現地評価の結果により政府保険認定区分ごとに、減収量を取りまとめ、損害通知書（速報）によって遅滞なく農林水産大臣に通知する（様式第16号の1、第16号の3）。

3 都道府県連合会

都道府県連合会は、第2の2の（2）による現地評価結果により組合等の調査結果を検討し、必要に応じて政府再保険認定区分ごとの被害程度別減収量の概数等を組合等に通知する。

第3節 収繭期における損害評価

第1 損害評価の時期及び収繭量とする繭の基準

1 損害評価の時期

損害評価は、出荷数量等調査については繭の出荷終了後の適当な時期、全戸調査については収繭期に行う。ただし、掃立不能その他損害が判然としている場合は、災害発生後適当な時期に行う。

2 収繭量とする繭の基準

損害評価において収繭量とする繭の基準は、上繭とする。

第2 損害評価の準備

1 組合等

（1）組合等は、損害認定準則第1第6項の調査（以下「全戸調査」という。）を行う場合には、現地評価を開始する時までに第2章第2節第1の1の損害評価地区の設定に準じて損害評価地区を設定する。

（2）組合等は、次により評価班を編成する。

ア 組合等は、出荷数量等調査を行う場合には、現地評価を開始する時までに、組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから担当者を指定して評価班を編成（1班2名を標準とする。）し、これに班長を置く。

イ 組合等は全戸調査を行う場合には、損害評価地区ごとに、組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから担当者を指定して評価班を編成（1班2名を標準とする。）し、評価班ごとに班長を置く。

また、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、評価班に都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから1名以上を加えるものとする。

ウ 組合等は、損害評価地区を設定して現地評価を行う場合には、評価班ごとの評価の均衡調整を行うため、組合等の職員及び損害評価会の委員2名以上を評価担当者として指定して抜取調査班を編成し、これに班長を置く。なお、組合等が必要があると認める場合にあっては、損害評価員をこれに加えるものとする。

また、組合等の区域に離島が含まれる場合においての当該離島の抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

(3) 組合等は、現地評価日程の通知について、第2章第2節第1の3の現地評価の日程の通知に準じて行う。

(4) 組合等は、損害評価野帳の準備について、第2章第2節第1の4の損害評価野帳の準備に準じて行う。

2 都道府県連合会

(1) 都道府県連合会は、連合会全戸抜取調査を開始する時までに、その組合員たる組合等ごとに連合会全戸抜取調査ができる規模（都道府県連合会の出張所の区域を基準）に都道府県連合会の区域内を区分して損害評価区域を設定し、損害評価区域ごとに、都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を担当者として指定して評価班を編成し、これに班長を置く。

ただし、組合等が行う全戸調査に参加する場合にあっては都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから1名以上を評価担当者として指定する。

(2) 都道府県連合会は、現地評価の日程の通知について、第2章第2節第2の4の現地評価の日程の通知に準じて行う。

第3 現地評価

(1) 組合等は、アの出荷数量等調査による現地評価を行う。ただし、損害認定準則第1第6項に規定する組合員等にあっては、収穫期において損害通知のあった組合員等の全てにつき、イの全戸調査による現地評価を行う。なお、組合等が必要があると認める場合には、見回り調査による現地評価を行うものとする。

また、損害評価地区を設定して全戸調査を行った組合等にあっては、ウの抜取調査を行う。

ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準収穫量を出荷資料等を基礎として設定している場合に行うものとし、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与えた後、野帳を配布する。

(イ) 出荷団体等の協力を得て、出荷団体等において記録・保管されている出荷資料等から出荷数量その他必要な事項を調査する。

この場合、組合員等が、あらかじめ出荷を予定していた出荷団体等を変更して他の出荷団体等に出荷した場合にあっては、当該変更後の出荷団体等において出荷数量等調査を行うものとする。

(ウ) 出荷団体等から出荷資料等の写し及びその内容証明が得られる場合には、野帳への記入を省略することができるものとする。

この場合において当該出荷資料等の写しを野帳と一緒に保管するものとする。

(エ) 出荷団体等に出荷したもののほか、自家用、贈答用等に供した数量が見込まれるときは、その調査を行い、(イ)の調査の結果にその数量を加える。

(オ) 組合員等から聴取調査を行った場合は、出荷数量等調査における出荷数量と、組合員等からの聴取調査数量を比較し、そのいずれか多い方の数量をもって見込収繭量とする。

(カ) 上簇後に被害が発生した場合は、収繭期までに共済事故の確認及び分割減収量の調査を行う。

イ 全戸調査

(ア) 組合等は、全戸調査を行う場合には、全戸調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与え、評価方法の統一を図った後、それぞれの担当損害評価地区の野帳を配布する。

(イ) 全戸調査においては、類区分ごと及び組合員等ごとに、収繭期において損害通知のあった組合員等の全てについて、実測又は検見の方法により収繭量（以下「見込収繭量」という。）の把握を行う。

見込収繭量は、実測による場合は実測値とし、検見による場合は評価担当者の合議又は投票によって決定された数量とする。

また、全戸調査を実測の方法により行う場合には、抜取調査を省略することができるものとする。

(ウ) 全戸調査に当たって共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合は、必ず分割評価をする。

(エ) 実測調査又は検見調査は、現地調査要領に定める「繭の実測又は検見による調査方法」により行う。

(オ) 班長は、現地において野帳に見込収繭量の算出基礎等の必要事項及び分割評価を行った場合には分割事由と分割減収量を記録する。

その担当の損害評価地区の全戸調査が終了したときは、速やかに野帳を組合等に提出する。

(カ) 特定組合等以外の組合等は、全戸調査が終了したときは、速やかに損害

評価地区別の評価対象組合員等数を都道府県連合会に報告する。ただし、組合等内において飼育時期等の違いにより収繭期が相違する等の理由で全戸調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の全戸調査の終了ごとに都道府県連合会に報告する。

(キ) 損害評価地区を設定しない場合の全戸調査は、(ア) から (カ) (特定組合等にあつては (ア) から (オ) まで) までに準じてこれを行う。ただし、(カ) の報告は省略することができる。

ウ 抜取調査

組合等は、損害評価地区を設定して全戸調査を行った場合には、全戸調査終了後、損害評価地区ごとに、全戸調査を行った組合員等のうちから収繭期における抜取調査を行う。

なお、抜取調査に先立って評価担当者に対する評価上の諸注意及び評価方法の統一等をイの (ア) に準じて行う。

(ア) 抜取調査は、類区分ごとに1 損害評価地区当たり 5 組合員等以上を任意に抽出し、実測又は検見の方法により行う。抜取調査野帳の取扱い等については、イの (ア) から (カ) までに準ずる。

(イ) 抜取調査の結果、全戸調査において把握した簇種別規格別の総簇数と抜取調査のそれと比較し、差があるか、又は分割評価が適正に行われていないと認められる損害評価地区については、当該損害評価地区担当の調整班長は、直ちにその旨を組合等に通知する。特定組合等以外の組合等は、この通知を受けた損害評価地区について担当評価員に改めて全戸調査を行わせる。この場合、原則として当該損害評価地区については重ねて抜取調査を行う。

(ウ) (ア) の抜取調査対象組合員等の抽出に当たっては、収繭皆無の組合員等について除くものとし、当該組合員等の全てについて組合等の職員又は損害評価会の委員がこれを確認する。

エ 特定組合等が抜取調査を行う場合にあっては、実測の方法により行う。

(2) 都道府県連合会は、次により現地評価を行うものとする。

ア 都道府県連合会は、その組合員たる組合等が全戸調査を行った場合は、収繭期において、原則として組合等の現地評価終了後、次のとおり連合会全戸抜取調査による現地評価を行う。

(ア) 都道府県連合会は、連合会全戸抜取調査に先立って評価方法の統一を図り、評価担当者にそれぞれの担当評価区域の抜取調査野帳を配布する。

(イ) 連合会全戸抜取調査は、類区分ごとに、一つの組合等当たり 3 組合員等以上を任意に抽出し、実測の方法により行う。

イ 組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行った場合には、連合会抜取調査を省略しても差し支

えない。

ウ 組合等が行う全戸調査に都道府県連合会が参加する場合は、当該調査をもって連合会全戸抜取調査に代えることができるものとする。

第4 損害評価高の取りまとめ

1 組合等

組合等は、現地評価が終了したときは、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり損害評価会の意見を聴いて共済減収量を算定し、これに基づき損害の額の認定を行う。

(1) 組合等は、類区分ごと及び組合員等ごとに収繭量及び共済減収量を次のとおり算出する。

ア 収繭量

(ア) 出荷数量等調査により現地評価を行った場合

第3の(1)のアの(オ)の見込収繭量をもって収繭量とする。

(イ) 全戸調査により現地調査した場合

a 損害評価地区を設けた場合

全戸調査による見込収繭量に次により算出される平均修正率を乗じて得た数量をもって収繭量とする。

(a) 損害評価地区ごとに抜取調査対象組合員等の抜取調査による見込収繭量の合計値を当該組合員等の全戸調査による見込収繭量の合計値で除して得た数値を平均修正率とする。ただし、当該平均修正率が97%から103%までの範囲内にある場合は、全戸調査による見込収繭量をもって収繭量としてもよい。当該平均修正率が97%未満の場合はその平均修正率に3%を加えて得た数値を、当該平均修正率が103%を超える場合はその平均修正率から3%を差し引いて得た数値を平均修正率としても差し支えない。

(b) 損害評価地区ごとの平均修正率を調整する必要がある場合には、全相殺方式超過被害程度別(10%刻みのものとする。以下同じ。)の箱数及びその見込収繭量を勘案して平均修正率を調整する。この場合、調整した平均修正率の組合等の平均値(損害評価地区ごとの全戸調査における全相殺方式超過被害の箱数又はその見込収繭量を重みとする算術平均)は、(a)の平均修正率の組合等の平均値(当該方法による算術平均)を下ってはならない。

b 損害評価地区を設けない場合

全戸調査による見込収繭量をもって収繭量とする。

c 特定組合等にあつては、a又はbにより収繭量を求めた場合でも出荷資料等が組合員ごとに得られたときは、その資料から得られた収繭量とa又

はbの収繭量のいずれか多い方の収繭量をもって組員ごとの収繭量とする。

(ウ) 掃立不能の収繭量は次のとおりとする。

- a 支払開始損害割合が100分の20の場合：
その組員等の基準収繭量×40/100
- b 支払開始損害割合が100分の30の場合：
その組員等の基準収繭量×35/100
- c 支払開始損害割合が100分の40の場合：
その組員等の基準収繭量×30/100

イ 共済減収量の算出

共済減収量は、次のとおり算出するものとするが、この場合、分割評価を行った組員等については、次により算定した共済減収量に相当する数量から分割減収量を差し引いて得た数量をもって共済減収量とする。

(ア) 組員等の共済減収量（除買桑）の場合

除買桑とは、共済事故により桑葉に被害が発生し、買桑をして飼育を継続した場合において当該買桑分に相当する収繭量（以下「買桑量の繭換算量」という。）を減収量とみなさないことをいう。

共済減収量＝（当該組員等の基準収繭量－当該組員等の収繭量）－
当該組員等の基準収繭量×支払開始損害割合

(イ) 組員等の共済減収量（含買桑）の場合

含買桑とは、買桑量の繭換算量を減収量とみなすことをいう。

共済減収量＝{当該組員等の基準収繭量－（当該組員等の収繭量－
当該組員等の買桑量の繭換算量）}－当該組員等の基準収繭量×支払
開始損害割合

$$\text{買桑量の繭換算量} = \left(\frac{\text{買桑量}}{\text{箱当たり基準給桑量}} \right) \times \left(\frac{\text{収繭量}}{\text{実掃立共済箱数}} \right)$$

「箱当たり基準給桑量」は現地調査要領に基づく掃立てから上簇までの
1箱当たり基準給桑量をいう。

(2) (1)により算定した共済減収量に基づき、共済金の支払見込額である損害の
額を次のとおり算定する。

損害の額＝共済減収量 × 単位当たり共済金額

(3) 組合等は、(2)により算定した共済金の支払見込額である損害の額を認定す
るため、次の事項について損害評価会に諮問を行う。

ア 損害評価地区を設けた場合

次の事項を原則として組合員等ごとに記載した一覧表並びに 1 の (1) のアの (イ) の a の平均修正率及びその算出方法とする。

(ア) 除買桑、含買桑の別の全相殺方式超過被害程度別の箱数及び掃立不能の箱数並びに除買桑に係る全相殺方式超過被害程度別共済減収量及び掃立不能の共済減収量

(イ) 買桑量の繭換算量

(ウ) 分割箱数及び分割減収量（分割箱数に対応する減収量に第 2 節第 2 の 2 の (1) のイ並びに第 3 節第 3 の (1) のアの (カ) 及びイの (ウ) の分割減収量を加えた数量）

(エ) 買桑量及び分割買桑量とその理由

(オ) その他審査に必要な事項

イ 損害評価地区を設けない場合

アに掲げる事項を損害評価地区ごとに取りまとめたもの

(4) 損害評価会は、(3) の事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

(5) 組合等は (4) の答申があった場合は、第 2 章第 4 節第 1 の 6 から 8 までに準じて損害の額の認定及び組合等当初評価高の報告を行う。なお、買桑量がある場合は共済減収量の内訳として取りまとめ、損害の額の認定及び報告を行う（様式第 8 号の 1、第 17 号の 1、第 17 号の 4、第 25 号、第 29 号）。

2 都道府県連合会

(1) 都道府県連合会は、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済金支払見込額である損害の額を認定するため、第 3 の現地評価の結果に基づき、次のアからエまでの事項を整理し損害評価会に提出してその意見を求める。

ア 組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量及び損害の額

イ 組合等別平均修正率

ウ 組合等別の調査方法とその概要

エ その他審査に必要な事項

なお、イの組合等別平均修正率は、組合等ごとに、連合会抜取調査の対象組合員等の連合会抜取調査による収繭量の合計値を、当該組合員等の組合等当初評価高に係る収繭量の合計値で除して得た数値とするが、1 の (1) のアの (イ) の a の (a) のただし書に準じて調整した数値としても差し支えない。

(2) 損害評価会は、(1) の事項について審議し、その結果を都道府県連合会に答申する。

(3) 都道府県連合会は、(2) の答申があった場合は、その内容について検討、参酌し、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を認定する。

ア 修正の必要がない場合は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高

とする。

イ 修正の必要がある場合は、連合会全戸抜取調査を行った場合に限り平均修正率を組合等ごとに示して、組合等当初評価高の類区分ごと及び組合員等ごとの全相殺方式超過被害に係る収繭量を修正させる。

ウ ア又はイにより収繭量を求めた場合でも出荷数量等の資料が組合員等ごとに組合等で得られたときは、その資料から得られた収繭量とア又はイの収繭量とのいずれが多い方の収繭量をもって組合員等ごとの収繭量として修正する。

エ 都道府県連合会は、イ又はウによる修正結果につき修正後の組合等当初評価高報告書等により組合等からの報告を求める（様式例第8号の1、第25号）。

（4）農林水産大臣への連合会当初評価高の報告及び損害の額の認定申請

都道府県連合会は、（3）により認定した連合会当初評価高を第2章第4節第2の5に準じて農林水産大臣に対して連合会当初評価高の認定申請及び報告を行うものとする（様式第13号の1、第13号の4、第27号）。

第4節 損害評価高の決定

第1 都道府県連合会

都道府県連合会は、次によりその組合員たる組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

- 1 通常災害政府再保険認定区分に係る損害の額
第2章第5節第1の1に準じて損害の額を最終的に認定する。
- 2 異常災害政府再保険認定区分に係る損害の額
第2章第5節第1の2に準じて損害の額を最終的に認定する。

第2 特定組合等以外の組合等

- 1 組合等当初評価高どおり最終認定する場合
特組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量（除買桑）及び買桑量と組合等当初評価高におけるそれとを比較して修正する必要があるときは、そのまま損害の額を認定し、損害評価会に報告する。
- 2 組合等当初評価高を修正して最終認定する場合
特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量（除買桑）及び買桑量と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要があるときは、都道府県連合会が認定した損害の額に係る当該数量を超えないよう、組合等当初評価高における共済減収量（除買桑）及び買桑量を次により

修正し、損害の額を認定する。

- (1) 特定組合等以外の組合等は、次式により連合会認定区分ごとに算出される修正率により、組合員等ごとの組合等当初評価高に係る共済減収量（除買桑）を一律に修正することを原則とするが、一律にすることが妥当でないと認められるときは、損害評価会に諮った上、組合員等ごとの修正率に差をつけても差し支えない。

$$\text{修正率} = \frac{B - C}{A - C} \times 100$$

A…組合等当初評価高に係る共済減収量（除買桑）

B…都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量（除買桑）

C…組合等当初評価高のうち収繭皆無及び掃立不能に係る共済減収量並びに損害認定準則第1第6項に規定する組合員等以外の組合員等に係る共済減収量

なお、収繭皆無及び掃立不能に該当する共済減収量並びに損害認定準則第1第6項に規定する組合員等以外の組合員等に係る共済減収量は、修正の対象としない。

- (2) 組合等当初評価高に係る買桑量（A）と都道府県連合会が認定した損害の額に係る買桑量（B）との比率については、

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 \text{ で組合員ごとに一律に修正する。ただし、一律に修正することが困難}$$

である場合は、(1) に準じて組合員等ごとの修正率を変更して修正しても差し支えない。

- (3) 買桑を行った組合員等については、(1) によって修正された共済減収量（除買桑）に(2) によって修正された買桑量の買桑量繭換算数量を加えた数量を共済減収量（含買桑）とする。

- (4) 共済減収量に1キログラムに満たない端数が生じたときは、四捨五入の方法により端数整理を行うこととするが、共済減収量（除買桑）又は買桑量の修正をして共済減収量の認定をする場合においては、1キログラム未満を四捨五入することにより認定した共済減収量の合計が都道府県連合会の認定量を超えることがあり得るが、このような場合には、公平を失わないように適宜の方法により端数整理を行い、連合会認定量を超えないようにする。

第3 特定組合等

特定組合等は、次により共済金支払対象組合員ごとの損害の額を最終的に認定する。

- 1 通常災害政府保険認定区分に係る損害の額
第2章第5節第3の1に準じて損害の額を認定する。
- 2 異常災害政府保険認定区分に係る損害の額
第2章第5節第3の2に準じて損害の額を認定する。

第5節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

- 1 再保険金の概算払を受けない場合は、以下により共済金の仮渡しを行う。

(1) 特定組合等以外の組合等

ア 特定組合等以外の組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に連絡し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする類区分及び支払開始損害割合ごとの仮渡実施被害割合（組合等が共済金の仮渡しの対象となる割合を任意に定めたものをいう。以下同じ。）を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる

当該通知書の提出を受けた後、組合等は、第1節第3、第2節第2及び第3節第3に準じて現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下この節において同じ。）を行う。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りでない。

イ 特定組合等以外の組合等は、出荷数量等調査によることが困難である場合は、全戸調査及び抜取調査により現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ都道府県連合会が経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

(2) 都道府県連合会は、以下により保険金の仮渡しを行う。

ア 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、(1)のアの損害通知のあった組合員等について第1節第3、第2節第2及び第3節第3に準じて現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下この節において同じ。）を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

イ 都道府県連合会は、出荷数量等調査によることが困難である場合は、連合会全戸抜取調査により現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定

めた場合は、当該方法によることができる。

2 再保険金の概算払を受ける場合

- (1) 都道府県連合会は、畑作物再保険区分ごとに、蚕繭について、組合員等の基準収繭量の5割以上の損害及び掃立不能が見込まれる場合に、再保険金の概算払を受けることができる。
- (2) 都道府県連合会が保険金の仮渡しをするため、再保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

ア 組合等における損害評価

- (ア) 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に通知し、その同意を得て、組合員等に仮渡しの対象とする類区分、引受方式及び支払開始損害割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第20号の1、例第20号の2、例第20号の3）。
- (イ) 当該通知書の提出を受けた後、組合等は、第1節第3、第2節第2及び第3節第3に準じて現地評価を行うとともに、その結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめ、都道府県連合会に提出する（様式第11号の2、第11号の3）。
- (ウ) 出荷数量等調査によることが困難である場合は、全戸調査及び抜取調査により現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ、都道府県連合会が経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

イ 都道府県連合会による損害評価

- (ア) 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、1の(1)のアの損害通知のあった組合員等について、第1節第3、第2節第2及び第3節第3に準じて現地評価を行うとともに、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる（様式第15号の2、第15号の3）。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書に準じて被害の状況を取りまとめる（様式第15号の2、第15号の3）。
- (イ) 都道府県連合会は、出荷数量等調査によることが困難である場合は、連合会全戸抜取調査により現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第6節 特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

第1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合等は、保険金の概算払を受けずに共済金の仮渡しをしようとするときは、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

- (1) 特定組合等は、組合員に、仮渡しの対象とする類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる。
- (2) 当該通知書の提出を受けた後、特定組合等は、第1節第3、第2節第2及び第3節第3に準じて現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下この節において同じ。）を行う。
- (3) 特定組合等は、出荷数量等調査によることが困難である場合は、全戸調査及び抜取調査により現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第2 保険金の概算払を受ける場合

- 1 特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、蚕繭について、組合員ごとの基準収繭量の5割以上の損害及び掃立不能が見込まれる場合に保険金の概算払を受けることができる。
- 2 特定組合等が共済金の仮渡しをするため、保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次により損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。
 - (1) 特定組合等は、組合員に仮渡しの対象とする類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとの仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる。
 - (2) 当該通知書の提出を受けた後、特定組合等は、第1節第3、第2節第2及び第3節第3に準じて現地評価を行うとともに、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる。
(様式第19号の2)
 - (3) 特定組合等は、出荷数量等調査によることが困難な場合は、全戸調査及び抜取調査により現地評価を行い、第1節第4、第2節第3及び第3節第4に準じて損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承

認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第4章 請求の手續

第1節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会による保険金及び再保険金の請求の手續

第1 保険金の請求の手續等

1 支払共済金の額の決定

特定組合等以外の組合等は、組合員等ごと（地域インデックス方式にあっては組合員等ごと及び統計単位地域ごと）の損害の額が決定したときは、共済金の支払免責事由のある組合員等又は耕地について、理事会の議決を経て、その免責の額を決定し、損害の額からこれを差し引いて、支払共済金の額を算定する。

2 保険金の請求

特定組合等以外の組合等は、組合員等ごと（地域インデックス方式にあっては組合員等ごと及び統計単位地域ごと）の支払共済金が決定したときは、これを連合会認定区分ごとに集計し、支払を受けるべき保険金の額を算定して都道府県連合会に保険金の請求を行う（様式第10号）。ただし、保険金を算定する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金を含めないものとする。

第2 再保険金の請求手續

1 保険金請求の検討と支払保険金の決定

都道府県連合会は、組合等から保険金請求書の提出があったときは、損害の額及び請求のあった保険金の額につき検討をした上で、連合会認定区分ごとに支払保険金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある連合会認定区分については、理事会の議決を経て、保険金の支払免責の額を決定し、これを差し引くものとする。

2 損害評価書の作成

都道府県連合会は、1の支払保険金の額に基づき、畑作物再保険区分ごとに、再保険金の金額の算出の基礎を記載した損害評価書を作成する（様式第14号の2、第14号の3）。

3 支払再保険金の算定及び請求

都道府県連合会は、畑作物再保険区分ごとに、支払を受けるべき再保険金の額（ただし、災害収入共済方式においては、再保険金支払限度額（規則第216条第2項において読み替えて準用する規則第209条第2項の規定により農林水産大臣が定める金額をいう。）を限度とする。）を算出し、2で作成した損害評価書を添付

して、畑作物再保険区分ごとに農林水産大臣に再保険金の請求を行う。

ただし、再保険金を算出する場合は、その基礎となる支払保険金には免責した保険金を含めないものとする。

なお、再保険金の請求を行わない場合も、畑作物再保険区分ごとに全ての支払保険金の額を決定したときは、２で作成した損害評価書を経営局長宛て提出するものとする。

第２節 特定組合等による保険金の請求の手続

１ 支払共済金の額の決定

特定組合等以外の組合等における支払共済金の額の決定に準じて行う。

２ 損害評価書の作成

特定組合等は、１の支払共済金の額に基づき、畑作物政府保険区分ごとに、保険金の金額の算出の基礎を記載した損害評価書を作成する（様式第14号の２、第14号の３）。

３ 支払保険金の算定及び請求

特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、支払を受けるべき保険金の額（災害収入共済方式においては、保険金支払限度額（規則第237条において読み替えて準用する規則第209条第２項の規定により農林水産大臣が定める金額をいう。）を限度とする。）を算出し、損害評価書を添付して畑作物政府保険区分ごとに農林水産大臣に保険金の請求を行う。ただし、保険金を算定する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金を含めないものとする。

また、保険金の請求を行わない場合も、畑作物政府保険区分ごとに全ての支払共済金の額を決定したときは、２で作成した損害評価書を経営局長宛て提出するものとする。

第３節 保険金及び共済金の支払

１ 保険金の支払

（１）都道府県連合会は、組合等から保険金の請求を受けた場合は、内容を審査の上、速やかに保険金を組合等に支払うものとする。なお、再保険金の支払を受けた上で保険金の支払を行う場合には、再保険金の支払を受けた後、速やかに保険金を組合等に支払うものとする。

（２）都道府県連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、組合等ごとに、保険金の支払額並びに共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額を公告するものとする。

2 共済金の支払

- (1) 組合等は、共済金の支払額が確定したときは、事業規程等の定めるところにより、共済金を組合員等に支払うものとする。
- (2) 組合等は、共済金の振込後遅滞なく、当該組合員等に対して支払通知書を発行しなければならない。

第4節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会の保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求の手続

1 保険金仮渡し請求額の算定と保険金仮渡し請求書の提出

- (1) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第2章第4節又は第3章第3節第4に準じて仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

- (2) 特定組合等以外の組合等は、(1)の仮損害評価高に基づき、組合員等ごとに支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を連合会認定区分ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、都道府県連合会に保険金仮渡し請求書を提出する（様式第11号の1、第11号の2、第11号の3）

2 保険金仮渡し額の決定

都道府県連合会は、組合等から保険金の仮渡しの請求があったときは、都道府県連合会の仮損害評価高により組合等ごと及び連合会認定区分ごとの保険金仮渡しの額を決定する。

3 仮渡しの条件

都道府県連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たって必要がある場合には、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付することができる。

4 再保険金概算払請求書の添付書類

都道府県連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、別に作成した仮損害評価書を添付する（様式第11号の1、第11号の2、第11号の3）。

5 保険金又は再保険金の請求

保険金の仮渡しを受けた特定組合等以外の組合等又は再保険金の概算払を受けた都道府県連合会は、損害評価高が確定した場合には、第1節第2の2に従って損害評価書を作成し、保険金の請求又は再保険金の請求を行うものとする（様式

第10号又は第14号の1)。

6 保険金仮渡し結果の報告

都道府県連合会は、保険金の仮渡しをしたときは、速やかに仮渡し組合等名、仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員等数、仮渡し保険金の額及び災害の種類を経営局長に報告するものとする。

第5節 特定組合等による共済金の仮渡し及び保険金の概算払請求の手続

1 保険金概算払請求額の算定と保険金概算払請求書の提出

(1) 特定組合等は、農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第2章第4節又は第3章第3節第4に準じて仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

(2) 特定組合等は、(1)の仮損害評価高に基づき、組合員ごとに支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を畑作物政府保険区分ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、農林水産大臣に保険金概算払請求書を提出する(様式第19号の1及び第19号の2又は第19号の3)。

2 保険金の請求

保険金の概算払を受けた特定組合等は、損害評価高が確定した場合には、第2節第2に従って損害評価書を作成し、保険金の請求を行うものとする(様式第18号)。

3 共済金仮渡し結果の報告

特定組合等は、共済金の仮渡しをしたときは、速やかに仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員数、仮渡し共済金の額及び災害の種類を経営局長に報告する。

第6節 共済金の支払に関する留意事項

1 交付金の申請状況に関する申告等に係る周知

組合等は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の畑作物の直接支払交付金(以下「交付金」という。)の交付を受ける者であるとして、引受要綱第2章第1節第5の3の規定に基づき交付金の交付申請の有無等に関する申告書を提出した組合員等に対して、損害通知のための用紙を配布する場合において、当該組合員等が交付金のうち経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の①の数量払(以下「数量払」という。)のみの交付を申請したとき又は申請する予定であるときにはその旨を必ず申告すること、及びその旨を申告した後に申告予定と異なる申請をしたときには必ず修正申告することについて周知す

るものとする。

併せて、2の確認により面積払交付農業者であることが判明し、共済金を再計算した結果、共済金が過大に支払われていたときには、その返還を求めることについて周知するものとする。この場合において、組合員等が数量払のみの交付を申請した又は申請する予定であると申告したにもかかわらず、2の確認により面積払交付農業者であると判明することが複数年続いたときその他悪意又は重大な過失による不実の損害通知があったものとして共済金の全部又は一部について免責する場合があることについて周知するものとする。

2 交付金の交付状況による引受変更等に係る周知

- (1) 組合等は、1の申告書を提出した組合員等に対して共済金支払通知書を通知する際、当該交付金が最終的に共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由以外の事由により交付されなかったことを確認した場合又は免税交付農業者として申告書の提出があったが、課税交付農業者として交付金の交付を受けたことを確認した場合には、引受内容を変更し、組合等から共済掛金の一部返還を行うこと及び共済金の一部の返還を求めることを当該通知書に明記し、組合員等に対し周知するものとする。
- (2) 組合等は、さとうきびの共済金支払対象組合員等のうち引受要綱第2章第1節第5の4の(2)に規定する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が交付する甘味資源作物交付金（以下「甘味資源作物交付金」という。）の交付対象者に該当するとして、機構から交付される対象生産者コードが記された通知書の写しを提出した組合員等に対して共済金支払通知書を通知する際、甘味資源作物交付金が交付されないことが明らかになった場合（収穫皆無等による場合を除く。）又は甘味資源作物交付金の交付を受ける者のうち、免税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。）として申告書の提出があったが、課税事業者（免税事業者以外の事業者をいう。）として当該交付金を受けたことを確認した場合には、引受変更の上、共済金の一部を返還請求することを当該通知書に明記し、組合員等に対し周知するものとする。

附 則（令和 6 年 8 月 14 日付け 6 経営第 1152 号）

この通知による改正後の規定は、令和 7 年産の畑作物共済に係る共済関係（さとうきびを共済目的とする共済関係にあつては、令和 8 年産のものに係る共済関係）から適用するものとし、令和 6 年産以前の畑作物共済に係る共済関係（さとうきびを共済目的とする共済関係にあつては、令和 7 年産以前のものに係る共済関係）については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 9 日付け 7 経営第 395 号）

この通知は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

(別紙) 面積払交付農業者が耕作する畑作物の収穫量の扱い

1 全相殺方式及び半相殺方式

(1) 全相殺方式及び半相殺方式の大豆（１類）及び全相殺方式のそばの収穫量の扱い

面積払交付農業者が耕作する大豆（１類）又はそばについての全相殺方式及び半相殺方式の大豆（１類）又は全相殺方式のそばに係る共済減収量の算定に当たっては、その算出基礎となる収穫量を、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により調整するものとする。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4}{p_5}$$

(定義) 「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者に係る対象大豆（大豆（１類）のうち種子用大豆を除くものをいう。以下同じ。）又はそばの単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかに応じてそれぞれ最も高いものから、面積払交付農業者以外の者に係る対象大豆又はそばの単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に、引受面積を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q_1 は、対象大豆又は対象そば（そばのうち種子用そばを除くものをいう。以下同じ。）に係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

q_2 は、対象大豆又は対象そばに係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q_3 は、分岐収量（対象大豆又は対象そばの耕地別基準収穫量の合計に、補償割合（「１－支払開始損害割合」をいう。以下同じ。）を乗じて得た収穫量が分岐収量を下回る場合は、当該収穫量）。

q_4 は、種子用大豆又は種子用そばに係る収穫量。

p_1 は、当該組合員等の対象大豆又はそばに適用する単位当たり共済金額。

p_2 は、農林水産大臣が定める面積払交付農業者以外の者に係る対象大豆又はそばの単位当たり共済金額のうち最も高いもの（ p_1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、 p_1 ）。

p_3 は、 p_1 から p_2 を差し引いた金額。

p_4 は、当該組合員等の種子用大豆又はそばに適用する単位当たり共済金額。

p_5 は、引受時に設定した当該組合員等の単位当たり共済金額。

(2) 全相殺方式のばれいしょ（1類又は5類）及びてん菜に係る収穫量の扱い

全相殺方式のばれいしょ（1類又は5類）及びてん菜（以下「対象ばれいしょ等」という。）に係る収穫量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により調整するものとする。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3}{p_4}$$

（定義）「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者に係る対象ばれいしょ等の単位当たり共済金額（てん菜にあつては、当該組合員等の基準糖度に対応するもの。以下同じ。）のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかに応じてそれぞれ最も高いものから、面積払交付農業者以外の者に係る対象ばれいしょ等の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に引受面積及び交付対象比率（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1（2）③オ（イ）の交付対象比率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q₁は、対象ばれいしょ等に係る収穫量（てん菜にあつては、換算係数を乗じたもの。以下1において同じ。）のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

q₂は、対象ばれいしょ等に係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q₃は、分岐収量（対象ばれいしょ等の耕地別基準収穫量の合計に補償割合を乗じて得た数量が分岐収量を下回る場合は、当該数量）。

p₁は、当該組合員等の対象ばれいしょ等に適用する単位当たり共済金額。

p₂は、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者以外の者に係る対象ばれいしょ等の単位当たり共済金額のうち最も高いもの（p₁が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p₁）。

p₃は、p₁からp₂を差し引いた金額。

p₄は、引受時に設定した当該組合員等の単位当たり共済金額。

2 地域インデックス方式

(1) ばれいしょの統計単収の扱い

地域インデックス方式に係るばれいしょの共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる統計単収を、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により調整するものとする。

なお、算定に用いる収穫量は、当年の統計単収にそれぞれの引受面積を合計したものに乗じて算出する。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4 + q_5 \times p_5 + q_6 \times p_6}{p_7 \times S}$$

(定義)「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者に係るばれいしょ（でん粉加工用）の単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかに応じてそれぞれ最も高いものから、面積払交付農業者以外の者に係るばれいしょ（でん粉加工用）の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に引受面積及び交付対象比率を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q 1 は、ばれいしょ（でん粉加工用）に係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

q 2 は、ばれいしょ（でん粉加工用）に係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q 3 は、分岐収量（ばれいしょ（でん粉加工用）の引受収量（「基準単収×引受面積の合計×補償割合」により算出した数量をいう。以下2において同じ。）が分岐収量を下回る場合は、引受収量）。

q 4 は、ばれいしょ（食品加工用）に係る収穫量。

q 5 は、ばれいしょ（種子用）に係る収穫量

q 6 は、ばれいしょ（でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途）

p 1 は、当該組合員等のばれいしょ（でん粉加工用）に適用する単位当たり共済金額。

p 2 は、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者以外の者に係るばれいしょ（でん粉加工用）の単位当たり共済金額のうち最も高いもの（p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p 1）。

p 3 は、p 1 から p 2 を差し引いた金額。

p 4 は、当該組合員等のばれいしょ（食品加工用）に適用する単位当たり共済金額。

p 5 は、当該組合員等のばれいしょ（種子用）に適用する単位当たり共済金額。

p 6 は、当該組合員等のばれいしょ（でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途）に適用する単位当たり共済金額

p 7 は、引受時に設定した当該組合員等ごと及び統計単位地域ごとの単位当たり共済金額。

Sは、類区分ごと、組員等ごと及び統計単位地域ごとの引受面積の合計。

(2) 大豆の統計単収の扱い

地域インデックス方式に係る大豆の共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる統計単収を、類区分ごと、組員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により調整するものとする。

なお、算定に用いる収穫量は、当年の統計単収にそれぞれの引受面積を合計したものを乗じて算出する。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4 + q_5 \times p_5 + q_6 \times p_6}{p_7 \times S}$$

(定義)「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者に係る大豆(乾燥子実で収穫され、かつ大豆のうち黒大豆以外の品種である大豆(種子用大豆を除く。以下(2)において「対象大豆」という。))の単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかに応じてそれぞれ最も高いものから、面積払交付農業者以外の者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に引受面積を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q 1 は、対象大豆に係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

q 2 は、対象大豆に係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q 3 は、分岐収量(対象大豆の引受収量が分岐収量を下回る場合は、引受収量)。

q 4 は、丹波黒の品種である大豆に係る収穫量。

q 5 は、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆に係る収穫量。

q 6 は、種子用大豆に係る収穫量。

p 1 は、当該組員等の対象大豆に適用する単位当たり共済金額。

p 2 は、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者以外の者に係る対象大豆の単位当たり共済金額のうち最も高いもの(p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p 1)。

p 3 は、p 1 から p 2 を差し引いた金額。

p 4 は、当該組員等の丹波黒の品種である大豆に適用する単位当たり共済金額。

p 5 は、当該組員等の丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆に適用する単位当たり共済金額。

p 6 は、当該組員等の種子用大豆に適用する単位当たり共済金額。

p 7 は、引受時に設定した当該組員等ごと及び統計単位地域ごとの単

位当たり共済金額。

S は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとの引受面積の合計。

(3) てん菜の統計単収の扱い

地域インデックス方式に係るてん菜の共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる統計単収を、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により調整するものとする。

なお、算定に用いる収穫量は、当年の統計単収にそれぞれの引受面積を合計したものを乗じて算出する。

$$\frac{q1 \times p1 + q2 \times p2 + q3 \times p3}{p4 \times S}$$

(定義) 「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者に係るてん菜の単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかに応じてそれぞれ最も高いものから、面積払交付農業者以外の者に係るてん菜の単位当たり共済金額のうち最も高いものを差し引いた額で除して得た数に引受面積及び交付対象比率を乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q1 は、てん菜に係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

q2 は、てん菜に係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q3 は、分岐収量（てん菜の引受収量が分岐収量を下回る場合は、引受収量）。

p1 は、当該組合員等のてん菜に適用する単位当たり共済金額。

p2 は、面積払交付農業者以外の者に係るてん菜の単位当たり共済金額のうち最も高いもの（p1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p1）。

p3 は、p1 から p2 を差し引いた金額。

p4 は、引受時に設定した当該組合員等ごと及び統計単位地域ごとの単位当たり共済金額。

S は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとの引受面積の合計。

(4) そばの統計単収の扱い

地域インデックス方式に係るそばの共済減収量の算出に当たっては、その算出基礎となる統計単収を、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により調整するものとする。

なお、算定に用いる収穫量は、当年の統計単収にそれぞれの引受面積を合計したものを乗じて算出する。

$$\frac{q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4 + q_5 \times p_5}{p_6 \times S}$$

(定義)「分岐収量」は、面積払交付単価を、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者に係る夏そば又は秋そばのそれぞれの単位当たり共済金額のうち免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかに応じてそれぞれ最も高いものから、面積払交付農業者以外の者に係る夏そば又は秋そばのそれぞれの単位当たり共済金額のうち最も高いものをそれぞれ差し引いた額を、それぞれの収穫量で加重平均した金額で除して得た数に、対象夏そば（夏そばのうち種子用そばを除くものをいう。以下同じ。）及び対象秋そば（秋そばのうち種子用そばを除くものをいう。以下同じ。）の引受面積を合計したものを乗じて得た数に相当する収穫量とする。

q 1 は、対象夏そば及び対象秋そばに係る収穫量のうち分岐収量を超える部分の収穫量。

q 2 は、対象夏そば及び対象秋そばに係る収穫量のうち分岐収量以下の部分の収穫量。

q 3 は、分岐収量（対象夏そば及び対象秋そばの引受収量が分岐収量を下回る場合は、引受収量）。

q 4 は、夏そばのうち種子用そばに係る収穫量。

q 5 は、秋そばのうち種子用そばに係る収穫量。

p 1 は、当該組合員等の夏そばに適用する単位当たり共済金額又は当該組合員等の秋そばに適用する単位当たり共済金額を、対象夏そば又は対象秋そばの収穫量で加重平均した金額。

p 2 は、農林水産大臣が定めた面積払交付農業者以外の者に係る夏そば又は秋そばの単位当たり共済金額のうち最も高いものを、対象夏そば又は対象秋そばの収穫量で加重平均した金額（p 1 が当該単位当たり共済金額を下回る場合にあっては、p 1）。

p 3 は、p 1 から p 2 を差し引いた金額（引受収量が分岐収量を下回る場合は、夏そば又は秋そばのそれぞれに適用する単位当たり共済金額から p 2 の算出基礎に用いたそれぞれの単位当たり共済金額をそれぞれ差し引いた金額を、対象夏そば又は対象秋そばの引受収量で加重平均した金額）。

p 4 は、当該組合員等の夏そばに適用する単位当たり共済金額。

p 5 は、当該組合員等の秋そばに適用する単位当たり共済金額。

p 6 は、引受時に設定した当該組合員等ごと及び統計単位地域ごとの単位当たり共済金額。

S は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとの引受面積の合計。

畑作物共済損害評価関係書類様式目録

1 農作物

	項目	書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
					書 類	電 子 デ ー タ	
特定組合等以外の組合等	現地評価 (損害通知及び取りまとめを含む)	損害通知書・損害評価野帳	損害通知書兼野帳（全相殺方式（全筆調査、共済事故確認調査、さとうきび一筆全損被害確認調査））	例１号の１	組合等	○	
			損害評価野帳（全相殺方式（出荷数量等調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査））	例１号の２			
			損害通知書兼野帳（半相殺方式）	例１号の３	組合等	○	
			損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）	例１号の４	組合等	○	
			損害評価書兼野帳（災害収入共済方式（共済事故確認調査））	例１号の５	組合等	○	
			損害評価野帳（災害収入共済方式（出荷数量等調査、青色申告書等調査））	例１号の６			
			本年収穫量の類区分別内訳書（全相殺方式、災害収入共済方式（青色申告等調査））	例１号の７	組合等	○	
			販売金額等の品目別内訳書（全相殺方式、災害収入共済方式（青色申告等調査、確定申告関係書類調査））	例１号の８	組合等	○	
	立札	被害表示の立札（全引受方式）	例２号				
	組合員等別計算表	組合員等別計算表（全相殺方式） 組合員等別計算表（半相殺方式） 組合員等別計算表（地域インデックス方式） 組合員等別計算表（災害収入共済方式）	例３号の１				
			例３号の２				
			例３号の３				
			例３号の４				
	平均単収差計算表	平均単収差計算表（全相殺方式、半相殺方式）	例４号				
	分割減収量計算表	分割減収量及び分割減収金額計算表（災害収入共済方式）	例５号				
	損害評価結果取りまとめ	組合員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表（災害収入共済方式）	例６号				

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
						書類	電子データ	
特定組合等以外の組合等	損害通知	速報	損害通知書（速報）（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	7 号の 1	都道府県連合会、地方農政局統計部等	○		
			損害通知書（速報）（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	7 号の 2	都道府県連合会、地方農政局統計部等	○		
		定期報告	組合等当初評価高報告書（定期報告）	8 号の 1	都道府県連合会、（県庁）	○	○	
			組合等当初評価高報告書添付書（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	8 号の 2	都道府県連合会、（県庁）	○	○	
			組合等当初評価高報告書添付書（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	8 号の 3	都道府県連合会、（県庁）	○	○	
			損害評価地区別単当修正量報告書（全相殺方式、半相殺方式）	9 号	都道府県連合会、（県庁）	○		
	保険金請求		保険金請求書	10号	都道府県連合会	○	○	
	保険金仮渡し請求	保険金仮渡し請求書	11号の 1	都道府県連合会	○		再保険金の概算払請求を行わない場合は、農林水産省への提出は必要ない。	
		仮損害評価書（災害収入共済方式以外の引受方式）	11号の 2	都道府県連合会、（県庁、農林水産省）	○			
		仮損害評価書（災害収入共済方式）	11号の 3	都道府県連合会、（県庁、農林水産省）	○			

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
						書類	電子データ	
都道府県連合会	損害通知	速報	損害通知書（速報）（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	12号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害通知書（速報）（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	12号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表	12号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
		定期報告	連合会当初評価高報告書（定期報告）	13号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			連合会当初評価高報告書添付書（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）	13号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			連合会当初評価高報告書添付書（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）	13号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			連合会当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表	13号の 4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
	再保険金請求	再保険金請求書	14号の 1	県庁、農林水産省	○	○	農林水産省 3 部 再保険金の請求を行う場合は、農林水産省 3 部	
		損害評価書（災害収入共済方式以外の引受方式）	14号の 2	県庁、農林水産省	○	○		
		損害評価書（災害収入共済方式）	14号の 3	県庁、農林水産省	○	○		
	再保険金概算払請求	再保険金概算払請求書	15号の 1	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部	
		仮損害評価書（災害収入共済方式以外の引受方式）	15号の 2	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部	
		仮損害評価書（災害収入共済方式）	15号の 3	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部	
		組合等の仮損害評価書（災害収入共済方式以外の引受方式）	11号の 2	県庁、農林水産省	○			
		組合等の仮損害評価書（災害収入共済方式）	11号の 3	県庁、農林水産省	○			

	項目	書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
					書類	電子データ	
特 定 組 合 等	現地評価 (損害通知及び取りまとめを含む)	損害通知書・損害評価野帳	損害通知書兼野帳（全相殺方式（全筆調査、共済事故確認調査、さとうきび一筆全損被害確認調査））	例１号の１	組合等	○	
			損害評価野帳（全相殺方式（出荷数量等調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査））	例１号の２			
			損害通知書兼野帳（半相殺方式）	例１号の３	組合等	○	
			損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）	例１号の４	組合等	○	
			損害評価書兼野帳（災害収入共済方式（共済事故確認調査））	例１号の５	組合等	○	
			損害評価野帳（災害収入共済方式（出荷数量等調査、青色申告書等調査））	例１号の６			
			本年収穫量の類区分別内訳書（全相殺方式、災害収入共済方式（青色申告等調査））	例１号の７	組合等	○	
			販売金額等の品目別内訳書（全相殺方式、災害収入共済方式（青色申告等調査、確定申告関係書類調査））	例１号の８	組合等	○	
		立札	被害表示の立札（全引受方式）	例２号			
		組合員等別計算書	組合員等別計算表（全相殺方式）	例３号の１			
			組合員等別計算表（半相殺方式）	例３号の２			
			組合員等別計算表（地域インデックス方式）	例３号の３			
			組合員等別計算表（災害収入共済方式）	例３号の４			
		平均単収差計算表	平均単収差計算表（全相殺方式、半相殺方式）	例４号			
		分割減収量計算表	分割減収量及び分割減収金額計算表（災害収入共済方式）	例５号			
		損害評価結果取りまとめ	組合員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表（災害収入共済方式）	例６号			

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
						書類	電子データ	
特 定 組 合 等	損害通知	速報	損害通知書（速報）（災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）	16号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害通知書（速報）（災害収入共済方式の政府保険認定区分）	16号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表	16号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
		定期報告	特定組合等当初評価高報告書（定期報告）	17号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			特定組合等当初評価高報告書添付書（災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）	17号の 2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			特定組合等当初評価高報告書添付書（災害収入共済方式の政府保険認定区分）	17号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			特定組合等当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表	17号の 4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害評価地区別単当修正量報告書（全相殺方式、半相殺方式）	9 号	県庁、農林水産省	○		
			保険金請求		保険金請求書	18号	県庁、農林水産省	
	損害評価書（災害収入共済方式以外の引受方式）	14号の 2			県庁、農林水産省	○	○	
	損害評価書（災害収入共済方式）	14号の 3			県庁、農林水産省	○	○	
	保険金概算払請求		保険金概算払請求書	19号の 1	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部
			仮損害評価書（災害収入共済方式以外の引受方式）	19号の 2	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部
			仮損害評価書（災害収入共済方式）	19号の 3	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部

2 蚕繭

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
						書類	電子データ	
特定組合等以外の組合等	現地評価 （損害通知及び取りまとめを含む）	損害通知書・損害評価野帳	損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）	例20号の1	組合等	○		
			損害通知書・損害評価野帳（蚕児被害、収繭期用）	例20号の2	組合等	○		
			損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害、蚕児被害、収繭期用）	例20号の3	組合等	○		
			抜取調査野帳	例21号				
			買桑証明書	例22号				
			損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）（特定組合等）	例28号の1	特定組合等	○		
			損害通知書・損害評価野帳（蚕児被害、収繭期用）（特定組合等）	例28号の2	特定組合等	○		
		損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害、蚕児被害、収繭期用）（特定組合等）	例28号の3	特定組合等	○			
	損害評価結果取りまとめ	畑作物共済損害評価高取りまとめ表	例23号	都道府県連合会	○			
	損害通知	速報	損害通知書（速報）	7号の1	都道府県連合会、地方農政局統計部等	○		
		定期報告	組合等当初評価高報告書（定期報告）	8号の1	都道府県連合会、（県庁）	○	○	
			組合等当初評価高報告書（定期報告）添付書	24号	都道府県連合会、（県庁）	○	○	
	組合等修正評価高報告書添付書	25号	都道府県連合会、（県庁）	○	○			
保険金請求		保険金請求書	10号	都道府県連合会	○	○		
保険金仮渡し請求	保険金仮渡し請求書		11号の1	都道府県連合会	○		再保険金の概算払請求を行わない場合は、農林水産省への提出は必要ない。	
	仮損害評価書（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）		11号の2	都道府県連合会、（県庁、農林水産省）	○			

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
						書類	電子データ	
都 道 府 県 連 合 会	損害通知	現地評価	蚕繭の出荷数量等調査票	例26号の1				
		速報	損害通知書（速報）	12号の1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表	12号の3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
		組合員等別計算書（単収差計算）	蚕繭の出荷数量等調査成績検討経過表	例26号の2	県庁、農林水産省	○		
	定期報告		連合会当初評価高報告書（定期報告）	13号の1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			連合会当初評価高報告書（定期報告）添付書	27号	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			連合会当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表	13号の4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
	再保険金請求		再保険金請求書	14号の1	県庁、農林水産省	○	○	農林水産省3部 再保険金の請求を行う場合は、農林水産省3部
			損害評価書	14号の2	県庁、農林水産省	○	○	
	再保険金概算払請求		再保険金概算払請求書	15号の1	県庁、農林水産省	○		農林水産省3部
			仮損害評価書	15号の2	県庁、農林水産省	○		農林水産省3部
			組合等の仮損害評価書	11号の2	県庁、農林水産省	○		

	項目		書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出		備 考
						書類	電子データ	
特 定 組 合 等	現地評価 （損害通知及び取りまとめを含む）	損害通知書・損害評価野帳	損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）（特定組合等）	例28号の 1	特定組合等	○		
			損害通知書・損害評価野帳（蚕児被害、収繭期用）（特定組合等）	例28号の 2	特定組合等	○		
			損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害、蚕児被害、収繭期用）（特定組合等）	例28号の 3	特定組合等	○		
			抜取調査野帳	例21号				
			買桑証明書	例22号				
	損害通知	速 報	損害通知書（速報）	16号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
			損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表	16号の 3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
		定期報告	特定組合等当初評価高報告書（定期報告）	17号の 1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			特定組合等当初評価高報告書（定期報告）添付書	29号	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○	○	
			特定組合等当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表	17号の 4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	○		
保険金請求		保険金請求書	18号	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部 } 保険金の請求を行う場合は、農林水産省 3 部	
		損害評価書	14号の 2	県庁、農林水産省	○	○		
保険金概算払請求		保険金概算払請求書	19号の 1	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部	
		仮損害評価書	19号の 2	県庁、農林水産省	○		農林水産省 3 部	

様式例第1号の1

損害通知書兼野帳（全相殺方式）

〈全筆調査、共済事故確認調査及びさとうきび一筆全損被害確認調査〉

共済目的		類区分		支払開始損害割合		組合員等記入日		
大地区		小地区		損害評価地区		階層名		
組合員等コード		組合員等氏名		評価者				

						組合員等記入欄					評価者記入欄						
耕地番号	分筆番号	地名地番	引受面積 (a)	品種名	基準単収 (kg/10a)	災害の 発 生 月 日	災害の種類	さとうきび特定被害耕地又はてん菜風害等耕地該当の有 無	さとうきび全損耕地該当の有 無	収穫 予定 月 日	評価 月 日	災害の種類	肥培 管理	分割 割合 (%)	分割事由	被害確認 調査 結果	全筆 調査 単収 (kg/10a)
													良, 中, 不良				
													良, 中, 不良				
													良, 中, 不良				

農家の記入についてお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例第2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に耕地ごとによく見えるように立ててください。
- 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、紫斑病、カメムシ等と具体的な災害名を記入してください。
なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
- 「さとうきび特定被害耕地又はてん菜風害等耕地該当の有無」欄は、さとうきび特定被害又はてん菜特定被害となった場合において、再播種を実施した場合は『再播』と、再移植を行った場合は『再移』と記入してください。
なお、さとうきび特定被害となった場合とは、植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込がない場合において、再植え付けを行うためすき返し等（畝立てを含む。）を行い、当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けることを予定している場合です。
- てん菜特定被害となった場合とは、播種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において、再播種又は再移植を行うためすき返し等（畝立てを含む。）を行い、再播種又は再移植をすることを予定している場合です。
- 「収穫予定月日」欄は、全ての耕地について記入してください。なお、出荷団体に出荷しない予定の耕地、又は収穫しない予定の耕地については、その収穫、すき込み等の予定日を「収穫予定月日」欄に記入してください。
- この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が重ねて刈り取り実測調査を実施することがありますから了承ください。

(注意)

- 1 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
- 2 組合員等ごとの耕地が複数の損害評価地区・階層に属する場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。また、「基準単収」欄は削除しても差し支えない。
- 3 全筆調査を行った場合は、「全筆調査単収」欄に単収を記入する。
- 4 「被害確認調査結果」欄は、さとうきび一筆全損被害確認調査において、収穫皆無耕地と判定した場合は「皆無」と、発芽不能等耕地と判定した場合は「不能」と、さとうきび特定被害耕地又はてん菜風害等耕地の該当を確認したときは「特定」とそれぞれ記入し、併せて発芽不能等耕地については発芽しなかったか又は移植できなかった部分の面積の当該耕地に対する割合（又は程度）を野帳の空欄に記入する。なお、これらの判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌して判定すること。
- 5 さとうきび以外の農作物で、発芽不能等耕地の調査を行う場合は、「発芽不能等耕地の該当の有無」欄を追加し、評価者が発芽不能等耕地であることを確認したときは、「全筆調査単収」欄に「不能」と記入する。
また、農家の記入についてお願いに、「6 「発芽不能等耕地の該当の有無」欄は、被害耕地が発芽不能等耕地に該当する場合に「○」印を記入する。なお、発芽不能等耕地とは、発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかった又は移植できなかった場合をいうもので、発芽不能又は移植不能が生じた耕地のうち、共済事故により発芽しなかった又は移植できなかった部分の面積が、当該耕地の全面積の100分の70以上であるものも含まれます。」を追加する。

様式例第1号の2

損害評価野帳（全相殺方式）

〈出荷数量等調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査〉

(通し番号)

共済目的		類区分		支払開始損害割合	
組合員等コード		組合員等氏名			
評価月日		評価者	印		

出荷先等	品種・品位	出荷量 (kg)	当該年産平均 糖度	自家用又は贈答 用等の数量 (kg)

(注意)

- 1 出荷数量等調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査の結果で得られた当年産の収穫量は、「出荷量」欄に記入するものとする。
- 2 「自家用又は贈答用等の数量」欄は、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査では記入しない。

様式例第1号の3

損害通知書兼野帳（半相殺方式）

組合員等記入日	
---------	--

共済目的		類区分		支払開始損害割合	
------	--	-----	--	----------	--

大地区		小地区		損害評価地区		階層名	
-----	--	-----	--	--------	--	-----	--

組合員等コード		組合員等氏名		評価者	
---------	--	--------	--	-----	--

						組合員等記入欄			評価者記入欄					
耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	引受面積 (a)	品種名	耕地別 基準 収穫量 (kg)	災害の 発 生 月 日	災害の種類	申 告 収穫量 (kg)	評価 月 日	災害の種類	肥培 管理	分割 割合 (%)	分割事由	農家申告 抜取調査 単収 (kg /10a)
											良, 中, 不良			
											良, 中, 不良			
											良, 中, 不良			

農家の記入についてお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例第2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に被害耕地ごとによく見えるように立ててください。
- 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生月日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、紫斑病、カメムシ等と具体的な災害名を記入してください。なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
- 「申告収穫量」欄には災害の発生した被害耕地のとれ高を検見して書いてください。なお、収穫が皆無となる被害を被った耕地は「0」と記入してください。
- この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が刈り取り実測調査を実施することがありますから了承ください。

（注意）

- 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
- 組合員等ごとの耕地が複数の損害評価地区・階層に属する場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。また、「耕地別基準収穫量」欄は削除しても差し支えない。
- 「収穫皆無耕地」を確認したときは、「農家申告抜取調査単収」欄に「皆無」と記入する。
- 「発芽不能等耕地」を確認したときは、「農家申告抜取調査単収」欄に、「不能」と記入するとともに、移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地に対する割合（又は発芽しなかった程度）を野帳の空欄に記入するものとする。なお、発芽不能等耕地の判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌すること。
- 組合員等から単収を申告させる場合は、「耕地別基準収穫量」欄は「基準単収」と、「申告収穫量 (kg)」欄は「申告単収 (kg/10a)」とすること。
- 「農家の記入についてお願い」の3のなお書きについては、発芽不能等耕地の調査を行う場合は、「被った耕地は「0」と」の次に「又は共済事故により発芽しなかった若しくは移植できなかった部分の面積が7割以上の耕地は「不能」と」を追加する。

様式例第1号の4

損害通知書兼野帳（地域インデックス方式）

組合員等記入日

共済目的		類区分		支払開始損害割合		統計単位地域	
組合員等コード		組合員等氏名			評価者		

						組合員等記入欄		評価者記入欄			
耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	引受面積 (a)	品種名	耕地別 基準 収穫量 (kg)	災害の 発生月 日	災害の種類	評価 月日	災害の種類	肥培 管理	共済事故 確認調査 結果
										良・中・不良	
										良・中・不良	
										良・中・不良	

農家の記入についてのお願い

- 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例第2号）に必要事項を記入し、損害評価当日に被害耕地ごとによく見えるように立ててください。
- 災害の発生した被害耕地は、「災害の発生月日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、冠水、流失、紫斑病、カメムシ等と具体的な災害名を記入してください。なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。

- （注意）
- 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。また、「耕地別基準収穫量」欄は削除しても差し支えない。
 - 複数の評価班で評価を行う場合などにおいては、耕地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。
 - 「共済事故確認調査結果」欄には、共済事故による損害発生を確認した場合は「○」を記入する。なお、判定に当たっては、共済事故以外の原因による収穫量の減少が発生している耕地は分割割合を参酌して判定すること。

様式例第 1 号の 5

損害通知書兼野帳（災害収入共済方式）
（共済事故確認調査）

共済目的			類区分			共済限度額割合			組合員等記入日				
大地区			小地区			損害評価地区							
組合員等コード			組合員等氏名			評価者							
					組合員等記入欄				評価者記入欄				
園地番号	分筆番号	地名地番	引受面積(a)	品種名	災害の発生日	災害の種類	収穫予定月日	出荷予定月日	評価月日	災害の種類	肥培管理	分割割合(%)	分割事由
											良, 中, 不良		
											良, 中, 不良		
											良, 中, 不良		
											良, 中, 不良		

農家の記入についてのお願い

- 1. 被害農家は太枠内に必要事項を記入し、共済連絡員にすぐに届けてください。また、被害表示の立札（様式例第 2 号）に必要事項を記入し、損害評価当日に園地ごとによく見えるように立ててください。
- 2. 災害の発生した被害園地は、「災害の発生日」欄に災害が発生した月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、凍霜害、雨害湿潤害、獣害（鹿）等と具体的な災害名を記入してください。
なお、災害の発生がない園地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
- 3. 収穫物を農業協同組合等に出荷する予定の園地については、その出荷予定日を「出荷予定月日」欄に記入して下さい。
- 4. 農業協同組合等に出荷しない予定の園地又は収穫しない予定の園地については、その収穫予定日を「収穫予定月日」欄に記入してください。

（注意）

- 1. 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書兼野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書兼野帳を提出させること。
- 2. 組合員等ごとの園地が複数の損害評価地区・階層に属する場合などにおいては、園地ごとの様式に改めるなど適宜対応すること。

様式例第1号の6

損害評価野帳（災害収入共済方式）
＜出荷数量等調査、青色申告書等調査＞

共済目的		類区分		共済限度額割合	
------	--	-----	--	---------	--

組合員等コード		組合員等氏名		評価者	
---------	--	--------	--	-----	--

引受面積 (a)	基準収穫 量 (kg)	評価 月日	出荷 先名	出荷 期間	出荷 伝票 枚数	出荷数量等			生葉代金（生産金額）						
						生葉数量	自家用等 の数量	計	①の生葉 代金	控除する 必要経費	手取り生 葉代金	1 kg当た り生葉 代金	自家用等 の生葉 代金	生葉代金 合計	分割価格 低下割合
						①	②	③=①+②	④	⑤	⑥=④-⑤	⑦=⑥/① (円/kg)	⑧ (円)	⑨=⑥+⑧ (円)	⑩ (%)

- (注意)
- 1 「出荷数量等」欄は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。
 - 2 「自家用等の数量」欄は、組合員等が申請するなど推計して記入すること。
 - 3 荒茶出荷組合員等については、様式中「生葉」（生葉代金合計を除く。）を「荒茶」に読み替えるものとし、また、荒茶加工の工程に付されたもののうち、荒茶加工の過程で市場等における取引に供されない数量及び代金は、それぞれ「自家用等の数量②」欄及び「自家用等の生葉代金⑧」欄に記入すること。

様式例第1号の7

本年収穫量の類区分別内訳書

〈全相殺方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査）〉

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

収穫年月日 (年 月 日)	収穫量 (kg)	用途又は品種等別の内訳		
		〇〇	〇〇	〇〇
		(kg)	(kg)	(kg)

（農家の記入についてのお願い）

- 1 被害農家は青色申告の備え付け帳簿の農産物受払帳からこの内訳書に必要事項を記入し、農産物受払帳の写しと併せて共済連絡員に提出してください。
- 2 「共済目的」欄には、畑作物共済の共済目的の種類を記入してください。
- 3 「収穫年月日」欄は、農産物受払帳から収穫した年月日を記入してください。
- 4 「収穫量」欄は、農産物受払帳又は当該請求書等から収穫量（農産物受払帳では収穫時の「受入」欄のうち「生産」欄に該当する数量）を記入してください。
また、「用途又は品種等別の内訳欄には」、該当する用途等の収穫量を記載してください。
- 5 てん菜又はさとうきびにあっては、当年産の糖度が記載された資料を添付して下さい。
- 6 収穫量の用途又は品種等別の内訳を確認するため、別途、売渡伝票等の閲覧等を求めることがありますから御了承ください。

（注）

- 1 この内訳書は、支払共済金の算出基礎となるから慎重に取り扱うこと。汚損しても書き替えないこと。
- 2 組合等は、損害評価の前までに、この内訳書を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した当該内訳書を提出させること。

様式例第1号の8

販売金額等の品目別内訳書

〈全相殺方式、災害収入共済方式（青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査）〉

組合員等コード		組合員等氏名	
---------	--	--------	--

共済目的	
------	--

1. 販売金額

品名	金額（円）①	収量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

2. 事業消費（家事消費）

品名	金額（円）①	収量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

3. 廃棄又は亡失

品名	金額（円）①	収量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

4. 期末棚卸高

品名	金額（円）①	収量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

5. 期首棚卸高

品名	金額（円）①	収量（kg） ②	単価（円/kg） ①/②	摘要
合計				

(農業者の記入についてのお願い)

I 収穫量の確認方法として青色申告書を選択した場合

[個人の場合]

- 1 所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書及び収入金額の内訳並びに所得税の確定申告書(第一表)に基づき、この内訳書に必要事項を記入して共済連絡員に提出してください。
- 2 「品名」欄は、品種(用途)別、一番茶とそれ以外の茶及び生葉と荒茶の別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別、一番茶とそれ以外の茶及び生葉と荒茶の別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください(ただし、仕向け別等の単価の価格差が小さいものは、まとめて記入いただいて差し支えありません。)
- 3 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 4 てん菜又はさとうきびにあっては、当年産の糖度が記載された資料を添付して下さい。
- 5 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

[法人の場合]

- 1 法人税確定申告書(別表一(一)、別表四)及び損益計算書からこの内訳書に必要事項を記入して共済連絡員に提出してください。
- 2 「品名」欄は、品種(用途)別、一番茶とそれ以外の茶及び生葉と荒茶の別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別、一番茶とそれ以外の茶及び生葉と荒茶の別の区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください(ただし、仕向け別等の単価の価格差が小さいものは、まとめて記入いただいて差し支えありません。)
また、合計金額が「損益計算書」と一致するよう共済目的以外の品目の内訳も記入してください。
- 3 「数量」及び「単価」欄は、共済目的以外の品目については記入いただく必要はありません。
- 4 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 5 てん菜又はさとうきびにあっては、当年産の糖度が記載された資料を添付して下さい。
- 6 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

(注)

- 1 この内訳書は、支払共済金の算出基礎となるから慎重に取り扱うこと。汚損しても書き替えないこと。
- 2 組合等は、損害評価の前までに、この内訳書を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した当該内訳書を提出させること。

II 収穫量の確認方法として確定申告関係書類(大豆、小豆又はいんげんの全相殺方式に限る。)を選択した場合

[個人の場合]

- 1 収支内訳書の収入金額の明細に基づき、この内訳書に必要事項を記入して提出してください。
- 2 「共済目的」欄には、大豆、小豆又はいんげんのいずれかを記入してください。
- 3 「品名等」欄は、品種(用途)別に区分して記入してください。なお、品種(用途)別に区分について、仕向け別等に単価が異なるものについては、当該区分を更に区分して記入してください(ただし、仕向け別等の単価の価格差が小さいものは、まとめて記入いただいて差し支えありません。)
- 4 複数の類区分を生産する場合は、「摘要」欄にその別を記入してください。
- 5 この内訳書の内容を確認するため、別途、売上伝票等の閲覧を求める場合がありますから御了承ください。

[法人の場合]

Iの【法人の場合】と同じことに留意して記入してください。

様式例第 2 号

耕地（園地）表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

----- 切取線 -----

耕地（園地）表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

----- 切取線 -----

耕地（園地）表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

(注意)

- ・ 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した立札を組合員等に配布すること。

様式例第3号の1

組合員等別計算表（全相殺方式）

組合等名		組合員等コード		組合員等氏名	
共済目的		類区分		支払開始損害割合	

1 超過被害に係る共済減収量計算

耕地 番号	分 筆 番 号	地名 地番	被害の有無	引受 面積 (a)	基準 収穫量 (kg)	耕地別 基準 収穫量 (kg)	収穫皆 無耕地 収量 (kg)	発芽不 能等耕 地収量 (kg)	転作等 耕地収 量 (kg)	全筆調査					出荷数量等調査、青色 申告書等調査又は確定 申告関係書類調査			分割減収量					超過被害に係る共済減収量					
										全筆調 査単収 (kg /10a)	組合等 按取調 査単当 修正量 (kg /10a)	組合等 当初評 価収量 (kg)	連合会 按取単 当修正 量 (kg /10a)	決定収 量 (kg)	調査結 果 (kg)	発芽不 能等耕 地から の搬入 数量 (kg)	決定収 量 (kg)	全筆調査		共済事故確認調査		分割減 収量計 (kg)	組合員 等の減 収量 (kg)	支払開 始減収 量(kg)	共済減 収量 (kg)	面積払 調整後 の共済 減収量 (kg)		
																		分割割 合 (%)	分割減 収量 (kg)	調査耕 地の分 割割合 (%)	調査耕地以 外の耕地に 適用する分 割割合 (%)	分割減 収量 (kg)						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨=(⑦ +⑧)× ①	⑩	⑪=⑨+⑩ ×①	⑫	⑬	⑭=⑬- ⑬	⑮	⑯=③ ×⑮	⑰	⑱	⑲=③× (⑰又は ⑱)	⑳=Σ (⑲) 又は Σ(⑲)	㉑=㉒- (④)+㉓+ ⑥又は (④)+㉔)	㉕=㉒ ×支払 開始損 害割合	㉖=㉕-㉗	㉘'	
合計																		Σ (⑮)			Σ (⑲)							

2 さとうきび一筆全損被害及びさとうきび特定被害又はてん菜風害等被害に係る共済減収量計算

耕地 番号	分 筆 番 号	地名 地番	さとうきび一筆全損被害				さとうきび特定被害 又は てん菜特定被害			
			該当耕 地の耕 地別基 準収穫 量 (kg)	全損耕 地減収 量 (kg)	全損耕 地支払 開始割 合	支払開 始減収 量 (kg)	共済減 収量 (kg)	さとう きび特 定被害 耕地又 は てん菜 風害等 耕地の 耕地別 基準収 穫量 (kg)	さとう きび特 定被害 耕地又 は てん菜 風害等 耕地の 面積 (a)	特定春 植え面 積又は 再播種 若しくは再移 植面積 (a)
			㉔	㉕	㉖	㉗=Σ (㉔) ×㉖	㉘=Σ (㉕) -㉗	㉙	㉚	㉛
										㉜=Σ (㉚)× ㉛/㉛ ×調整 割合)
合計			Σ (㉔)	Σ (㉕)						

3 さとうきび及びてん菜の共済金支払対象共済減収量の計算

支払対象 共済減収量 (kg)
㉛
〈てん菜〉 ㉛又は㉛'+㉜
〈さとうきび〉 ㉛+㉜≥㉛のときは㉛+㉜、そ れ以外は㉛

- (注意)
- ⑤の発芽不能等耕地収量は、その耕地の耕地別基準収穫量に支払開始損害割合が10/100のときは45/100、20/100のときは40/100、30/100のときは35/100、40/100のときは30/100を乗じて得た数量とする。
 - ㉛の共済減収量は、㉒-㉛<0になるときは0とする。
 - ㉕の全損耕地減収量は、当該耕地の耕地別基準収穫量とする。ただし、発芽不能等耕地にあつては、支払開始損害割合が20/100のときは65/100、30/100のときは70/100、40/100のときは75/100を当該耕地の耕地別基準収穫量に乗じた収量とする。
 - ㉖の全損耕地支払開始割合は、支払開始損害割合が20/100のときは30/100、30/100のときは40/100、40/100のときは50/100とする。
 - ㉜の共済減収量欄の調整割合は、さとうきび特定被害耕地であつて支払開始損害割合が20/100のときは25/100×1、30/100のときは25/100×7/8、40/100のときは25/100×6/8とする。また、てん菜風害等耕地であつて再播種を実施した場合で支払開始損害割合が10/100のときは10/100×1、20/100のときは10/100×8/9、30/100のときは10/100×7/9とし、再移植を実施した場合で支払開始損害割合が10/100のときは20/100×1、20/100のときは20/100×8/9、30/100のときは20/100×7/9とする。

様式例第3号の2

組員等別計算表（半相殺方式）

組合等名		組員等コード		組員等氏名	
共済目的		類区分		支払開始損害割合	

1 超過被害に係る共済減収量計算

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	引受 面積 (a)	基準 収穫量 (kg)	被害耕地に 係る耕地別 基準収穫量 (kg)	収穫 皆無 耕地 収量 (kg)	発芽不 能等耕 地収量 (kg)	転作等 耕地収 量 (kg)	申告収 穫量 (kg)	農家申告抜取調査の結果							組合等 抜取単 当修正 量 (kg /10a)	組合等 当初評 価収量 (kg)	連合会 抜取単 当修正 量 (kg /10a)	被害耕 地の決 定収穫 量 (kg)	決定減収 量 (kg)	支払開始 減収量 (kg)	超過被 害に係 る共済 減収量 (kg)	面積払 調整後 の共済 減収量 (kg)
										調査耕 地に係 る申告 収穫量 (kg)	調査耕地の 耕地別基準 収穫量 (kg)	調査 耕地 収穫量 (kg)	修正率 (%)	修正申告収 穫量 (kg)	調査 耕地の 分割割 合 (%)	調査耕地以 外の耕地に 適用する分 割割合 (%)	⑮＝ ③× (⑬又 は⑭)	⑰＝⑫ ＋①× ⑮	⑱	⑲＝(④ or⑥or ⑰＋⑱ ×①)＋ ⑮or⑤	⑳＝③－⑲	㉑＝②×支 払開始損 害割合	㉒＝Σ (㉑)－ ㉑	㉒'
合計										Σ (⑧)	Σ (⑨)	Σ (⑩)									Σ (㉑)			

(注意)
面積払交付農業者が耕作する大豆にあっては、別紙に基づき調整した共済減収量を㉒' に記入する。

様式例第3号の3

組合員等別計算表（地域インデックス方式）

組合等名		組合員等コード		組合員等氏名			
共済目的		類区分		統計単位地域		支払開始損害割合	

1 超過被害に係る共済減収量計算

引受面積 (a)	基準統計単収 (kg/10a)	当年産統計単収 (kg/10a)	減収量 (kg)	支払開始減収量 (kg)	共済減収量 (kg)	面積払調整後の 共済減収量 (kg)
①	②	③	④ = (② - ③) × ①	⑤ = ② × ① × 支払開始損害割合	⑥ = ④ - ⑤	⑥'

（注意）

面積払交付農業者が耕作する畑作物にあつては、別紙の2に基づき調整した共済減収量を⑥' に記入する。

様式例第3号の4

組合員等別計算表（災害収入共済方式）

組合等名		組合員等コード		組合員等氏名	
共済目的		類区分		共済限度額割合	

生産金額の減少額の計算

生産金額 (円) ①	共済限度額 (円) ②	生産金額の減少額 (円) ③=②-①

(注意)

①の生産金額は、様式例第6号の「組合員等別出荷数量等調査結果等取りまとめ表」より転記する。

様式例第 4 号

平均単収差計算表
(全相殺方式、半相殺方式)

令和 年 月 日

共済目的	
損害評価地区の設定単位	
損害評価地区	
階層名	
類区分・引受方式・支払開始損害割合	

抜取筆数 ①	抜取調査		農家申告抜取調査 又は全筆調査		平均単収差 ⑥=③-⑤
	単当収量 の合計 ②	平 均 ③=②/①	単当収量 の合計 ④	平 均 ⑤=④/①	
筆		kg			kg

- (注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと、損害評価地区の設定単位ごと及び損害評価地区ごとに作成する。
2. 「損害評価地区の設定単位」欄は、「類区分ごと及び引受方式ごと」又は「類区分ごと」の別を記入する。
3. 「類区分・引受方式・支払開始損害割合」欄には、当該損害評価地区に含まれる類区分、引受方式及び支払開始損害割合を全て記入する。

(注意)

- 1 組合等は、被害発生の都度、組合員等からの「損害通知書」及び組合等の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- 2 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」、「さとうきび一筆全損被害」及び「さとうきび特定被害又はてん菜特定被害」欄には、既に「損害通知書」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
- 4 「超過被害」欄への記入に当たっては、「面積又は箱数」欄には、全相殺方式及び地域インデックス方式にあっては引受面積（蚕繭にあっては被害箱数（含買桑））を、半相殺方式にあっては被害面積を記入すること。
- 5 さとうきびにあっては類区分ごと及び組合員等ごとにみて、さとうきび一筆全損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害（さとうきび特定被害を含む）に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該組合員等に係る被害については、「さとうきび一筆全損被害」欄にのみ記入すること。
- 6 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況（蚕繭にあっては蚕児の被害状況及び桑葉の損傷状況）、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 7 「損害の額（共済金支払見込額）」欄には、超過被害、さとうきび一筆全損被害及びさとうきび特定被害又はてん菜特定被害の面積及び減収量に基づき、次の方法により算定し、記入すること。なお、単当減収量、減収量及び面積については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。また、さとうきび全相殺方式にあっては、類区分ごと及び組合員等ごとにみて、さとうきび一筆全損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害（さとうきび特定被害を含む）に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該合計額を共済金支払見込額とする。
 - ① 単当基準収量＝基準収穫量÷引受面積
 - ② 単当減収量＝減収量÷面積
 - ③ 単当共済減収量＝単当減収量②－（単当基準収量①×支払開始損害割合）
 - ④ 共済減収量＝面積×単当共済減収量③
 - ⑤ 単位当たり共済金額＝共済金額÷（基準収穫量×（1－支払開始損害割合））
 - ⑥ 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金支払見込額（ Σ （共済減収量④×単位当たり共済金額⑤））＋さとうきび一筆全損被害及びてん菜特定被害又はさとうきび特定被害に係る共済金支払見込額蚕繭にあっては次のとおりとする。
 - ① 共済減収量＝減収量－（基準収繭量×支払開始損害割合）
 - ② 単位当たり共済金額＝共済金額÷基準収繭量×（1－支払開始損害割合）
 - ③ 共済金支払見込額＝①×②

様式第7号の2

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

政府再保険認定区分	
-----------	--

連合会認定区分		超過被害				損害の額 （共済金支払見込額） （千円）
番号	共済限度額割合	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	生産金額の 減少額 （円）	
計						

災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況

3 部（控、都道府県連合会、地方農政局統計部等）

（注意）

- 組合等は、被害発生都度の組合員等からの「損害通知書」及び組合等の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 「超過被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、茶の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 「超過被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には、引受面積を記入すること。
- 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 「損害の額（共済金支払見込額）」欄には、超過被害の生産金額の減少額に基づき記入すること。なお、減収量及び生産金額の減少額については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。

①共済金支払見込額＝②生産金額の減少額×共済金額÷共済限度額

②生産金額の減少額＝③共済限度額－当年産の茶の生産金額

③共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合

(注意)

- 1 この報告書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「面積又は箱数」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式及び茶の災害収入共済方式にあっては引受面積（さとうきび一筆全損被害に係るものについては被害面積。蚕繭にあっては被害箱数(含買桑)）を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 4 「減収量」欄は、茶の災害収入共済方式のみ記入すること。
- 5 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害によって生じた農作物の損傷状況（蚕繭にあっては蚕児の被害状況及び桑葉の損傷状況）、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 6 蚕繭の組合等当初評価高の修正報告を行う場合は、「組合等当初評価高」を「組合等修正当初評価高」とするとともに、「決定したので、損害の額の認定を申請します。」を「取りまとめたので報告します。」とすること。また、組合等当初評価高報告と比べ変更がない項目については、都道府県連合会と相談の上、当該項目の記入を省略することができる。

様式第8号の2

令和 年産（共済目的）組合等当初評価高報告書添付書
（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

政府再保険認定区分	
-----------	--

農業共済組合
市町村

連合会認定区分				共済金支払見込															共済金支払見込額 (円)	保険金支払見込額 (円)	通常責任 保険金額 (円)	畑作物異常部 分保険金 (円)
番号	引受方式	支払 開始 損害 割合	類区分	総数 A			Aのうち															
				被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)	発芽不能等耕 地		収穫皆無耕地 (さとうきび全損 耕地以外)		転作等耕地 又は転作等園 地		さとうきび全損耕地			さとうきび特定被害耕 地又はてん菜風害等耕 地						
							被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)	被害組 合員等 数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲＝⑰－⑱
小計																						
小計																						
合 計																						

3 部（控、都道府県連合会、県庁）

（注意）

- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をい
- 4 「面積」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式にあっては引受面積を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。

様式第8号の3

令和 年産（共済目的）組合等当初評価高報告書添付書
（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

農業共済組合

市町村

政府再保険認定区分								市町村			
連合会認定区分		共済金支払対象						共済金支払見込額 (円)	保険金支払見込額 (円)	通常責任 保険金額 (円)	畑作物異常部 分保険金 (円)
番号	共済限度 額割合	総数 A				Aのうち					
		被害組合 員等数 (戸)	引受 面積 (a)	減収量 (kg)	生産金額 の減少額 (円)	転作等園地					
						被害組合 員等数 (戸)	被害 面積 (a)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩＝⑧－⑨
計											

3 部（控、都道府県連合会、県庁）

（注意）

- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」とは、茶の災害収入共済方式超過被害をいう。

様式第9号

令和 年産損害評価地区別単当修正量報告書
(全相殺方式、半相殺方式)

共済目的		類区分	
引受方式		支払開始損害割合	
損害評価地区の設定単位		階層区分	

令和 年 月 日
農業共済組合又は市町村

損 害 評 価 地 区		農家申告抜取調査 又は全筆調査面積	平均単収差	左の加重値	単当修正量案	左の加重値
平均又は合計						

3部（控、都道府県連合会、県庁）（特定組合等にあつては3部（控、県庁、農林水産省））

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び損害評価地区の設定単位ごと及び階層ごとに作成する。
2. 「損害評価地区の設定単位」欄は、「類区分ごと及び引受方式ごと」又は「類区分ごと」の別を記入する。
3. 「類区分」及び「支払開始損害割合」欄には、当該評価地区の設定単位（階層）に含まれる設定単位を全て記入する。

様式第 10 号

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合又は市町村
組合長理事
市町村長

保 険 金 請 求 書

金 円也（ただし、令和 年産（共済目的）の支払保険金のうち下記の連合会認定区分に係るもの）
上記の保険金を支払われたく算出基礎を添えて請求します。

保険金請求額の算出基礎

連合会認定区分					保険割合			
番号	引受方式	支払開始 損害割合 又は 共済限度 額割合	類区分	共済責任期間に よる種別	支払共済金 円	支払保険金 ① 円	支払保険金 既受領額 ② 円	支払保険金 今回請求額 ③=①-② 円
計								

(注意)

農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目について別途データとして送信するものとする。

(1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び茶の災害収入共済方式 共通

連合会認定区分ごとに、支払共済金（超過被害、さとうきび一筆全損被害、合計）、支払保険金、金額被害率、共済金額、保険金額、通常責任保険金額、共済金支払の免責戸数、共済金支払の免責額

(2) 全相殺方式

《農作物》

連合会認定区分ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、発芽不能等耕地に係る戸数・被害面積、収穫皆無耕地に係る戸数・面積、転作等耕地に係る戸数・面積、さとうきび一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、てん菜特定被害又はさとうきび特定被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、支払共済金（超過被害、さとうきび一筆全損被害、合計）

《蚕繭》

連合会認定区分ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、共済箱数、引受収量、共済金額、全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・被害箱数・共済減収量、掃立不能に係る戸数・被害箱数、支払共済金

(3) 半相殺方式

連合会認定区分ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、半相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・引受収量・共済減収量、発芽不能耕地に係る戸数・被害面積、収穫皆無耕地に係る戸数・面積、転作等耕地又は転作等園地に係る戸数・面積

(4) 地域インデックス方式

連合会認定区分ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、地域インデックス方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・共済減収量、支払共済金

(5) 茶の災害収入共済方式

連合会認定区分ごとに、引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、共済限度額、共済金額、共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・共済限度額・減収量・生産金額の減少額、支払共済金

様式第 1 1 号の 1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合又は市町村
組合長理事
市町村長

保 険 金 仮 渡 し 請 求 書

金 円也（ただし、令和 年産（共済目的）の仮渡し保険金のうち下記の連合会認定区分に係るもの）
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

保険金仮渡し請求額の算出基礎

連合会認定区分					共済金額	共済金支払見込額	保険金支払見込額	保険金仮渡し対象共済金支払見込額	共済金仮渡し必要額	保険金仮渡し額 (③、④、⑤のうち最も小さいもの)	仮渡し保険金既受領額	仮渡し保険金今回請求額
番号	引受方式	支払開始損害割合又は共済限度額割合	類区分	共済責任期間による種別	① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧＝⑥－⑦ 円
合計												

2 部（控、都道府県連合会）

（注意）

- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入すること。
- ④は、全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）以上被害組合員等のものを、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）以上被害組合員等のものを、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等のものを記入すること。
- ⑤は、仮渡し実施被害割合が全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）未満、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）未満、茶の災害収入共済方式は10割未満の場合は、全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）以上被害組合員等、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）以上被害組合員等、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等を下段に（ ）書きで記入すること。
- ⑥は、仮渡し実施被害割合が全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）未満、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）未満、茶の災害収入共済方式は10割未満の場合は、③、④及び⑤のうち全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）以上被害組合員等、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）以上被害組合員等、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等の中から最も小さいものを下段に（ ）書きで記入すること。
- 本書には仮損害評価書を添付すること。

[illegible]

(注意)

- 1 本書は、共済目的の種類（茶の災害収入共済方式は除く。）のうち共済金の仮渡しを行う連合会認定区分について作成する。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）未満、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）未満の場合は、当該欄を全相殺方式は5割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割）以上被害とそれ以外に、半相殺方式は6割（大豆にあっては5割）以上被害とそれ以外に区分して作成すること。
- 4 「面積又は箱数」欄は、全相殺方式は引受面積（蚕繭にあっては被害箱数（含買桑））を、半相殺方式は被害面積を記入すること。
- 5 「被害程度別」欄の「被害程度」は、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに以下の①又は②によるものとし、組合等の全区域の超過被害の組合員等について取りまとめること。
なお、①又は②中の「○」には、仮渡実施被害割合を記入すること。
 - ① 全相殺方式
 - ・ばれいしょ、大豆及びてん菜以外
支払開始損害割合が2割の場合は「2割超過○割未満」、「○割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過○割未満」、「○割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が4割の場合は「4割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。
 - ・ばれいしょ、大豆及びてん菜
支払開始損害割合が1割の場合「1割超過○割未満」、「○割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が2割の場合は「2割超過○割未満」、「○割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」とする。
 - ② 半相殺方式
 - ・大豆以外
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過○割未満」、「○割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が4割の場合は「4割超過○割未満」、「○割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が5割の場合は「5割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」とする。
 - ・大豆
支払開始損害割合が2割の場合は「2割超過○割未満」、「○割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過○割未満」、「○割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が4割の場合は「4割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。

様式第 1 1 号の 3

令和 年産（共済目的）仮損害評価書
〈災害収入共済方式〉

農業共済組合
市町村

連合会認定区分		引受 戸数	引受 面積	基準収穫 量	基準生産 金額	共済限度 額	共済金額	仮渡実施 被害割合	仮渡実施被害割合以上の被害				
番号	共済限度額割合 %								戸数	面積 a	生産金額 の減少額 円	支払 共済金 円	共済金 仮渡し 必要額 円
合 計													

被害程度別									
連合会認定区分		被害程度	面積 a	減収量 kg	生産金額 の減少額 円	支 払 共済金 円	通常責任 保険金額 円	支払 保険金 円	支払共 済金／ 共済金 額 %
番号	共済限度額割合 %								
		○割超過○割未満							
		○割超過10割未満							
		10割							
		計							
		○割超過○割未満							
		○割超過10割未満							
		10割							
		計							
		○割超過○割未満							
		○割超過10割未満							
		10割							
		計							
合 計									

- 4 部（控、都道府県連合会、県庁、農林水産省）
（注意）
- 1 本書は、共済目的の種類のうち、共済金の仮渡しを行う連合会認定区分について作成する。
 - 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
 - 3 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には仮渡実施割合が10割被害組合員に係るもの以外の場合は、これらと、これら以外に区分し、作成すること。
 - 4 「被害程度別」欄の「被害程度」は、共済限度額割合ごとに以下によるものとする。なお、○には仮渡実施被害割合を記入すること。また、「面積」欄には引受面積を記入すること。
共済限度額割合が2割の場合は「2割超過○割未満」、「○割超過10割未満」、「10割」、「小計」と、
共済限度額割合が3割の場合は「3割超過○割未満」、「○割超過10割未満」、「10割」、「小計」と、
共済限度額割合が4割の場合は「4割超過○割未満」、「○割超過10割未満」、「10割」、「小計」とする。

様式第12号の1

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

畑作物再保険区分			政府再保険認定区分										

類区分	引受方式	支払開始 損害割合	超過被害				さとうきび一筆全損被害				さとうきび特定被害又はてん菜特定被害			損害の額（共済金支払見込額） （千円）
			戸数 （戸）	面積 （ha） 又は 箱数 （箱）	減収量 （t）	共済 減収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	共済減 収量 （t）	戸数 （戸）	面積 （ha）	共済 減収量 （t）	
		小計												
		小計												
		小計												
	計													
			小計											
小計														
		小計												
計														
合 計														

災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

- 4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意）
- 1 都道府県連合会は、被害発生都度の組合等からの「損害通知書（速報）」及び都道府県連合会の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
 - 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
 - 3 「超過被害」、「さとうきび一筆全損被害」及び「さとうきび特定被害又はてん菜特定被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。
なお、「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
 - 4 「超過被害」欄への記入に当たっては、「面積又は箱数」欄には、全相殺方式及び地域インデックス方式にあっては引受面積（蚕繭の全相殺方式にあっては被害箱数（含買桑））を、半相殺方式にあっては被害面積を記入すること。

様式第12号の2

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

畑作物再保険区分	政府再保険認定区分

連合会認定区分	超過被害				損害の額 （共済金支払見込額） （千円）
共済限度 額割合	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	生産金額の減 少額 （円）	
合 計					

災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生月日	終了月日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 都道府県連合会は、被害発生都度の組合等からの「損害通知書（速報）」及び都道府県連合会の概況調査の結果を、政府再保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、茶の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 4 「超過被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には引受面積を記入すること。

様式第12号の3

損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表

畑作物再保険区分			
政府再保険認定区分	共済金支払見込額 (千円)	保険金支払見込額 (千円)	再保険金支払見込額 (千円)
計			

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

本書は、畑作物再保険区分ごとに作成し、損害通知書（速報）とともに報告すること。

様式第13号の1

農林水産大臣 殿

令和 年産（ 共済目的 ）連合会当初評価高報告書（定期報告）

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）の連合会当初評価高について、下記のとおり決定したので報告します。
併せて、損害の額の認定を申請します。

畑作物再保険区分		政府再保険認定区分											

類 区 分	引受方式	支払開始損害 割合又は共済 限度額割合	引受戸数 (戸) ①	引受面積 (a) 又は共済箱数 (箱) ②	共済金額 (円) ③	共済金支払対象見込				損害の額 (共済金支払見込額) (円) ⑧	平均被害割合		
						戸数 (戸) ④	面積 (a) 又は箱数 (箱) ⑤	減収量 (kg) ⑥	共済減収量(kg) 又は 生産金額の減少額 (円) ⑦		戸数 (戸) ⑨=④/①× 100	面積 (a) 又は箱数 (箱) ⑩=⑤/②× 100	金額 (円) ⑪=⑧/③× 100
		小計											
		小計											
計													
		小計											
		小計											
計													
合計													

災害の種類	発生 月日	終了 月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生 月日	終了 月日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生 月日	終了 月日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 この報告書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「面積又は箱数」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式、茶の災害収入共済方式にあっては引受面積（蚕繭にあっては被害箱数（含買桑））を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 4 「減収量」欄は、茶の災害収入共済方式のみ記入すること。
- 5 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害によって生じた畑作物の損傷状況（蚕繭にあっては蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況）、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 6 この報告書は、損害評価高が取りまとまったら速やかに農林水産省に提出すること。

令和 年産（共済目的）連合会当初評価高報告書添付書
（災害収入共済方式以外の方式の政府再保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合連合会

畑作物再保険区分			政府再保険認定区分																共済金支払 見込額 (円)	保険金支払 見込額 (円)	通常責任 保険金額 (円)	畑作物異常 部分保険金 (円)	
組合等 番号	組合 等名	類区分	引受方式	支払開始 損害 割合	共 済 金 支 払 見 込																		
					A の う ち																		
					総数 A			発芽不能等耕 地		収穫皆無耕地 (さとうきび全損 耕地を除く)		転作等耕地 又は 転作等園地		さとうきび全損耕地			さとうきび特定被害耕 地又はてん菜風害等耕 地						
					被害 組合 員等数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)	被害 組合 員等数 (戸)	面積 (a)	被害 組合 員等数 (戸)	面積 (a)	被害 組合 員等数 (戸)	面積 (a)	被害 組合 員等数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)	被害 組合 員等数 (戸)	面積 (a)					共 済 減収量 (kg)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲＝⑰－⑱					
				小計																			
				小計																			
		計																					
				小計																			
				小計																			
計																							
合計																							
				小計																			
				小計																			
		計																					
				小計																			
				小計																			
計																							
合計																							
総合計																							

(注意)

- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 本書は連合会当初評価高報告書とともに報告すること。
- 4 「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
- 5 「面積」欄には、全相殺方式及び地域インデックス方式にあっては引受面積を、その他の引受方式は被害面積を記入すること。

様式第13号の3

令和 年産（共済目的）連合会当初評価高報告書添付書
（災害収入共済方式の政府再保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合連合会

畑作物再保険区分			政府再保険認定区分									
組合等 番号	組合 等名	共済 限度 額割 合	共済金支払見込額						共済金支払見 込額（円）	保険金支払見 込額（円）	通常責任 保険金額 （円）	畑作物異常部 分保険金 （円）
			総数A				Aのうち					
			被害組合 員等数 （戸）	面積 （a）	減収量 （kg）	生産金額 の減少額 （円）	転作等園地					
							被害組合 員等数 （戸）	被害面積 （a）				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩＝⑧-⑨			
		計										
		計										
合 計												

- 4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意）
- 1 本書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
 - 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
 - 3 本書は連合会当初評価高報告書とともに報告すること。
 - 4 「超過被害」とは、茶の災害収入共済方式超過被害をいう。

様式第13号の4

連合会当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表

畑作物再保険区分	
----------	--

県（都道府）農業共済組合連合会

1 政府再保険認定区分ごとの共済金支払見込額

政府再保険認定区分	共済金支払見込額 (円)
計	

2 組合等ごとの共済金支払見込額等

組合等	共済目的の種類	引受方式	支払開始損害割合又は共済限度額割合	共済金支払見込額(円) ①	保険金支払見込額(円) ②	畑作物通常責任保険金額(円) ③	再保険金支払見込額(円) ④=(Σ(②)-③)×0.95
	計						
	計						
合計							

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

- 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成し、連合会当初評価高報告書（定期報告）とともに報告すること。
- 共済金支払見込額は、連合会当初評価高報告書（定期報告）又は損害評価書に記載した金額とする。

様式第14号の1

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

再保険金請求書（〇回目）

金 円也 （ただし、令和 年産畑作物再保険区分（再保険区分）の再保険金）
上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

再保険金支払請求の算出基礎

保険金の合計	①	円
畑作物通常責任保険金額	②	円
再保険金	③= (①－②) × 0.95	円
再保険金既受領額	④	円
再保険金今回請求額	⑤=③－④	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3 部）

（注意）

- 1 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成する。
- 2 （〇回目）には、同一の畑作物再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 （再保険区分）には、「茶の災害収入共済方式」又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入する。
- 4 再保険金既受領額には、再保険金のうち、都道府県連合会が既に受領している再保険金を記入すること。
- 5 本書には、当該畑作物再保険区分に係る損害評価書を添付すること。

様式第14号の2

令和 年産 損害評価書（ 回目）
(災害収入共済方式以外の引受方式)

令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会

畑作物再保険区分			政府再保険認定区分																		
共済目的	引受方式	支払開始 損害割合	引受組合 等数	被害組合 等数	無被害組合 等数	実被害組合 等数	引受戸数 戸	引受面積 又は 共済箱数 a又は箱	引受収量 kg	共済金額 円	被害戸数 戸	共済減収量 kg	支払共済金 円	支払保険金 円	連合会手持保 険料 円	畑作物通常責 任保険金額 円	支払 再保険金 円	金額 被害率 %			
		計																			
		計																			
		計																			
	合計																				
		計																			

再保険金の請求を行う場合 5部（控、県庁、農林水産省3部）

再保険金の請求を行わない場合 3部（控、県庁、農林水産省）

（注意）

- 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成すること。
 - （○回目）には、同一の畑作物再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
 - 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
 - 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式 共通
 - 共済目的の種類ごと及び引受方式ごとの実被害組合等数
 - 共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに、引受組合等数、被害組合等数、無被害組合等数、支払共済金（合計）、支払保険金、連合会手持保険料、金額被害率、共済金支払の免責戸数、共済金支払の免責額、畑作物再保険区分ごとの畑作物通常責任保険金額、支払再保険金、再保険金既受領額、再保険金今回請求額
 - 全相殺方式（農作物）

共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、さとうきび一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、さとうきび特定被害又はてん菜特定被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象（合計）の戸数・面積・共済減収量、支払共済金（全相殺方式超過被害、さとうきび一筆全損被害、合計）
 - （蚕繭）

共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、共済箱数、引受収量、共済金額、全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・被害箱数（含買桑）・共済減収量、支払共済金
 - 半相殺方式

共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、半相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受収量・被害面積・共済減収量、支払共済金
 - 地域インデックス方式

共済目的の種類ごと、類区分ごと、支払開始損害割合ごと及び単位当たり共済金額ごとに、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、地域インデックス方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・共済減収量、支払共済金
- 特定組合等にあつては、「畑作物再保険区分」を「畑作物政府保険区分」に、「再保険金」を「保険金」に、「政府再保険認定区分」を「政府保険認定区分」に、「再保険金請求書」を「保険金請求書」に読み替えるものとする。また、表及び3については、支払保険金及び連合会手持保険料を除くものとし、畑作物通常責任保険金額に代え、畑作物通常責任共済金額を加えるものとする。

様式第14号の3

令和 年産 損害評価書（ 回目）
（災害収入共済方式）

令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会

畑作物再保険区分		政府再保険認定区分																		
共済目的	共済限度額割合	引受組合等数	被害組合等数	無被害組合等数	実被害組合等数	引受戸数 戸	引受面積 a	基準収穫量 kg	基準生産金額 円	共済限度額 円	共済金額 円	被害戸数 戸	減収量 kg	生産金額の減少額 円	支払共済金 円	支払保険金 円	連合会手持保険料 円	畑作物通常責任保険金額 円	支払再保険金 円	金額被害率 %
	計																			

再保険金の請求を行う場合 5部（控、県庁、農林水産省3部）

再保険金の請求を行わない場合 3部（控、県庁、農林水産省）
（注意）

- 1 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成すること。
- 2 （○回目）には、同一の畑作物再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。

① 共済目的の種類ごとの実被害組合等数

② 共済目的の種類ごと及び共済限度額割合ごとに、引受組合等数、被害組合等数、無被害組合等数、支払共済金、支払保険金、連合会手持保険料、金額被害率、共済金支払の免責戸数、共済金支払の免責額

③ 畑作物再保険区分ごとの畑作物通常責任保険金額、支払再保険金、再保険金既受額額、再保険金今回請求額

④ 共済限度額割合ごとに、引受戸数、引受面積、共済金額、災害収入共済方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・共済限度額・減収量・生産金額の減少額、支払共済金
- 4 特定組合等にあつては、「畑作物再保険区分」を「畑作物政府保険区分」に、「再保険金」を「保険金」に、「政府再保険認定区分」を「政府保険認定区分」に、「再保険金請求書」を「保険金請求書」に読み替えるものとする。また、表及び3については、支払保険金及び連合会手持保険料を除くものとし、畑作物通常責任保険金額に代え、畑作物通常責任共済金額を加えるものとする。

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

再 保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 円也（ただし、令和 年産畑作物再保険区分（再保険区分）の再保険金概算払）
上記の再保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

再保険金概算払請求額の算出基礎

共済目的の 種類	引受方式	支払開始損 害割合（又 は共済限度 額割合）	共済金支払 見込額 ① 円	保険金 支払見込額 ② 円	通常責任 保険金額 ③ 円	再保険金 支払見込額 ④ 円	再保険金支払見 込額の3分の2 ⑤ 円	再保険金概算払 対象共済金支払 見込額×0.855 ⑥ 円	保険金仮渡 し必要額 ⑦ 円	再保険金概算払 額（⑤、⑥、⑦ のうち最も小 さい方） ⑧ 円	概算払 再保険金 既受領額 ⑨ 円	概算払 再保険金 今回請求額 ⑩＝⑧－⑨ 円					
		計															
		計															
		計															
		計															
合計																	

5 部（控、県庁、農林水産省 3 部）

(注意)

- 1 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の畑作物再保険区分における再保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 3 (再保険区分)には、「茶の災害収入共済方式」又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 4 ⑤は、茶の災害収入共済方式にあつては、「再保険金支払見込額の15分の7」とすること。
- 5 ⑥は、全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)以上被害組合員等のものを、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)以上被害組合員等のものを、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等に係るものを記入すること。
- 6 ⑦は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)未満、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)未満、茶の災害収入共済方式は10割未満の場合は、全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)以上被害組合員等に係るものを、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)以上被害組合員等に係るものを、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等に係るものを記入すること。
- 7 本書には仮損害評価書を添付すること。

様式第15号の2

令和 年産（再保険区分）仮損害評価書（○回目）
〈災害収入共済方式以外の引受方式〉

政府再保険認定区分

県（都道府）農業共済組合連合会

共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合 %	引受 戸数 戸	引受面積 又は 共済箱数 a又は箱	引受収量 kg	共済金額 円	仮渡実施 被害割合 %	仮渡実施被害割合以上の被害				
								戸数 戸	面積 又は 箱数 a又は箱	共 済 減収量 kg	支払 共済金 円	共済金 仮渡し 必要額 円
		計										
		計										
		計										
		計										
合計												

被害程度別												
共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	被害程度	面積又は 箱数	共 済 減収量	支 払 共済金	支払 保険金	通常責任 保険金額	支払 再保険金	支払共 済金／ 共済金 額		
				a又は箱	kg	円	円	円	円	円		
			○割超過○割未満									
			○割超過○割未満									
			○割以上									
			小計									
			○割超過○割未満									
			○割超過○割未満									
			○割以上									
			小計									
			○割超過○割未満									
			○割超過○割未満									
			○割以上									
			小計									
		計										
			○割超過○割未満									
			○割超過○割未満									
			○割以上									
			小計									
			○割超過○割未満									
			○割超過○割未満									
			○割以上									
			小計									
			○割超過○割未満									
			○割超過○割未満									
			○割以上									
			小計									
		計										
		○割超過○割未満										
		○割超過○割未満										
		○割以上										
		小計										
		○割超過○割未満										
		○割超過○割未満										
		○割以上										
		小計										
		○割超過○割未満										
		○割超過○割未満										
		○割以上										
		小計										
	計											
		○割超過○割未満										
		○割超過○割未満										
		○割以上										
		小計										
		○割超過○割未満										
		○割超過○割未満										
		○割以上										
		小計										
		○割超過○割未満										
		○割超過○割未満										
		○割以上										
		小計										
	計											
合計												

5 部（控、県庁、農林水産省 3 部）

(注意)

- 1 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成する。
- 2 (再保険区分) には、「その他の引受方式」と記入する。
- 3 (〇回目) には、同一の畑作物再保険区分における再保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割)未満、半相殺方式は6割(大豆にあっては5割)未満の場合は、当該欄を全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては4割)以上被害とそれ以外に、半相殺方式は6割(大豆にあっては5割)以上被害とそれ以外に区分して作成すること。
- 5 「面積又は箱数」欄は、全相殺方式は引受面積(蚕繭にあっては被害箱数(含買桑))を、半相殺方式は被害面積を記入すること。
- 6 「被害程度別」欄の「被害程度」は、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに以下の①又は②によるものすること。
なお、①又は②中の「〇」には仮渡実施被害割合を記入すること。
 - ① 全相殺方式
 - ・ ばれいしょ、大豆及びてん菜以外
支払開始損害割合が2割の場合は「2割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が4割の場合は「4割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。
 - ・ ばれいしょ、大豆及びてん菜
支払開始損害割合が1割の場合は「1割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が2割の場合は「2割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」とする。
 - ② 半相殺方式
 - ・ 大豆以外
支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が4割の場合は「4割超過〇割未満」、「〇割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が5割の場合は「5割超過〇割未満」、「〇割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」とする。
 - ・ 大豆
支払開始損害割合が2割の場合は「2割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が3割の場合は「3割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、
支払開始損害割合が4割の場合は「4割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。

様式第15号の3

令和 年産（再保険区分）仮損害評価書（〇回目）
（災害収入共済方式）

政府再保険認定区分

県（都道府）農業共済組合連合会

共済目的 の種類	共済限度 額割合 %	引受 戸数 戸	引受 面積 a	基準収穫 量 kg	基準生産 金額 円	共済限度 額 円	共済金額 円	仮渡実施被害割合以上の被害				
								戸数	引受 面積 a	生産金額 の減少額 kg	支払 共済金 円	共済金 仮渡し 必要額 円
計												
被害程度別												
共済目的 の種類	共済限度 額割合	被害程度	面積 a	減収量 kg	生産金額 の減少額 円	支 払 共済金 円	支 払 保険金 円	通常責任 保険金額 円	支払 再保険金 円	支払共 済金／ 共済金 額 円		
		〇割超過〇割未満										
		〇割超10割未満										
		10割										
		小計										
		〇割超過〇割未満										
		〇割超10割未満										
		10割										
		小計										
		〇割超過〇割未満										
		〇割超10割未満										
		10割										
		小計										
計												

5 部（控、県庁、農林水産省 3 部）

- （注意）
- 本書は、畑作物再保険区分ごとに作成する。
 - （再保険区分）には、「茶の災害収入共済方式」と記入する。
 - （〇回目）には、同一の畑作物再保険区分における再保険金概算払請求の回数を記入すること。
 - 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には、仮渡実施被害割合が10割被害組合員等に係るもの以外の場合は、これらと、これら以外に区分して作成すること。
 - 「被害程度別」欄の「被害程度」は、共済限度額割合ごとに以下によるものとする。なお〇には仮渡実施被害割合を記入すること。また、「面積」欄には引受面積を記入すること。
共済限度額割合が2割の場合は「2割超過〇割未満」、「〇割超過10割未満」、「10割」、「小計」と、
共済限度額割合が3割の場合は「3割超過〇割未満」、「〇割超過10割未満」、「10割」、「小計」と、
共済限度額割合が4割の場合は「4割超過〇割未満」、「〇割超過10割未満」、「10割」、「小計」とする。

様式第16号の1

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）

畑作物政府保険区分	政府保険認定区分

類 区 分	引受方式	支払開始 損害割合	超過被害				さとうきび一筆全損被害				さとうきび特定被害又は はてん菜特定被害			損害の額 (共済金 支払見込 額) (千 円)
			戸数 (戸)	面積又は 箱数 (ha又は 箱)	減収量 (t)	共済 減収量 (t)	戸数 (戸)	面積 (ha)	減収量 (t)	共済 減収量 (t)	戸数 (戸)	面積 (ha)	共済 減収量 (t)	
		小計												
		小計												
計														
		小計												
		小計												
計														
合計														

災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 特定組合等は、被害発生都度の組合員からの「損害通知書」及び特定組合等の概況調査の結果を、政府保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 「超過被害」、「さとうきび一筆全損被害」及び「さとうきび特定被害又はてん菜特定被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、全相殺方式超過被害、半相殺方式超過被害及び地域インデックス方式超過被害をいう。
- 「超過被害」欄への記入に当たっては、「面積又は箱数」欄には、全相殺方式及び地域インデックス方式にあっては引受面積（蚕繭の全相殺方式にあっては被害箱数（含買桑））を、半相殺方式にあっては被害面積を記入し、「さとうきび一筆全損被害」欄には被害面積を、「さとうきび特定被害又はてん菜特定被害」欄には再播種又は再移植面積を記入すること。
- さとうきび全相殺方式にあっては、類区分ごと及び組合員ごとにみて、さとうきび一筆全損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害（さとうきび特定被害を含む）に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該組合員に係る被害については、「一筆全損被害」欄にのみ記入すること。
- 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた農作物の損傷状況（蚕繭にあっては蚕児の被害状況及び桑葉の損傷状況）、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 「共済金支払見込額」欄には、超過被害、さとうきび一筆全損被害及びさとうきび特定被害又はてん菜特定被害の面積及び減収量に基づき、次の方法により算定し、記入すること。なお、単当減収量、減収量及び面積については、適宜被害割合別に区分して見積もりを行うこと。また、さとうきび全相殺方式にあっては、類区分ごと及び組合員ごとにみて、さとうきび一筆全損被害に係る共済金支払見込額の合計額が超過被害（さとうきび特定被害を含む）に係る共済金支払見込額よりも大きいことが見込まれる場合には、当該合計額を共済金支払見込額とする。
 - 単当基準収量＝基準収獲量÷引受面積
 - 単当減収量＝減収量÷面積
 - 単当共済減収量＝単当減収量②－（単当基準収量①×支払開始損害割合）
 - 共済減収量＝面積×単当共済減収量③
 - 単位当たり共済金額＝共済金額÷（基準収獲量×（1－支払開始損害割合））
 - 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金支払見込額（Σ（共済減収量④×単位当たり共済金額⑤））＋さとうきび一筆全損被害及びさとうきび特定被害又はてん菜特定被害に係る共済金支払見込額
蚕繭にあっては次のとおりとする。
 - 共済減収量＝減収量－（基準収獲量×支払開始損害割合）
 - 単位当たり共済金額＝共済金額÷基準収獲量×（1－支払開始損害割合）
 - 共済金支払見込額＝①×②

様式第16号の2

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（災害収入共済方式の政府保険認定区分）

畑作物政府保険区分	政府保険認定区分

共済限度 額割合	超過被害				損害の額（共 済金支払見込 額）（千円）
	戸数 （戸）	面積 （ha）	減収量 （t）	生産金額の減 少額 （円）	
計					

災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- 1 特定組合等は、被害発生都度の組合員からの「損害通知書」及び特定組合等の概況調査の結果を、政府保険認定区分ごとに取りまとめて報告すること。
- 2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 3 「超過被害」欄には、既に「損害通知書（速報）」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案して、現在時において集計し、記入すること。なお、「超過被害」とは、茶の災害収入共済方式超過被害をいう。
- 4 「超過被害」欄への記入に当たっては、「面積」欄には引受面積を記入すること。
- 5 「災害の状況」欄には、災害の発生経過及び災害によって生じた茶の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 6 「共済金支払見込額」欄には、超過被害の生産金額の減少額に基づき、次の方法により算定し、記入すること。
 - ① 共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合
 - ② 共済金支払見込額＝超過被害に係る共済金見込額（Σ（（①共済限度額－当年産の茶の生産金額）×共済金額／①共済限度額））

様式第16号の3

損害通知書（速報）における共済金支払見込額等総括表

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

畑作物政府保険区分		
政府保険認定区分	共済金支払見込額 (千円)	保険金支払見込額 (千円)
計		

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

- 1 本書は、畑作物政府保険区分ごとに作成し、損害通知書（速報）とともに報告すること。
- 2 共済金支払見込額は、当該損害通知書（速報）並びに現時点における特定組合等当初評価高（定期報告）又は損害評価書に記載した金額の合計とする。

令和 年産（ 共済目的 ） 特定組合等当初評価高報告書（定期報告）

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産（共済目的）の特定組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので報告します。
併せて、損害の額の認定を申請します。

畑作物政府保険区分	政府保険認定区分

類 区 分	引受方式	支払開始 損害割合 又は共済 限度額割 合	引受 戸数 (戸)	引受 面積 (a) 又は 共済 箱数 (箱)	共済 金額 (円)	共済金支払対象見込				損害の額（共 済金支払見込 額） (円)	平均被害割合		
						戸数 (戸)	面積 (a) 又は 箱数 (箱)	減収量 (kg)	共済減収量 (kg)又は生産 金額の減少額 (円)		戸数 (戸)	面積 (a) 又は箱数 (箱)	金額 (円)
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨＝④/ ①×100	⑩＝⑤/ ②×100	⑪＝⑧/ ③×100
		小計											
		小計											
計													
		小計											
		小計											
計													
合計													

災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況	災害の種類	発生日	終了日	被害地区	災害の状況

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

- この報告書は、政府保険認定区分ごとに作成すること。
- （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 「面積又は箱数」欄には、全相殺方式、地域インデックス方式及び茶の災害収入共済方式にあっては引受面積（蚕繭にあっては被害箱数（含買桑））を、その他の引受方式は共済金支払対象見込の被害面積を記入すること。
- 「減収量」欄は、茶の災害収入共済方式及び蚕繭の全相殺方式のみ記入すること。
- 蚕繭にあっては減収量及び共済減収量は買桑量を含むものを記入すること。
- 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害によって生じた農作物の損傷状況（蚕繭にあっては蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況）、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- この報告書は、損害評価高が取りまとまったら速やかに農林水産省に提出すること。

様式第17号の2

令和 年産（共済目的）特定組合等当初評価高報告書添付書
（災害収入共済方式以外の方式の政府保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

畑作物政府保険区分			政府保険認定区分																	
類 区 分	引受方式	支払開始 損害割合	共 済 金 支 払 見 込 額															共済金 支払見込額 (円)	通常責任 共済金額 (円)	
			総数A			A の う ち														
						発芽不能等 耕地		収穫皆無耕地 (さとうきび全損 耕地を除く)		転作等耕地 又は 転作等園地		さとうきび全損耕地			てん菜風害等耕地又は さとうきび特定被害耕地					
			被害 組合員 等数 (戸)	面積 (a)	共済 減収量 (kg)	被害 組合員 等数 (戸)	面積 (a)	被害 組合員 等数 (戸)	面積 (a)	被害 組合員 等数 (戸)	面積 (a)	被害 組合員 等数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)	被害 組合員 等数 (戸)	面積 (a)	共 済 減収量 (kg)			
		小計																		
		小計																		
	計																			
			小計																	
		小計																		
計																				
合計																				

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

様式第17号の3

令和 年産（共済目的）特定組合等当初評価高報告書添付書

（災害収入共済方式の政府保険認定区分）

県（都道府）農業共済組合

全国農業共済組合連合会

畑作物政府保険区分				政府保険認定区分					
共済限度 額割合	共済金支払対象見込						共済金支払見込 額 (円)	通常責任 共済金額 (円)	
	総数 A				Aのうち				
					転作等園地				
	被害組合員等 数 (戸)	引受面積 (a)	減収量 (kg)	生産金額の減 少額 (円)	被害組合員等 数 (戸)	被害面積 (a)			
計									

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意）

1 本書は、政府保険認定区分ごとに作成すること。

2 （共済目的）には、「茶」と記入する。

様式第17号の4

特定組合等当初評価高報告書（定期報告）における共済金支払見込額等総括表

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

畑作物政府保険区分	
-----------	--

1 政府保険認定区分ごとの共済金支払見込額

政府保険認定区分	共済金支払見込額 (円)
計	

2 畑作物政府保険区分ごとの共済金支払見込額等

共済目的 の種類	引受方式	支払開始損害 割合又は 共済限度額割合	共済金支払 見込額 (円) ①	通常責任 共済金額 (円) ②	保険金支払 見込額 (円) ③=(①-②) × 0.855
		計			
		計			
		計			
		計			
合計					

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注）

- 本書は、畑作物政府保険区分ごとに作成し、特定組合等当初評価高報告書（定期報告）とともに報告すること。
- 共済支払見込額は、特定組合等当初評価高報告書（定期報告）又は損害評価書に記載された金額とする。

様式第18号

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

保険金請求書（〇回目）

金 円也（ただし、令和 年産畑作物政府保険区分（政府保険区分）の保険金）
上記の保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

保険金支払請求の算出基礎

支払共済金	①	円
通常責任共済金額	②	円
保険金	③= (①－②) × 0.855	円
保険金既受領額	④	円
保険金今回請求額	⑤= ③－④	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

（注意）

- 1 本書は、畑作物政府保険区分ごとに作成する。
- 2 （〇回目）には、同一の畑作物政府保険区分における保険金請求の回数を記入すること。
- 3 （政府保険区分）には、「茶の災害収入共済方式」、「その他の引受方式」のいずれかを記入する。
- 4 通常責任共済金額は、畑作物政府保険区分ごとの畑作物通常責任共済金額とする。
- 5 保険金既受領額には、保険金のうち、国から既に受領している保険金を記入すること。
- 6 本書には、当該畑作物政府保険区分に係る損害評価書を添付すること。

様式第19号の1

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事
全国農業共済組合連合会
会長理事

保 険 金 概 算 払 請 求 書 （ ○ 回 目 ）

金 円也（ただし、令和 年産（畑作物政府保険区分）の保険金概算払）
上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

保険金概算払請求額の算出基礎

畑作物政府保険区分																
共済目的の 種類	引受方式	支払開始損 害割合（又 は共済限度 額割合）	共済金額	共済金支払 見込額	通常責任 共済金額	保険金支払 見込額	保険金支払見込 額の3分の2	保険金概算払 対象共済金 支払見込額× 0.855	共済金仮渡し 必要額	保険金概算払額 （⑤、⑥、⑦の うち最も小さい 方）	概算払保険金 既受額	概算払保険金 今回請求額				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩＝⑧－⑨				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
		計														
		計														
計																
	計															
合計																

- (注意)
- 1 本書は、畑作物政府保険区分ごとに作成すること。
 - 2 (○回目) には、同一の畑作物政府保険区分における保険金概算払請求の回数を記入すること。
 - 3 (畑作物政府保険区分) には、「茶の災害収入共済方式」又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
 - 4 ⑤は、茶の災害収入共済方式にあつては、「保険金支払見込額の15分の7」とすること。
 - 5 ⑥は、全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)以上被害組合員等のものを、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)以上被害組合員等のものを、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等に係るものを記入すること。
 - 6 ⑦は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)未満、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)未満、茶の災害収入共済方式は10割未満の場合は、全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)以上被害組合員等に係るものを、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)以上被害組合員等に係るものを、茶の災害収入共済方式は10割被害組合員等に係るものを記入すること。
 - 7 本書には仮損害評価書を添付すること。

様式第19号の2

令和 年産（政府保険区分）仮損害評価書（〇回目）

〈災害収入共済方式以外の引受方式〉

畑作物政府保険区分

政府保険認定区分

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	引受 戸数	引受面積 又は 共済箱数	引受収量	共済金額	仮渡実施 被害割合	仮渡実施被害割合以上の被害				
								戸数	面積 又は 箱数	共 済 減収量	支払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
		%	戸	a又は箱	kg	円	%	戸	a又は箱	kg	円	円
		計										
		計										
		計										
		計										
合計												

被害程度別										
共済目的 の種類	引受方式	支払開始 損害割合	被害程度	面積 又は 箱数	共 済 減収量	支 払 共済金	通常責任 共済金額	支払 保険金	支払共 済金／ 共済金 額	
				a又は箱	kg	円	円	円	%	
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
			小計							
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
			小計							
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
			小計							
	計									
				○割超過○割未満						
				○割超過○割未満						
				○割以上						
	小計									
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
			小計							
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
小計										
計										
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
小計										
		○割超過○割未満								
		○割超過○割未満								
		○割以上								
		小計								
		○割超過○割未満								
		○割超過○割未満								
		○割以上								
		小計								
計										
			○割超過○割未満							
			○割超過○割未満							
			○割以上							
小計										
		○割超過○割未満								
		○割超過○割未満								
		○割以上								
		小計								
		○割超過○割未満								
		○割超過○割未満								
		○割以上								
		小計								
計										
	合計									

5 部（控、県庁、農林水産省 3 部）

(注意)

- 1 本書は、畑作物政府保険区分ごとに作成する。
- 2 (政府保険区分) には、「その他の引受方式」を記入する。
- 3 (〇回目) には、同一の畑作物政府保険区分における保険金仮渡し請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄は、仮渡実施被害割合が全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)未満、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)未満、茶の災害収入共済方式は10割未満の場合は、当該欄を全相殺方式は5割(ばれいしょ、大豆及びてん菜にあつては4割)以上被害とそれ以外に、半相殺方式は6割(大豆にあつては5割)以上被害とそれ以外に区分して作成すること。
- 5 「面積又は箱数」欄は、全相殺方式は引受面積(蚕繭にあつては被害箱数(含買桑))を、半相殺方式は被害面積を記入すること。
- 6 「被害程度別」欄の「被害程度」は、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに以下の①又は②によるものとし、組合等の全区域の超過被害の組合員について取りまとめること。
なお、①又は②中の「〇」には仮渡実施被害割合を記入すること。
 - ① 全相殺方式
 - ・ ばれいしょ、大豆及びてん菜以外
支払開始損害割合が2割の場合は、「2割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が4割の場合は、「4割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。
 - ・ ばれいしょ、大豆及びてん菜
支払開始損害割合が1割の場合は、「1割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が2割の場合は、「2割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過4割未満」、「4割以上」、「小計」とする。
 - ② 半相殺方式
 - ・ 大豆以外
支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が4割の場合は、「4割超過〇割未満」、「〇割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が5割の場合は、「5割超過〇割未満」、「〇割超過6割未満」、「6割以上」、「小計」とする。
 - ・ 大豆
支払開始損害割合が2割の場合は、「2割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が3割の場合は、「3割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」と、支払開始損害割合が4割の場合は、「4割超過〇割未満」、「〇割超過5割未満」、「5割以上」、「小計」とする。

様式第 19 号の 3

平成 年産（政府保険区分）仮損害評価書（○回目）

〈災害収入共済方式〉

畑作物政府保険区分

政府保険認定区分	
----------	--

県（都道府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

共済目的 の種類	共済限度 額割合 %	引受 戸数 戸	引受 面積 a	基準収穫 量 kg	基準生産 金額 円	共済限度 額 円	共済金額 円	仮渡実施被害割合以上の被害				
								戸数 戸	被害 面積 a	生産金額 の減少額 円	支払 共済金 円	共済金 仮渡し 必要額 円
合計												
被害程度別												
共済目的 の種類	共済限度 額割合	被害程度	面積 a	減収量 kg	生産金額 の減少額 円	支 払 共済金 円	通常責任 共済金額 円	支 払 保険金 円	支払共 済金／ 共済金 額 %			
		○割超過○割未満										
		○割超10割未満										
		10割										
		一筆全損被害										
		一筆半損被害										
		小計										
		○割超過○割未満										
		○割超10割未満										
		10割										
		一筆全損被害										
		一筆半損被害										
		小計										
		○割超過○割未満										
		○割超10割未満										
		10割										
		一筆全損被害										
		一筆半損被害										
		小計										
	合計											

5 部（控、県庁、農林水産省 3 部）

（注意）

- 1 本書は、畑作物政府保険区分ごとに作成する。
- 2 （政府保険区分）には、「茶の災害収入共済方式」と記入する。
- 3 （○回目）には、同一の畑作物政府保険区分における保険金概算払請求の回数を記入すること。
- 4 「仮渡実施被害割合以上の被害」欄には仮渡実施被害割合が10割被害組合員に係るもの以外の場合、これらと、これら以外に区分して作成すること。
- 5 「被害程度別」欄の「被害程度」は、共済限度額割合ごとに以下によるものとする。なお○には仮渡実施被害割合を記入すること。
共済限度額割合が 2 割の場合は「2 割超過○割未満」、「○割超過 1 0 割未満」、「1 0 割」、「小計」と、
共済限度額割合が 3 割の場合は「3 割超過○割未満」、「○割超過 1 0 割未満」、「1 0 割」、「小計」と、
共済限度額割合が 4 割の場合は「4 割超過○割未満」、「○割超過 1 0 割未満」、「1 0 割」、「小計」とする。

令和 年 産 損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）

類区分	
-----	--

- (お願い) 1 桑園に被害を受けたときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合（市町村役場）に提出して下さい。
- 2 10アール当たり平年収桑量の欄には、該当する収穫方法（条桑、全芽等）を左肩に記入して下さい。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名	
災害の種類		災害発生日	蚕児の令期	災害の発生直前に必要とした買桑量	申告月日
※		※ 月 日	※	※ kg	※ 月 日

現地評価

被 害 桑 園			損害評価〔評価月 日 評価者 〕 (ここは、組合又は役場が記入しますから、記入しないでください。)						
地名地番	桑園面積 ①	10アール 当 たり 平年収桑 量	10アール当たり基準収桑 量 (被害発生直前)		基 準 収 桑 量 ④=①× 〔②又は③〕	被害割合		減収桑量 ⑦=④× 〔⑤又は⑥〕	収桑見込量 ⑧=④-⑦
			評価者 ②	修正後 ③		評価者 ⑤	修正後 ⑥		
	a	※ kg	kg	kg	kg	%	%	kg	
※									
無被害桑園									
合 計					Σ ④	Σ ⑦ / Σ ④		Σ ⑦	⑧=Σ ④-Σ ⑦ kg
連 合 会 修 正					a	b		c = a × b	d = a - c

- (注意) 1 組合等は、現地評価に先だって、損害通知のあった桑園について、加入申込書と照合し、無被害桑園について圃場別内訳を記入すること。
- 2 「10アール当たり基準収桑量」は、当該被害がないとすれば収穫期に収穫が見込まれる数量とする（10アール当たり基準収桑量から被害発生直前までの収桑量を差し引いたもの）。
- 3 「10アール当たり基準収桑量」及び「被害割合」の「修正後」欄は、組合等が抜取調査を行った場合で、評価者のそれを修正するときに記入する。
- 4 「連合会修正」欄は、a にあつては基準収桑量に係る修正率を④の合計値に乗じて得た数量を、また、b にあつては被害割合に係る修正率を被害割合の平均値（Σ ⑦ / Σ ④）に乗じて得た数量を、それぞれ記入するものとする。

様式例第20号の2

令和 年産 損害通知書・損害評価野帳（蚕児被害、収繭期用）

類区分	
-----	--

（お願い） 蚕児や桑園に被害が発生し、蚕繭の支払開始損害割合を超える減収になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合（市町村役場）に提出してください。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名			
飼育場所	掃立月日	収繭（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名
※	月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※
						申告月日	※ 月 日

1 蚕児被害用

災害の種類	調査時の令期	被害割合	被害状況			飼育中の管 理	分割減収量	分割事由
	令 日	%	り病割合 %	棄蚕割合 %	その他 %	良 中 否	. kg	
							評価月日	評価者

2 収繭期用

(1) 出荷数量等調査

繭売買業者提示数量 ⑬	組合員等聴取り ⑭	見込収繭量 ⑮	収繭期における共済事故の確認	
. kg	. kg	. kg	共済事故名	被害割合 %

(2) 全戸調査（実測 又は 検見：該当方法に○を付す。）

族 種	規格	総族数 ⑯	標 本 族 数 ⑰	標 本 族 の				平均族当たり 収繭量 ⑲ = ⑳ ÷ ㉑	見込収繭量 ㉒ = ㉓ × ㉔		評価 月 日	評価 者	
				繭粒数		単繭重 (g)			総収繭量 ⑳	修正 後			
A 回転族				合計	平均	合計	平均	. kg	. kg	. kg	. kg		
B								. kg	. kg	. kg	. kg		
C								. kg	. kg	. kg	. kg		
D								. kg	. kg	. kg	. kg		
計								. kg	. kg	. kg	. kg		

平均族当たり収繭量（繭粒数）の算出基礎

A	B	C	D
---	---	---	---

(3) 分割減収量の調査

分割減収量 ㉕	上族中の管理	分 割 理 由	備 考
. kg	良 中 否		

3 損害評価結果の取りまとめ

(1) 引受内容

共 済 箱 数 ⑭	. 箱
基準収繭量 ⑮	. kg
引受収量 ⑯ = ⑮ × 支払開始損害割合	. kg

(3) 支払共済金等

共済金支払	組 合 等 当初評価高 ㉖ × ㉗	連 合 会 当初評価高 ㉘ × ㉙
見 込 額	円	円
単位当たり共済金額 ㉚	支払共済金 ㉚ × ㉛	
円	円	
被害割合 =	減収量 [㉜又は㉝] 基準収繭量㉞	%

(2) 収繭期の損害評価結果

調査方法の別	出荷数量等調査	収繭皆無	
		全戸調査	
	収繭量 (kg)	減収量 (kg)	共済減収量 (kg)
出荷数量等調査又は全戸調査	㉟ 又は ㊱		(㉞ - ㉟) 又は ㊱ - ㉞
組合等当初評価高	㊲		(㉞ - ㊲) - ㉞
連 合 会 当 初 評 価 高	分 割 評 価 による修正	㊳ = ㊲ + ㊴	㊵ = (㉞ - ㊳) - ㉞
	連合会修正率 による修正	㊶	(㉞ - ㊶) - ㉞
	出荷数量等 による修正	㊷	(㉞ - ㊷) - ㉞
	分 割 評 価 による修正	㊸ = ㊷ 又は ㊹ の多い方 + ㊺	㊹ = (㉞ - ㊸) - ㉞
最 終 決 定	最 終 認 定 による決定	㊻	(㉞ - ㊻) - ㉞
	分 割 評 価 による修正	㊼ = ㊻ + ㊴	㊽ = (㉞ - ㊼) - ㉞
総分割減収量 ㊾ = ㊴ + ㊼		㊿	

- (注意) 1 「修正後」欄は、現地調査要領の規定に基づき、繭乾燥歩留り率による修正を行ったときに記入する。
- 2 連合会当初評価高の「収繭量㉞」欄は、組合等が全戸調査（実測又は検見）を行い、都道府県連合会が抜取調査（実測又は検見）を行った場合で、都道府県連合会が別に組合等に対し出荷数量等調査を行わせたときのみ記入すること。
- 3 「収繭皆無」欄には収繭皆無の場合、「調査方法の別」欄には該当するものに、○印等を付すこと。
- 4 「減収量」は「基準収繭量」から「収繭量」を差し引いて求めること。
- 5 共済事故以外の理由により全量棄蚕した場合は収繭皆無として整理し、当該数量を分割する。
- 6 「収繭量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

類区分

(お願い) 蚕児や桑園に被害が発生し、蚕繭の支払開始損害割合を超える減収になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合（市町村役場）に提出してください。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名			
掃立月日	収繭（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名	申告月日
※ 月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※	※ 月 日

1 実掃立共済箱数等の調査

被害発生直前に必要とした買桑量 ⑨=⑭-Σ④	実掃立共済箱数 ⑩	飼育継続箱数 ⑪	箱当たり基準給桑量	
			掃立から上簇まで ⑫	被害発生時の令期から上簇まで ⑬
kg	箱	箱	kg	kg

2 桑葉被害の損害評価結果

共済箱数	⑭	箱
基準収繭量	⑮	kg
⑯=⑮×支払開始損害割合		kg
被害発生前の必要桑量	⑰=⑭×⑬	kg
収桑見込量（総量）	⑱=⑧+⑨	kg
掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数	⑲=⑱÷⑬	箱
掃立減少割合	⑳=(⑭-⑲)又は⑳÷⑭	%
分割箱数	㉑= $\left(\begin{matrix} ⑲ \text{又は} ⑭ \\ \text{の少ない方} \end{matrix} \right) - \left(\begin{matrix} ⑩ \text{又は} ⑪ \\ \text{の少ない方} \end{matrix} \right)$	箱
分割減収量	㉒ = ㉑ × ⑮ / ⑭	kg

3 買桑量の評価結果

買桑関係	飼育必要桑量	㉔ = ⑬×⑩又は⑪	kg
	必要買桑量	㉕ = ㉔ - ⑱	kg
	実買桑量	㉖	kg
	分割買桑量	㉗	kg
買桑量繭換算	買桑量	㉘	kg
	左の箱換算数量	㉙ = ㉘ ÷ ⑫	箱
	実箱当たり収繭量	㉚ = ⑬ ÷ ⑩又は⑪	kg
	買桑量繭換算数量	㉛ = ㉙ × ㉚	kg
組合等当初評価高	組合等当初評価高	㉜ = ㉕又は㉖の少ない方 - ㉗	kg
	連合会当初評価高	㉝	kg
	最終決定	㉞	kg

4 収繭期の損害評価結果

掃立不能・収繭皆無の別		掃立不能		収繭皆無	
調査方法の別		出荷数量等調査		全戸調査	
		収繭量(kg)	減収量(kg)	共済減収量(kg)	
出荷数量等調査又は全戸調査	除買桑	㉟又は㊱	.	(⑮ - ㉟又は㊱) - ⑱	
	除買桑	㊲	.	(⑮ - ㊲) - ⑱	
	含買桑	㊳ = ㊲ - A	.	(⑮ - ㊳) - ⑱	
	分割評価による修正	㊴ = ㊳ + ㉟	.	㊵ = (⑮ - ㊴) - ⑱	
連合会当初評価高	除買桑	㊶	.	(⑮ - ㊶) - ⑱	
	連合会修正率による修正	㊷	.	(⑮ - ㊷) - ⑱	
	出荷数量等による修正	㊸	.	(⑮ - ㊸) - ⑱	
	含買桑	㊹ = ㊸又は㊷の多い方 - B	.	(⑮ - ㊹) - ⑱	
最終決定	分割評価による修正	㊺ = ㊹ + ㉟	.	㊻ = (⑮ - ㊺) - ⑱	
	除買桑	㊼	.	(⑮ - ㊼) - ⑱	
	含買桑	㊽ = ㊼ - C	㊾	(⑮ - ㊽) - ⑱	
最終決定	分割評価による修正	㊿ = ㊽ + ㉟	㋀	㋁ = (⑮ - ㊿) - ⑱	
	最終決定	㋂	㋃	㋄ = (⑮ - ㋂) - ⑱	
総分割減収量		㋅ = ㊿ + ㋂ + ㋄	㋆	㋇	

5 支払共済金等

共済金支払見込額	組合等当初評価高	㋈ × ㋉	連合会当初評価高	㋊ × ㋋
	円	円	円	円
単位当たり共済金額	支払共済金			
円	㋌ × ㋍			
減収量（含買桑）				%
被害割合 = $\frac{㋆ \text{又は} ㋇}{\text{基準収繭量} ⑮}$				

(注意) 1 連合会当初評価高の「収繭量㉙」欄は、組合等が全戸調査（実測又は検見）を行い、都道府県連合会が抜取調査（実測又は検見）を行った場合で、都道府県連合会が別に組合等に対し出荷数量等調査を行わせたときのみ記入すること。
2 「掃立不能・収繭皆無の別」、「調査方法の別」欄には、それぞれ該当するものに○印等を付すこと。
3 「減収量」は「基準収繭量」から「収繭量」を差し引いて求めること。また、増収となるときは、△（-）印を付け増収量を記入すること。
4 掃立不能に該当する場合は、「共済減収量」に「基準収繭量」の100分の40に相当する数値を記入すること。
5 共済事故以外の理由により掃立中止又は全量棄蚕した場合は、収繭皆無として整理し、当該数量を分割する。
6 「掃立減少割合」の記入単位はパーセントとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。「収繭量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

令和 年産 抜取調査野帳
(蚕 繭)

蚕繭（		蚕期）	損害評価地区名		抜取調査月日		月	日	評価者			
組 合 員 等		共済箱数	基 準 収 繭 量	主 要 災 害 名	組合等抜取調査						全戸調査	
					簇 の 種 類	総簇数	平均簇当たり 収 繭 量	見 込 収繭量	分 割 減収量	左の事由	見 込 収繭量	分 割 減収量
1		箱	kg				kg	kg		kg	kg	
		.					.	.		.	.	
2							.				.	
		.					.	.		.	.	
3							.				.	
		.					.	.		.	.	
4							.				.	
		.					.	.		.	.	
5							.				.	
		.					.	.		.	.	
6							.				.	
		.					.	.		.	.	
7							.				.	
		.					.	.		.	.	
合 計								A			B	
		.						.	.		.	.

平 均 族 当 た り 収 繭 量 算 出 の 基 礎						
1	2	3	4	5	6	7

抜取組合員 等 数	抜取共済 箱 数	抜 取 調 査 見 込 収 繭 量	全 戸 調 査 見 込 収 繭 量	収繭量比 $\frac{A}{B} \times 100$	決定平均 修 正 率
	箱	A kg	B kg	%	%
	.	.	.	.	.

(組合等抜取調査上の注意)

1 抜取組合員等

組合等の行った全戸調査（実測又は検見による調査）の対象となった組合員等のうち5組合員等以上を任意抽出することを原則とし、被害の態様により抜取数を増加すること。

2 損害評価の時期

できるだけ農家の繭外しの日がよいが、調査労力の配分上の都合や農家の繭外しは何日かにわたる場合も考えられるので、繭外し前に調査することもやむを得ない。

3 調査事項と調査方法

(1) 総簇数

簇の種類規格ごとに上簇に用いた簇数を実測する。総簇数欄の数値に調査誤差があると、その結果、偏りの決定的な原因となるので農家からも聴取りを行い確認すること。

(2) 抜取簇数

おおむね次の基準によること。

種 類 \ 総 簇 数	50枚まで	51～100	101～200	201以上
回 転 簇	5	6	7	8
改 良 簇	6	7	8	9
在 来 簇	7	8	9	10

(3) 抜取簇

簇の種類規格ごとに任意抽出を行う。

(4) 見込収繭量

見込収繭量＝総簇数×平均簇当たり収繭量

平均簇当たり収繭量は、原則として一簇ごとに収繭量をはかり、これから抜取簇の平均値を算出して得た数値とする。

4 平均簇当たり収繭量は、小数点以下第3位まで、共済箱数は小数点以下第2位まで、見込収繭量、分割減収量、収繭量比及び決定平均修正率は小数点以下第1位まで、基準収繭量及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

<u>買 桑 証 明 書</u>	
○○市町村○○ 買 受 人 殿	年 月 日 ○○市町村○○ 売 渡 人
○○蚕期桑として下記の数値を売り渡したことを証明します。 (ただし、○○○、○○○)	
記	
桑 量	kg
売渡金額	円

(注意) ただし書きは、条桑、全芽又は正葉の別及び当該買桑の使用時の蚕児の令期を記入すること。

(以下、組合等において計算)

買桑証明書のただし書きが、条桑又は正葉の場合は次の換算率により全芽量に換算する。
 条桑の全芽換算率 5 0 %、正葉の全芽換算率 1 1 5 %

ただし、換算率は、桑の品種、蚕期等によって異なることがあるので、上記の換算率を適用できない場合は都道府県連合会又は特定組合等が農業試験場等の関係機関の意見を聴いて定める換算率によるものとする。

買桑証明書の桑量×換算率＝換算全芽量

kg

(小数点以下第 1 位を四捨五入して整数を記入する。)

令和 年産 畑作物共済損害評価取りまとめ表
(蚕 繭)

類区分					共済責任期間による種別				支払開始損害割合				組 合 等 名			
地区名	組 合 員 等 氏 名	共 済 箱 数	基 準 収 穫 量 ①	収 穫 量 ②	組 合 等 の 当 初 評 価 高 共 済 減 収 量 (除 買 桑) ③ = (① - ②) - ① × 支 払 開 始 損 害 割 合	組 合 等 の 決 定 買 桑 量 ④	箱 当 た り 基 準 給 桑 量 (掃 立 か ら 上 蒔 ま で) ⑤	買 桑 量 の 箱 換 算 数 量 ⑥ = ④ ÷ ⑤	実 掃 立 共 済 箱 数 又 は 飼 育 継 続 箱 数 ⑦	実 箱 当 た り 収 穫 量 ⑧ = — ⑦	買 桑 量 の 繭 換 算 数 量 ⑨ = ⑥ × ⑧	組 合 等 の 当 初 評 価 高 共 済 減 収 量 (含 買 桑) ⑩ = ① - ② + ⑨ - ① × 支 払 開 始 損 害 割 合	分 割 減 収 量 ⑪	分 割 評 価 に よ る 修 正 共 済 減 収 量 ⑫ = ① - ② + ⑨ - ⑪ - ① × 支 払 開 始 損 害 割 合		
		箱	kg	kg	kg	kg	kg	箱	箱	kg	kg	kg	kg	kg		
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			

(注意) 1 この表は、特定組合等以外の組合等にあつては、都道府県連合会から提出を求められたとき、「畑作物共済組合等当初評価高報告書」(様式第8号の1)の添付資料として「損害評価野帳」(様式例第21号の2及び3)から取りまとめること。

2 特定組合等にあつては、「畑作物共済特定組合等当初評価高報告書」(様式第18号)の取りまとめに際して、必要に応じて「損害評価野帳」(様式例第29号の2及び3)から取りまとめること。また、収繭期の調査において実測又は検見による調査を行ったが、出荷数量等による修正を行った組合員等については、「収繭量」欄の記入に当たり、当該修正後の数値を記入するが、当該数値の下に当該修正前の数値も合わせて () を付して記入すること。

令和 年産 組合等当初評価高報告書(定期報告)添付書
(蚕 繭)

農業共済組合又は市町村

組合等番号		連合会認定区分		保険割合											
類 区 分	共済責任期 間による種別	引受戸数		共済箱数	基準収繭量		共済金額		共済金支払見込額						
		実	戸	箱	kg		円		円						
		被害程度別			収繭皆無	支払開始損害割合 超過～10割未満	掃立不能	計	支払開始損害 割合以下	合計	支払開始損害割合 超過戸数	買桑量	分割評価		
		被害箱数等		除買桑										箱	箱
		被 害 箱 数		含買桑								実 戸	kg	実 戸	
		基 準 収 繭 量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg					
		収 繭 量		除買桑											
		減 収 量		除買桑								含買桑	支払開始損害割合以下	対象共済箱数	
				含買桑											
		共 済 減 収 量		除買桑								実 戸	kg	箱	
				含買桑											
		分割評価によ る修正後		被害箱数		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後	kg	kg
				共済減収量		含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg			
		類 区 分	共済責任期 間による種別	引受戸数		共済箱数	基準収繭量		共済金額		共済金支払見込額				
実	戸			箱	kg		円		円						
		被害程度別			収繭皆無	支払開始損害割合 超過～10割未満	掃立不能	計	支払開始損害 割合以下	合計	支払開始損害割合 超過戸数	買桑量	分割評価		
被害箱数等															
		分割評価によ る修正後	被害箱数	含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後	kg	kg	
			共済減収量	含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	実 戸			
計		引受戸数		共済箱数	基準収繭量		共済金額		共済金支払見込額		保険金支払見込額		通常責任保険金額	畑作物異常部分保険金	
		実	戸	箱	kg		円		円		円		円	円	
		被害程度別			収繭皆無	支払開始損害割合 超過～10割未満	掃立不能	計	支払開始損害 割合以下	合計	支払開始損害割合 超過戸数	買桑量	分割評価		
		被害箱数等		除買桑										箱	箱
		被 害 箱 数		含買桑								実 戸	kg	実 戸	
		基 準 収 繭 量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg					
		収 繭 量		除買桑											
		減 収 量		除買桑								含買桑	支払開始損害割合以下	対象共済箱数	
				含買桑											
		共 済 減 収 量		除買桑								実 戸	kg	箱	
				含買桑											
		分割評価によ る修正後		被害箱数		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後	kg	kg
共済減収量				含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	実 戸				

(注意)

- 1 この添付書は、連合会認定区分ごとに作成すること。
- 2 「共済金支払見込額」は、分割評価による修正後の「含買桑」による金額を算出して記入すること。
- 3 被害箱数等の「除買桑」の「支払開始損害割合以下」欄には、「除買桑」では支払開始損害割合以下被害であるが、「含買桑」では支払開始損害割合超過被害となる組合員等について記入すること。
- 4 「分割評価による修正後」の「被害箱数」の「支払開始損害割合以下」欄には、分割評価によって共済金支払対象外となった者の共済箱数を記入すること。
- 5 分割評価による修正前において「収繭皆無」として区分した組合員等が、分割評価の対象となったものの共済の支払対象となる場合については、「分割評価による修正後」においても「収繭皆無」として区分すること。
- 6 買桑量の「支払開始損害割合超過」欄には、「除買桑」で支払開始損害割合超過被害となった組合員等の買桑量の合計を、「支払開始損害割合以下」欄には、「除買桑」では支払開始損害割合以下被害であるが「含買桑」では支払開始損害割合超過被害となる組合員等の買桑量の合計を記入すること。
- 7 分割評価の「対象戸数」欄には、被害割合（含買桑、分割前）が支払開始損害割合超過となる組合員等のうち分割評価による修正を行った組合員等数を記入し、「対象共済箱数」及び「分割減収量」欄は、当該組合員等に係る数値を記入すること。
- 8 「被害箱数」及び「対象共済箱数」は小数点以下第2位まで、「収繭量」、「減収量」、「分割減収量」は小数点以下第1位まで、「基準収繭量」及び「共済減収量」は整数値を記入すること。
- 9 この添付書は、都道府県連合会が指定する期日までに都道府県連合会に提出すること。

令和 年産 組合等修正評価高報告書添付書
(蚕 繭)

農業共済組合又は市町村

組合等番号		連合会認定区分		保険割合									
類 区 分	共済責任期 間による種別	引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払見込額							
		実 戸	箱	kg	円	円							
		被害程度別		収繭皆無	支払開始損害割合 超過～10割未満	掃立不能	計	支払開始損害 割合以下	合計	支払開始損害割合 超過戸数	買桑量	分割評価	
		被害箱数等											
		被 害 箱 数		除買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	除買桑 実 戸	支払開始損害割合超過 kg 実 戸	対象戸数
				含買桑	.	.	.	.	.				
		基 準 収 繭 量		除買桑	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg				
		収 繭 量		除買桑	.	.	.	.	.	.	含買桑 実 戸	支払開始損害割合以下 kg	対象共済箱数 箱
		減 収 量		除買桑	.	.	.	.	.				
				含買桑	.	.	.	.	.				
		共 済 減 収 量		除買桑							実 戸	合計	分割減収量 kg
				含買桑									
分割評価による修正後	被害箱数	含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	分割修正後	kg			
		共済減収量		含買桑	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg	実 戸			
類 区 分	共済責任期 間による種別	引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払見込額							
		実 戸	箱	kg	円	円							
		被害程度別		収繭皆無	支払開始損害割合 超過～10割未満	掃立不能	計	支払開始損害 割合以下	合計	超過被害 戸数	買桑量	分割評価	
		被害箱数等											
		分割評価による修正後	被害箱数	含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	分割修正後	kg	kg	
		共済減収量		含買桑	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg	実 戸			
計		引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払見込額		保険金支払見込額		通常責任保険金額	畑作物異常部分保険金		
		実 戸	箱	kg	円	円		円		円	円		
		被害程度別		収繭皆無	支払開始損害割合 超過～ 10割未満	掃立不能	計	支払開始損害 割合以下	合計	支払開始損害割合 超過戸数	買桑量	分割評価	
		被害箱数等											
		被 害 箱 数		除買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	除買桑 実 戸	支払開始損害割合超過 kg 実 戸	対象戸数
				含買桑	.	.	.	.	.				
		基 準 収 繭 量		除買桑	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg				
		収 繭 量		除買桑	.	.	.	.	.	.	含買桑 実 戸	支払開始損害割合以下 kg	対象共済箱数 箱
		減 収 量		除買桑	.	.	.	.	.				
				含買桑	.	.	.	.	.				
共 済 減 収 量		除買桑							実 戸	合計	分割減収量 kg		
		含買桑											
分割評価による修正後	被害箱数	含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱				分割修正後	kg
		共済減収量		含買桑	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg	実 戸			

(注意) 記入に当たっては、「組合等当初評価高報告書(定期報告)添付書」(様式第24号)の注意書きに準ずること。なお、「畑作物共済組合等当初評価高報告書添付書」と比べ変更がない項目については、都道府県連合会と相談の上、当該項目の記入を省略することができる。

令和 年産 蚕繭の出荷数量等調査票

類区分		支払開始損害割合		組合等名		調査月日		評価者		
地区名	組合員等氏名	共済箱数	基準収繭量 ①	組合等 当初評価高 共済減収量 (除買桑、 分割前)	主要災害名	繭売買取 扱業者提 示数量 ②	組合員等 聴取調 査数量 ③	連合会調 査収繭量 ④	連合会 当初評価高 共済減収量 (除買桑) ⑤＝①－④ －①×支払 開始損害割合	備考
		箱	kg	kg		kg	kg	kg	kg	
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		
		.				.	.	.		

- (注意) 1 「地区名」欄から「基準収繭量」欄までは「損害評価野帳」(様式例第20号の2及び3)又は「畑作物共済損害評価取りまとめ表」(様式例第23号)から転記する。
- 2 「主要災害名」は、現地調査又は組合員等聴取り調査の際に聞き取ったものを記入する。
- 3 「繭売買取扱業者提示数量」欄は、農業協同組合、製糸業者等から提示された資料に基づき、また、「組合員等聴取調査数量」欄は、必要に応じて繭出荷伝票等により組合員等から聴取りした結果に基づき記入する。
- 4 「連合会調査収繭量」欄は、「繭売買取扱業者提示数量」欄と「組合員等聴取り調査」欄の数量を比較し、いずれか多い方の数量を記入する。
- 5 「共済箱数」は、小数点以下第2位まで、「繭売買取扱業者提示数量」、「組合員等聴取調査数量」及び「連合会調査収繭量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

令和 年産 蚕繭の出荷数量等調査成績検討経過表

類区分		支払開始損害割合		県（都府）農業共済組合連合会			
組合等名	組合等当初評価高 超過被害 (除買桑、分割前)		基準収繭量 (除買桑、分割前)	組合等当初評価 高共済減収量 (除買桑、分割前)	繭売買取扱業者 提示数量 又は組合員等 聴取調査 結果数量 ③	連合会当初評価高 共済減収量 (除買桑、分割前)	備 考
	戸 数	箱 数	①	②	③	④	
	戸	箱	kg	kg	kg	kg	
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
合 計		(.)			(.)		

- (注意) 1 都道府県連合会が、出荷数量等の調査を行ったときに、支払開始損害割合超過被害（除買桑、分割前）の全戸について本表に取りまとめ、「連合会当初評価高報告書」（様式第13号の1）に添付すること。
- 2 「組合等当初評価高」は、当該組合等の当初評価高報告書から転記するが「箱数」欄の（ ）内には、収繭皆無又は掃立不能に該当する組合員等に係る共済箱数の合計値を内訳として記入すること。
- 3 「基準収繭量」欄は、組合等ごとに超過被害（除買桑、分割前）の全戸について基準収繭量を記入すること。
- 4 「組合等当初評価高共済減収量」及び「連合会当初評価高共済減収量」は組合員等ごとの数値を積み上げること。
- 5 「繭売買取扱業者提示数量」欄は、掃立不能に該当する組合員等の場合は支払開始損害割合に応じて当該組合員等の基準収繭量の100分の40、100分の35又は100分の30に相当する数量を記入し、（ ）内にはその掃立不能に係る数量を内訳として記入すること。
- 6 「箱数」は小数点以下第2位まで、「繭売買取扱業者提示数量」又は「組合員等聴取調査結果数量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

令和 年産 畑作物共済連合会初評価高報告書（定期報告）添付書
(蚕 繭)

畑作物再保険区分					政府再保険認定区分				県(都府)農業共済連合会					
引受戸数			基準収繭量		共済箱数	共済金額		共済金支払見込額		保険金支払見込額		通常責任保険金額	畑作物異常部分保険金	
実戸			kg		箱	円		円		円		円	円	
	被害程度別		被害箱数等		収繭皆無	支払開始損害割合超過～10割未満	掃立不能	計	支払開始損害割合以下	合計	支払開始損害割合超過戸数	買桑量	分割評価	
組合等当初評価高	被害箱数		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	支払開始損害割合超過	対象戸数	
			含買桑							実戸	kg	実戸		
	基準収繭量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	含買桑	支払開始損害割合以下	対象共済箱数	
	収繭量		除買桑											
	減収量		除買桑							実戸				
			含買桑											
	共済減収量		除買桑							実戸	合計	分割減収量		
			含買桑											
	分割評価による修正後		被害箱数	含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後	kg	kg
			共済減収量	含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	実戸		
連合会当初評価高	被害箱数		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	支払開始損害割合超過	対象戸数	
			含買桑							実戸	kg	実戸		
	基準収繭量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	含買桑	支払開始損害割合以下	対象共済箱数	
	収繭量		除買桑											
	減収量		除買桑							実戸				
			含買桑											
	共済減収量		除買桑							実戸	合計	分割減収量		
			含買桑											
	分割評価による修正後		被害箱数	含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後	kg	kg
			共済減収量	含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	実戸			

(注)

- 1 この添付書は、政府再保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 この報告書には、通常災害の場合においては、「蚕繭の出荷数量等調査成績検討経過表」（様式第26号の2）又は「連合会抜取調査成績検討経過表（蚕繭）」（現地調査要領）を添付すること。
- 3 「共済金支払見込額」等の金額は、分割評価による修正後の含買桑による金額を算出して記入すること。
- 4 被害箱数等の「除買桑」の「支払開始損害割合以下」欄には、「除買桑」では支払開始損害割合以下の被害であるが、「含買桑」では支払開始損害割合超過被害となる組合員等について記入すること。
- 5 「分割評価による修正後」の「被害箱数」の「支払開始損害割合以下」欄には、分割評価によって共済金支払対象外となった組合員等について記入すること。
- 6 分割評価による修正前において「収繭皆無」として区分した組合員等が、分割評価の対象となったものの共済金の支払対象となる場合については「分割評価による修正後」においても「収繭皆無」として区分すること。
- 7 買桑量の「支払開始損害割合超過」欄には、「除買桑」で支払開始損害割合超過被害となる組合員等の買桑量の合計を、「支払開始損害割合以下」欄には、「除買桑」では支払開始損害割合以下の被害であるが「含買桑」では支払開始損害割合超過被害となる組合員等の買桑量の合計を記入すること。
- 8 分割評価の「対象戸数」欄には、被害割合（含買桑、分割前）が支払開始損害割合超過被害となる組合員等のうち分割評価の対象となった組合員等数を記入し、「対象共済箱数」及び「分割減収量」欄は、当該組合員等に係る数値を記入すること。
- 9 「被害箱数」及び「分割対象箱数」は小数点以下第2位まで、「収繭量」、「減収量」、「分割減収量」は小数点以下第1位まで、「基準収繭量」、「共済減収量」及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。
- 10 類区分ごと及び支払開始損害割合ごとのデータ（保険金支払見込額、通常責任保険金額及び畑作物異常部分保険金は除く。）を別途送信すること。

令和 年産 損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）

類区分	
-----	--

- (お願い) 1 桑園に被害を受けたときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合又は全国農業共済組合連合会に提出して下さい。
- 2 10アール当たり平年収桑量の欄には、該当する収穫方法（条桑、全芽等）を左肩に記入して下さい。

組合員番号		地区名		組合員氏名	
災害の種類		災害発生日	蚕児の令期	災害の発生直前に必要とした買桑量	申告月日
※		※ 月 日	※	※ kg	※ 月 日

現地評価

被 害 桑 園			損害評価〔評価月 月 日 評価者 〕						
(ここは、農業共済組合又は全国農業共済組合連合会が記入しますから、記入しないでください。)									
地名地番	桑園面積	10アール 当 たり 平年収桑 量	10アール当たり基準収桑 量 (被害発生直前)		基 準 収 桑 量 ④=①× 〔②又は③〕	被害割合		減収桑量 ⑦=④× 〔⑤又は⑥〕	収桑見込量 ⑧=④-⑦
	①		評価者 ②	修正後 ③		評価者 ⑤	修正後 ⑥		
	a	※ kg	kg	kg	kg	%	%	kg	
無被害桑園									
合 計					Σ ④	Σ ⑦ / Σ ④		Σ ⑦	⑧=Σ ④-Σ ⑦ kg

- (注意) 1 特定組合等は、現地評価に先だって、損害通知のあった桑園について、加入申込書と照合し、無被害桑園について圃場別内訳を記入すること。
- 2 「10アール当たり基準収桑量」は、当該被害がないとすれば収穫期に収穫が見込まれる数量とする（10アール当たり基準収桑量から被害発生直前までの収桑量を差し引いたもの）。
- 3 「10アール当たり基準収桑量」及び「被害割合」の「修正後」は、抜取調査を行った場合で、評価者のそれを修正するときに記入する。

分類	和 平 産 品
----	---------

(お願い) 蚕児や桑園に被害が発生し、蚕繭の支払開始損害割合を超える減収になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合又は全国農業共済組合連合会に提出してください。

組合員番号		地区名		組合員氏名				
飼育場所	掃立月日	収 穫（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名	
※	月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※	
						申告月日	※ 月 日	

1 蚕児被害用

災害の種類	調査時の令期	被害割合	被害状況			飼育中の 管理 良中否	分割減収量 ③ kg	分割事由
			り病割合	葉蚕割合	その他			
	令 日	%	%	%	%			
2. 収穫期用						評価月日		評価者

2 收穫期用

(1) 出荷数量等調査、青色申告書等調査

③ 販売買業者提示数量	④ 組合員聴取り	⑤ 見込収蔵量	収蔵期における共済事故の確認	
			共済事故名	被害割合
kg	kg	kg		%

(2) 全戸調査（実測又は検見：該当方法に○を付す。）

族 種	規格	総蒨数 ③⑥	標 本 族 数 ③⑦	標 本 族 の				見込収蒨量 ④⑩ = ③⑧ × ③⑨		評価 月日	評価 者	
				蒨粒数		単蒨重 (g)		総収蒨量 ③⑧	平均蒨当り 収蒨量 ③⑨ = ③⑧ ÷ ③⑦			修 正 後
				合計	平均	合計	平均					
A 回転蒨					.	.	. kg	. kg	. kg			
B					.	.	.	.	.			
C					.	.	.	.	.			
D					.	.	.	.	.			
計							/	/				

平均蔴当たり収蔴量（蔴粒数）の算出基礎

A	B	C	D
---	---	---	---

(3) 分割減収量の調査

分割減収量 ④	上簇中の管理 良 中 不	分 割 理 由	備 考
kg			

3 損害評価結果の取りまとめ

(1) 引受内容

共済箱数	(14)	箱
基準収蘭量	(15)	kg
支払開始減収量	(16) = (15) × 支払開始 損害割合	kg

(3) 支払共済金等

共済金支払 見込額	特定組合等 当初評価高 $\textcircled{45} \times \textcircled{54}$
	円
単位当たり共済金額 $\textcircled{54}$	支払共済金 $\textcircled{52} \times \textcircled{54}$
円	円
被害割合＝ $\frac{\text{減収量} \text{〔}\textcircled{47} \text{又は}\textcircled{51}\text{〕}}{\text{基準収蔵量}\textcircled{15}}$	%

(2) 収穫期の損害評価結果

(2) 収蘭期の損害評価結果		収蘭皆無	
調査方法の別		全戸調査	
出荷数量等調査		全戸調査	
		収蘭量(kg)	減収量(kg)
出荷数量等調査又は全戸調査		③⑤ 又は ④⑥	(15 - ③⑤ 又は ④⑥) - ①⑥
特定 組合 当初 評価	平均修正率による修正	④②	(15 - ④②) - ①⑥
	出荷数量等による修正	③⑤	(15 - ③⑤) - ①⑥
	分割評価による修正	④④ = [④② 又は ③⑤ の多い方] + ⑤①	④⑤ = (15 - ④④) - ①⑥
最終 決定	最終認定による決定	④⑥	(15 - ④⑥) - ①⑥
	分割評価による修正	⑤② = ④⑥ + ⑤③	⑤② = (15 - ⑤②) - ①⑥
総分割減収量 ⑤① = ③② + ④①			⑤①

(注意) ① 「修正後」欄は、現地調査要領の規定に基づき、繭乾燥歩留り率による修正を行ったときに記入する。
② 特定組合等当初評価高の「収繭量⑤」欄は、全戸調査（実測又は検見）を行い、別に出荷数量等調査を行ったときのみ記入すること。
③ 「収繭皆無」欄には収繭皆無の場合、「調査方法の別」欄には該当するものに、○印等を付すこと。
④ 「減収量」は「基準収繭量」から「収繭量」を差し引いて求めること。
⑤ 共済事故以外の理由により全量棄蚕した場合は収繭皆無として整理し、当該数量を分割する。
⑥ 「収繭量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

様式例第28号の3

令和 年産 損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害、蚕児被害、収繭期用）

類区分

（お願い） 蚕児や桑園に被害が発生し、蚕繭の支払開始損害割合を超える減収になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合又は全国農業共済組合連合会に提出してください。

組合員番号		地区名		組合員氏名			
掃立月日	収繭（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名	申告月日
※ 月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※	※ 月 日

1 実掃立共済箱数等の調査

被害発生直前に必要 とした買桑量 ⑨=⑬-Σ④	実 掃 立 共 済 箱 数 ⑩	飼育継続箱数 ⑪	箱当たり基準給桑量	
			掃立から上簇まで ⑫	被害発生時の令期 から上簇まで ⑬
kg	箱	箱	kg	kg

2 桑葉被害の損害評価結果

共 済 箱 数	⑭	箱
基準収繭量	⑮	kg
⑯=⑮×支払開始損害割合		kg
被害発生前の必要桑量⑰=⑭×⑬		kg
収桑見込量（総量）⑱=⑧+⑨		kg
掃立可能箱数又は飼 ⑲=⑱÷⑬		箱
育継続可能箱数（端数切捨て後）⑳		箱
掃立減少割合 ㉑=（⑭-⑲又は⑳）÷⑭		%
分割箱数 ㉒= $\left\{ \begin{array}{l} ⑲又は⑭ \\ \text{の少ない方} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} ⑩又は \\ \text{は⑪} \end{array} \right\}$		箱
分割減収量 ㉓ = ㉒ × ⑮ / ⑭		kg

3 買桑量の評価結果

買桑関係	飼育必要桑量 ㉔ = ⑬×⑩又は⑪		kg	
	必要買桑量 ㉕ = ㉔ - ⑯		kg	
	実買桑量 ㉖		kg	
	分割買桑量 ㉗		kg	
買桑量繭換算	買桑量 ㉘	左の箱換算数量 ㉙=㉘÷⑫	実箱当たり収繭量 ㉚	買桑量繭換算数量 ㉛=㉚×㉙
	特定組合等当初評価高 〔㉕又は㉖の少ない方〕-㉗	箱	〔㉙又は㉚の多い方〕÷〔⑩又は⑪〕	A
	kg	kg	kg	
最終決定		箱	㉜ ÷ 〔⑩又は⑪〕	B
	kg	kg	kg	kg

4 収繭期の損害評価結果

掃立不能・収繭皆無の別		掃立不能	収繭皆無	
調査方法の別		出荷数量等調査		全戸調査
		収繭量 (kg)	減収量 (kg)	共済減収量 (kg)
出荷数量等調査 青色申告書等調査又は全戸調査	除買桑	㉝又は㉞		（⑮- ㉝ 又は㉞）- ⑯
	平均修正率による修正	㉟		（⑮- ㉟）- ⑯
	出荷数量等による修正	㊱		（⑮- ㊱）- ⑯
	特定組合等当初評価高	含買桑 ㉒=〔㉟又は㊱の多い方〕-A		（⑮- ㉒）- ⑯
	分割評価による修正	㉓=㉒+㊲		㉔ = （⑮- ㉓）- ⑯
最終決定	除買桑	㉕		（⑮- ㉕）- ⑯
	含買桑	㉖=㉕ - B	㉗	（⑮- ㉖）- ⑯
	分割評価による修正	㉘=㉖+㊳	㉙	㉚ = （⑮- ㉘）- ⑯
総分割減収量 ㉛ = ㉓ + ㉘ + ㉚			㉜	

5 支払共済金等

共済金支払 見込額	特定組合等当初評価高 ㉝ × ㉞	
	円	
単位当たり共済金額 ㉟	支払共済金 ㊴ × ㊵	
	円	円
減収量（含買桑） ㉒又は㉓		%
被害割合 = $\frac{\text{減収量}}{\text{基準収繭量⑮}}$		

- （注意） 1 特定組合等当初評価高の「収繭量㉝」欄は、全戸調査（実測又は検見）を行い、別に出荷数量等調査を行ったときのみ記入すること。
- 2 「掃立不能・収繭皆無の別」、「調査方法の別」欄には、それぞれ該当するものに○印等を付すこと。
- 3 「減収量」は「基準収繭量」から「収繭量」を差し引いて求めること。また、増収となるときは、△（-）印を付け増収量を記入すること。
- 4 掃立不能に該当する場合は、「共済減収量」欄に支払開始損害割合に応じて、「基準収繭量」の100分の40、100分の35又は100分の30に相当する数値を記入すること。
- 5 共済事故以外の理由により掃立中止又は全量棄蚕した場合は、収繭皆無として整理し、当該数量を分割する。
- 6 「掃立減少割合」の記入単位はパーセントとし、小数点以下第1位を切捨てして整数とする。「収繭量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

令和 年産 畑作物共済特定組合等当初評価高報告書(定期報告)添付書
(蚕 繭)

農業共済組合
全国農業共済組合連合会

畑作物政府保険区分			政府保険認定区分									
引受戸数		基準収繭量	共済箱数	共済金額		共済金支払見込額		通常責任共済金額				
実 戸		kg	箱	円		円		円				
特定組合等当初評価高	被害程度別		収繭皆無	支払開始損害割合超過～ 10割未満	掃立不能	計	支払開始損害割合超過 以下	合計	支払開始損害割合超過 戸数	買桑量	分割評価	
	被害箱数等											
	被 害 箱 数		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	支払開始損害割合超過	対象戸数	
			含買桑						実 戸	kg	実 戸	
	基 準 収 繭 量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg				
	収 繭 量		除買桑									
	減 収 量		除買桑									
			含買桑						含買桑	支払開始損害割合以下	対象共済箱数	
			含買桑							実 戸	kg	箱
	共 済 減 収 量		除買桑									
		含買桑								計	分割減収量	
分割評価による修正後		被害箱数	含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後		
		共済減収量	含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	実 戸	kg	kg	

- (注) 1 この添付書は、政府保険認定区分ごとに作成すること。
- 2 この添付書には、通常災害の場合においては、全戸調査（実測又は検見）を行ったときは「特定組合等抜取調査成績検討経過表（蚕繭）」（現地調査要領）を添付すること。
- 3 「共済金支払見込額」等の金額は、分割評価による修正後の含買桑による金額を算出して記入すること。
- 4 被害箱数等の「除買桑」の「支払開始損害割合以下」欄には、「除買桑」では支払開始損害割合以下の被害であるが、「含買桑」では支払開始損害割合超過被害となる組合員について記入すること。
- 5 「分割評価による修正後」の「被害箱数」の「支払開始損害割合以下」欄には、分割評価によって共済金支払対象外となった組合員について記入すること。
- 6 分割評価による修正前において「収繭皆無」として区分した組合員が、分割評価の対象となったが共済金の支払対象となった場合については「分割評価による修正後」においても「収繭皆無」として区分すること。
- 7 買桑量の「支払開始損害割合超過」欄には、「除買桑」で支払開始損害割合超過被害となる組合員の買桑量の合計を、「支払開始損害割合以下」欄には、「除買桑」では支払開始損害割合以下の被害であるが「含買桑」では支払開始損害割合超過被害となる組合員の買桑量の合計を記入すること。
- 8 分割評価の「対象戸数」欄には、被害割合（含買桑、分割前）が支払開始損害割合超過被害となる組合員のうち分割評価の対象となった組合員数を記入し、「対象共済箱数」及び「分割減収量」欄は、当該組合員に係る数値を記入すること。
- 9 類区分ごと及び支払開始損害割合ごとのデータ（通常責任共済金額は除く）を別途送信すること。